

平成 2 1 年

笛吹市議会
第 1 回定例会会議録

平成 2 1 年 2 月 2 7 日 開会

平成 2 1 年 3 月 1 8 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第11号

平成21年笛吹市議会第1回定例会を次のとおり招集する。

平成21年2月20日

笛吹市長 荻野正直

1. 期 日 平成21年2月27日 午後1時30分
2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（24名）

1番	網 倉 正 治	2番	志 村 直 毅
3番	野 澤 今 朝 幸	4番	北 嶋 恒 男
5番	中 村 正 彦	6番	風 間 好 美
7番	渡 辺 正 秀	8番	亀 山 和 子
9番	降 矢 好 文	10番	堀 内 文 藏
11番	中 村 善 次	12番	龍 澤 敦
13番	野 沢 勝 利	14番	寶 修
15番	新 田 治 江	16番	大 久 保 俊 雄
17番	小 林 始	18番	内 藤 武 寛
19番	中 川 秀 哉	20番	渡 邊 清 美
21番	川 村 恵 子	22番	松 澤 隆 一
23番	前 島 敏 彦	24番	上 野 稔

不応招議員（ な し ）

平成 2 1 年

笛 吹 市 議 会 第 1 回 定 例 会

2 月 2 7 日

平成21年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第1号)

平成21年2月27日
午後1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議会関係諸般の報告
日程第 4 市長施政方針ならびに提出議案要旨説明
日程第 5 議案第 3号 笛吹市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
日程第 6 議案第 4号 笛吹市地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の出納その他の会計事務の一部に係る権限を会計管理者に行わせる条例の制定について
日程第 7 議案第 5号 笛吹市情報公開条例の一部改正について
日程第 8 議案第 6号 笛吹市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第 9 議案第 7号 笛吹市水道事業給水条例及び笛吹市簡易水道事業給水条例の一部改正について
日程第10 議案第 8号 笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第 9号 笛吹市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について
日程第12 議案第10号 笛吹市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
日程第13 議案第11号 笛吹市介護保険条例の一部改正について
日程第14 議案第12号 笛吹市中心身障害者小規模作業所条例の廃止について
日程第15 議案第13号 笛吹市中小企業勤労者生活安定資金融資条例の廃止について
日程第16 議案第14号 平成20年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について
日程第17 議案第15号 平成20年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
日程第18 議案第16号 平成20年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第4号)について
日程第19 議案第17号 平成20年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
日程第20 議案第18号 平成20年度笛吹市公共下水道特別会計補正予算(第4号)について

- 日程第21 議案第19号 平成20年度笛吹市簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第20号 平成20年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第21号 平成20年度笛吹市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 議案第22号 平成21年度笛吹市一般会計予算について
- 日程第25 議案第23号 平成21年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第24号 平成21年度笛吹市老人保健特別会計予算について
- 日程第27 議案第25号 平成21年度笛吹市介護保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第26号 平成21年度笛吹市介護サービス特別会計予算について
- 日程第29 議案第27号 平成21年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第30 議案第28号 平成21年度笛吹市公共下水道特別会計予算について
- 日程第31 議案第29号 平成21年度笛吹市農業集落排水特別会計予算について
- 日程第32 議案第30号 平成21年度笛吹市簡易水道特別会計予算について
- 日程第33 議案第31号 平成21年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第34 議案第32号 平成21年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第35 議案第33号 平成21年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第36 議案第34号 平成21年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第37 議案第35号 平成21年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第38 議案第36号 平成21年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第39 議案第37号 平成21年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第40 議案第38号 平成21年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第41 議案第39号 平成21年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
- 日程第42 議案第40号 平成21年度笛吹市水道事業会計予算について
- 日程第43 議案第41号 平成21年度笛吹市春日居地区温泉給湯事業会計予算について
- 日程第44 議案第42号 市道廃止について
- 日程第45 議案第43号 市道認定について
- 日程第46 議案第44号 平成20年度笛吹市老人保健特別会計補正予算（第2号）について

2. 出席議員は次のとおりである。(24名)

1番	網倉正治	2番	志村直毅
3番	野澤今朝幸	4番	北嶋恒男
5番	中村正彦	6番	風間好美
7番	渡辺正秀	8番	亀山和子
9番	降矢好文	10番	堀内文藏
11番	中村善次	12番	龍澤敦
13番	野沢勝利	14番	寶修
15番	新田治江	16番	大久保俊雄
17番	小林始	18番	内藤武寛
19番	中川秀哉	20番	渡邊清美
21番	川村恵子	22番	松澤隆一
23番	前島敏彦	24番	上野稔

3. 欠席議員

(なし)

4. 会議録署名議員

9番	降矢好文	10番	堀内文藏
----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長	荻野正直	副市長	望月健二
教育長	山田武人	総務部長	梶原清
経営政策部長	池田聖仁	会計管理者	中川啓次
市民環境部長	加藤寿一	保健福祉部長	内藤運富
福祉事務所長	佐藤貞雄	産業観光部長	保坂利定
建設部長	岩澤重信	公営企業部長	竹越富男
教育次長	早川哲夫	総務課長	山下真弥
財政課長	堀井一美	消防長	金井一貴
代表監査委員	飯田三郎	教育委員長	田中昭子
農業委員会長	荻野勇夫		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	橘 田 益 貴
議 会 書 記	飯 島 重 人
議 会 書 記	金 井 久

○議長（上野稔君）

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年笛吹市議会第1回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

100年に1度といわれる不況の中、大変暗いニュースが多い今日このごろであります。先日は、映画会最大の祭典である第81回アカデミー賞の発表があり、外国語映画部門において滝田洋二郎監督の「おくりびと」と、短編アニメーション部門で加藤久仁生監督の「つみきのいえ」が、それぞれ受賞する快挙がありました。

大変喜ばしく明るい話題でありました。

日本の政治経済も、このような明るい展望が開かれることを願って止みません。

平成21年度が平穏な年であることを願いつつ、今定例会を活発にご審議くださるようお願いいたします。

本日、傍聴の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また、騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（上野稔君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第9番 降矢好文君

議席第10番 堀内文藏君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（上野稔君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月18日までの20日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの20日間と決定いたしました。

○議長（上野稔君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

監査委員から、平成20年11月分から平成21年1月分の例月出納検査の結果について、報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承をお願いいたします。

本日までに受理した請願は、お手元にお配りした請願文書表のとおり、教育厚生常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況等については、お手元に配布したとおりです。

○議長（上野稔君）

日程第4 市長より、施政方針ならびに、日程第5 議案第3号から日程第46 議案第44号までの42案件を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

本日ここに、平成21年3月定例市議会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解を賜りたいと存じます。

最初に、平成21年度に向けた私の施政方針をご説明申し上げます。

昨年3月、新笛吹市基本計画の3つの理念を継承し、達成目標の数値化を図った、第1次笛吹市総合計画「ふえふき協奏曲第1番」を策定いたしました。

平成20年度は、この計画に掲げた10年後の将来像実現に向けて最初の一步を踏み出した「総合計画元年」として、笛吹市発展の礎を築くために、市民第一主義を視点として市民の参画と協働の実践に取り組んでまいりました。

平成21年度は、1年目の基礎づくりを継承するとともに「笛吹らしさ」を追求し、定着させ、さらに発展させることで、経営の安定化を図りたく、施政経営方針のメインテーマに「みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニー、オンリーワン都市」を掲げさせていただきます。

平成21年度マニフェストの組織目標達成のために、引き続き市民の参画と協働の実践に取り組みながら、「誰のための仕事か」という原点を忘れずに、生活者起点でのまちづくりを強力に推進してまいります。

また、将来像実現に向けて、2年目の真価が問われる年にあたり、実施計画の各事業について検証と評価を行い、新年度事業に反映させるとともに、21年度からは施策評価を実施し、常に市民の目線で「プラン・ドゥー・チェック・アクション」のマネジメントサイクルを回してまいります。

さらに、施策の実現のため、昨年に引き続き「笛吹DNA戦略」を設定し、すべての施策の役割を「のばす」と合わせ、他の施策と「つなぐ」、あるいは「ささえる」ことにより、互いの相乗効果を高めながら、今日まで継承し蓄積された、顕在・潜在するさまざまな資源を有

機能的に結びつけることによって、さらにその価値を高めてまいります。

また、組織目標達成のためには、組織力の向上が不可欠であることから、経営の基本であるマネジメントサイクルを常に意識して行動し、この1年で培った、1年、半年、四半期、毎月、場合によっては1週間ごとに、行動計画や予算の執行・検証を行い、次につなげるというシステムの精度をより高めることにより、組織力の強化を図ってまいります。

地方分権改革推進法の施行により地方分権化が急速に進み、自治体間格差の発生が避けられない現況下、徹底した行財政改革による安定した財政基盤の構築は、地方自治体の責務であります。

第1次笛吹市行財政改革の検証、および第2次行財政改革大綱の策定に向け、引き続き財政の健全化を維持するため、自主財源の確保に取り組むとともに、行政経営システムと合わせ、月次目標管理と「選択と集中」による計画的な事業執行により、行政の内部効率性を一層高めてまいります。

市民と行政が一体となって課題解決に取り組み、地域をつくり上げていく協働の時代、自治体に求められるのは、「時流適応」であります。

社会と時代の変転を見極め、行政を取り巻く時代の変化に積極的に対応する意思を持ち、それを果敢に実行して持続可能な自治の営みを確実にしていくことだと思います。

職員の意識改革を進め、市役所全体が明確な時代認識を持ち、市民のために何をすべきかといった使命と責任感を追求することで、「オンリーワン都市」の実現を図ってまいります。

続きまして、第1次笛吹市総合計画の施策体系に沿った主要事業をご説明申し上げます。

最初に、「実り多い産業と人々の集うまちづくり」についてであります。

はじめに、リニア対策事業についてであります。

リニア中央新幹線につきましては、JR東海の主導のもとに、平成37年の営業運転開始を目標に大きく動き出しているところですが、市といたしましては、既に事業主体により発注されておりますトンネル工事の発生土運搬等に伴う、地元行政区・対策協議会等との調整、工事用道路の建設協議、関連公共事業の推進、安全対策、環境対策等の調整を行っております。

今後は、平成25年度までに建設予定の、山梨リニア実験線全線工事の円滑な進捗に向け、事業主体・山梨県等と協議を行いながら、地元住民の立場に立った事業展開を図っていくとともに、営業運転開始を視野に入れた、リニア中央新幹線建設促進活動および峡東リニア圏域リニア中央新幹線駅誘致推進協議会等と連携した、活発な停車駅誘致活動を推し進めてまいります。

次に、市営バス運行事業であります。

平成20年1月7日より、新規3路線におきまして実証運行を行ってまいりました。

当初の計画を延長しての実証運行でしたが、3路線ともに利用者数が少なく、本格運行につなげていくためには、多くの課題を残す結果でありました。

この結果を地域公共交通会議に諮る中で、公共交通ネットワークを再検討していく上でも、年度末をもって実証運行を一旦休止する結論に至りました。

今後は、既存の路線も併せた中で、新たな方式による公共交通の運行も視野に入れながら、市全体としての公共交通ネットワークの構築に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、ブランド力がある産地形成の実現であります。

本市は、南北を山に囲まれた緑豊かな都市で、なだらかに波打つ丘陵部から甲府盆地底部にかけては豊かな農地が広がり、農住の調和がとれた美しい定住環境は、恵まれた気候や風土、交通条件と相まって、果実生産の適地であると同時に、観光や産業の立地にも有利な環境であります。

この豊かな自然を生かし、もてなしの心を持って都市住民との交流を進め、また、地域住民との共生を図りながら、地域経済の活性化を図るための施策を展開し、「果樹日本一と温泉の郷」づくりを目指して、ブランド力がある産地形成を実現してまいります。

次に、観光事業についてであります。

昨年4月から6月にかけて、J R 6社が行ったDCキャンペーンの好評を受け、本年もJ R 東日本が、引き続き山梨県を重点販売地域に指定することが決定されています。

山梨県においても、4月に社団法人やまなし観光推進機構を設立し、さらなる観光行政の推進を図る方針を打ち出していることから、県とタイアップした事業を企画し、笛吹市の魅力を全国に発信してまいります。

また、笛吹市の特色を生かしながら、甲府市、山梨市、甲州市との広域連携を行い、新たな観光ルートを作成していきたいと考えております。

観光行政の指針である、笛吹市観光振興ビジョンにつきましては、ふえふき協奏曲第1番を基本に、地域の観光協会、旅館協同組合、J A、また、パブリックコメントなどにより、さまざまな皆さまからのご意見を伺いながら、笛吹市の魅力を最大限生かしたビジョンを策定してまいりたいと考えております。

さらに、インバウンド対策といたしましては、継続して東アジア方面の誘客促進に向けて、キャンペーン等を実施してまいります。

次に、農業振興についてであります。

これまで、生産者の高い技術やJ Aを核に地域が一体となって、果樹産地を形成してきましたが、農業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

笛吹市農業振興行動計画に基づき、海外などにも目を向けた販路の拡大を行い、農産物にさらなる付加価値を付け、有利販売に結びつけるとともに、生産コストを削減することで、担い手が育つ農業経営を実現するよう事業の展開を図ってまいります。

鳥獣被害の対策としましては、笛吹市鳥獣被害防止対策協議会を設立し、地域の方と連携を図りながら、積極的に対策を講じてまいりたいと考えております。

また、全国的な食の安全に対する関心の高まりに伴い、地産地消が重要な課題となっております。

市では、笛吹市地産地消推進計画を策定し、生産者、消費者、事業者、学校および市が一体となった地産地消を推進してまいります。

特に、21年度は、市内4カ所目の直売所となる芦川農産物直売所の建設を計画しておりますので、この施設を核とした地域の活性化と地産地消が図られるものと、期待するところでもあります。

さらに、農業と地域の共生、循環型社会の構築に向け、平成19年度からの継続事業である、八代地区のホタルの里の基盤整備を引き続き進めてまいります。

また、平成19年に策定した、バイオマスタウン構想に基づき、剪定枝粉碎機の補助や生ごみからの有機堆肥を活用し、成果を上げてきた農業生産をさらに発展させ、農業と地域が共存する環境にやさしい地域循環型のまちづくりを進めてまいります。

次に、土地改良事業についてであります。

農業の生産、流通、農地農村環境の向上等につながる農道、水路等の改修などの農業基盤整備については、県営事業として畑地帯総合整備事業を含め、市内10カ所を実施いたします。

また、昨年を引き続き、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動や、資源保全に向けた営農活動への支援として、「農地・水・環境保全向上対策事業」を実施してまいります。

なお、各地域からの要望につきましては、その必要性、緊急性などを勘案し、積極的かつ計画的に進めてまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

世界的な経済危機に直面する中、緊急経済対策として、市内の中小企業者に対し、借入金について50%の利子補給を実施し、地域経済の活性化と安定に努めてまいります。

また、市内産業の根幹の一つを担う「ものづくり企業」との意見交換会を実施する中で、企業と行政の連携、各企業間の情報交流、ネットワークの形成を促進いたします。

企業誘致については、企業立地促進助成制度を活用する中で、引き続き農村工業団地への優良企業の誘致を進めてまいります。

また、個々の店舗の魅力をアップし、競争力のある商業の一層の活性化を図るため、商工会と連携して一店逸品創出事業を積極的に推進してまいります。

次に、道路境界線境界調査事業であります。

合併以前に、寄付行為または原材料支給などで拡張された道路部分について、未登記個所の解消を図るため、未登記の現地調査を実施するものであります。

平成19年度において、道路台帳および航空写真と公図等の資料からデータ収集を行い、20年度には春日居町地区の調査が終了しておりますので、引き続き21年度は、一宮町地区の現地調査を行ってまいります。

次に、石和温泉駅周辺整備事業についてであります。

石和温泉駅周辺整備事業については、平成18年度に笛吹市石和温泉駅周辺整備事業検討委員会でご検討をいただく中で、本市の鉄道の玄関口として、機能的で美しい街並みの形成に向け、整備が必要であるとの報告を受けております。

今後は、石和温泉駅駅舎の改築を中心とした周辺整備を行うことにより、機能的で美しい街並みの形成と併せて、市民の利便性の向上や、今後増加が期待される観光客等の、交流拠点としての充実化を進めてまいりたいと考えております。

次に、石和駅前土地区画整理事業についてであります。

平成4年度から進めている土地区画整理事業は最終段階に入り、21年度は都市計画道路八田線や区画道路2号線などの整備工事を行います。

この工事に伴い、現在、一部権利者と協議による移転の見通しがつかない状況であり、今後も協議による移転を目指して交渉を継続いたしますが、協議が不調の場合、最終的には直接施行も視野に入れた中で事業を進めてまいります。

続きまして、「環境にやさしく、安心して健やかに暮らせるまちづくり」についてであります。

はじめに、安心・安全のための備えづくりについてですが、消防業務につきましては、恒常的に発生する火災や事故、また、傷病者の救急搬送業務等に対し、日々の危機管理意識を堅持しながら消防行政を執行しております。

平成21年度は、市民のニーズが増加、および多様化している救急搬送業務の高度化、市民の自助・共助活動を支援する救急救命技術の啓発、予防事業の推進を施策の柱として、市民の安心・安全を実現していくための消防機能の充実を図ってまいります。

また、常備消防の広域化の問題につきまして、昨年5月に山梨県消防広域化推進計画が示されたところではありますが、関係機関と広く意見交換を行いながら、市民の安心・安全の堅持を第一に、本市にとって最善の選択肢を探っていきたいと考えております。

次に、防災行政無線デジタル化事業についてであります。

地震や火災等の災害時はもとより、平常時の行政情報等のより高度な情報伝達的手段として、平成21年度から3年間をかけまして、防災行政無線デジタル化事業を進めてまいりたいと考えております。

初年度の平成21年度につきましては、親局の整備を進めるとともに、芦川町地域の整備に向けた中継局を春日山に設置してまいります。

次に、ごみ減量推進事業についてであります。

平成18年度を「ごみ減量元年」と位置付け、平成22年度までの5年間に「やってみるじゃん53%減量」をスローガンとし、生活系ごみの53%減量を目標に、事業に取り組んでおります。

平成21年度は、組成割合の高い生ごみの再資源化へ向けた施策も重要課題として位置付け、生ごみ処理機等の購入補助制度と合わせ、ボカシ作り団体への原材料費の補助、また、モデル地区における生ごみの分別収集を行い、大型生ごみ処理機による堆肥化による減量、さらに、バイオマスタウン構想との連携を図る中で、生ごみリサイクル計画の推進を図り、さらなる減量施策に努めてまいります。

また、ミックスペーパー・その他プラの分別排出の推進強化を目的にモデル地区を設け、排出箇所数の増設による分別の徹底、さらに、地域の公民館等での分別説明会や市内スーパー等での分別推進キャンペーンなどを実施するとともに、広報・ホームページ等を活用しながら、住民の減量意識改革への啓発に努めてまいります。

次に、緑の基本計画についてであります。

緑の基本計画は、都市緑地法に基づく緑地の保全および緑地の推進に関する基本計画であり、憩いと癒しの空間づくりを計画的に推進するための指針となるもので、第1次笛吹市総合計画や笛吹市都市計画マスタープランにも位置付けられております。

都市公園等の整備、公共施設や民有地の緑化、緑の普及啓発活動や仕組みづくりなどにおいて、市民・事業者・行政が協働して取り組むための方針として、平成22年度の策定を目指し準備をいたしております。

次に、特定健診・特定保健指導事業についてであります。

生活習慣病対策のため、40歳から74歳までの内臓脂肪症候群、通称メタボリックシンドロームの予防・改善のための、特定健診・特定保健指導事業でございますが、21年度につきましては、被保険者数の40%受診を目標に、受診機会の拡充と健康意識の高揚に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、国民健康保険事業についてであります。昨今の医療費の上昇に伴う自主財源の確保が喫緊の課題となっていることから、21年度は、収納対策の充実・強化、および予想される医療費を含めた歳出に伴う、財源確保のための適正な税率の設定など、従来にも増して慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、障害福祉についてであります。

平成20年度に策定いたしました、第2期障害福祉計画に基づき、障害児や障害者が希望する必要な支援を保障するとともに、地域生活支援センターを平成21年度には3カ所増やし、合計で5カ所として、障害区分にとらわれることなく、専門的な相談支援や社会参加支援を行ってまいります。

また、地域自立支援協議会では、困難事例への対応と地域の課題について、協議や研修・学習会を開催し対応してまいります。

コミュニケーション支援事業では、聴覚、言語機能、音声機能に障害のある方の利用に向け、手話通訳者を市役所に設置することにより、利用の意向に合わせた適切なサービスに努めてまいります。

さらに、施設入所・入院から地域生活への移行や、福祉施設から一般就労への移行を推進し、在宅福祉サービスの充実や居住の場の確保と、雇用・就業の就労支援の充実に努め、地域における障害者の自立と社会参加の促進に取り組んでまいります。

次に、健康づくり事業についてであります。

平成20年度に策定しました笛吹市食育実施計画に基づき、食育フォーラムや食事バランスガイドの普及啓発など、「食」を通じた健康づくりを推進してまいります。

母子保健については、妊娠時から一貫した相談、健診事業等を実施してまいります。特に、妊婦健診、不妊治療については公費負担の一層の拡大充実を図り、次世代育成のための支援を行ってまいります。

成人保健につきましては、各種健康診査の実施、およびその結果に基づく保健指導、健康教育などを実施し、生活習慣病の予防に取り組んでまいります。

また、シルバー体操指導員養成事業は、さらに指導員の養成を拡充し、活発な地域活動を展開するための支援を行ってまいりたいと考えております。

温泉活用健康づくり事業につきましても、内容の一層の充実を図り、昨年を引き続いて実施してまいります。

次に、高齢者福祉関係についてであります。

本格的な長寿社会の到来により、高齢化率は急テンポで進み、現在、笛吹市では、65歳以上の高齢者人口が23%に達するところまできています。

福祉・介護へのニーズが高度化、多様化する中、「高齢者が元気に活躍するまち」「高齢者が安心して生活できるまち」「高齢者が互いに支え合うまち」を将来像に掲げ、平成21年度から23年度を目標に、笛吹市高齢者福祉計画ならびに第4期介護保険事業計画「ふえふき いきいきプラン」の策定に取り組みました。

本市の高齢者の約8割は、介護を必要としない比較元的元気な高齢者であるため、笛吹市地域包括支援センターを充実し、高齢者の総合相談業務や介護予防事業に取り組んでまいります。

特に、このまま放置しておくと要介護状態になってしまう、いわゆる特定高齢者と呼ばれる方をより多く把握して、運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上などの介護予防事業につなげ

てまいります。

また、21年度からの新規事業として、家庭に居ながらにして気軽に運動ができるように、テレビ放映による介護予防体操等の普及と、認知症についての正しい理解を持ち、認知症の方や家族を応援する、認知症サポーターの養成に取り組んでまいります。

次に、介護保険事業についてであります。

今年度策定しました、第4期介護保険事業計画に基づき、サービスの給付と健全な運営を図りながら事業を進めてまいります。

年々増大する介護給付費の適正化を図るため、介護サービスの適正な給付状況のチェックや、利用者への給付費通知により請求状況の確認や、保険給付に対する意識の啓発に取り組んでまいります。

また、介護相談員によるサービス事業者との意見交換や利用者ニーズの情報交換等を行いながら、適切な介護サービスの確保とサービスの質の向上を図ってまいります。

次に、児童福祉関係についてであります。

核家族化の進行や共働き世帯の増加に伴い、子育て支援・少子化対策の充実が求められており、平成21年度も、次世代育成支援行動計画に基づき、子育て支援事業や保育サービスの充実を推進してまいります。

また、平成22年度から26年度までの後期計画を策定するため、未就学および小学生の保護者を対象に、ニーズ調査を行っているところでありますが、調査結果を踏まえ、前期計画の実施状況を検証しながら、21年度中に計画の策定を行いたいと考えております。

乳幼児医療費の助成につきましては、4月から通院の助成対象年齢を入院と同じ就学前までに拡大し、入院時に負担する食事療養費についても、助成の対象といたします。

また、ひとり親家庭医療費の助成につきましては、入院時の食事療養費を助成してまいります。

さらに、入学祝金につきましても、小学校入学に限られていたものを、21年度からは中学校入学も対象とし支給拡大してまいります。

父子家庭に対する支援につきましては、国や県の支援策が少ない状況であることから、本市では、新たな支援策として父子家庭児童育成手当創設に向け準備を進めたいと考えております。

次に、地域の子育て支援拠点施設としての子育て支援センターでは、つどいの広場も含め、4カ所目となる「きっず・やつしろ」について、1月から試行的に開設していますが、4月から本格的な開設となります。

NPO法人による運営も順調で、利用者の評判も良好だと伺っていますが、さらに多くの皆さまにご利用いただけますよう努めてまいります。

学童保育事業につきましては、児童館や小学校の空き教室を活用して10カ所で実施しておりますが、登録児童数は年々増加し、4月からは850人を超える状況であります。

今後も保護者のニーズと児童健全育成のため、国が示すガイドラインに沿って、さらに充実した運営に努めてまいります。

保育所関係では、保護者のニーズが高い延長保育サービスを新たに1カ所拡充し、併せて15カ所の園で実施するとともに、9カ所の園で実施している一時保育サービスにつきましても、新たに2カ所を拡充し、さらなる保育サービスの充実に努めてまいります。

石和第三保育所につきましては、指定管理者による保育所運営が3年目を迎えますが、

21年度も、新たな保育所への指定管理者制度導入に向け、保護者のニーズを適切に把握し、十分な話し合い等を行いながら進めてまいります。

かすがい東保育所建設事業につきましては、21年度に施設の建設工事に着手し、年度内の完成を目指してまいります。

また、保育所ビジョンにつきましては、保育における課題の再認識と、心豊かな児童の保育を目指し、現在、公立・私立の保育士や小学校関係者などで構成した、ワーキンググループを中心に検討を重ねているところであり、策定後は、市民の皆さまにも公開し、笛吹保育の指針として運用してまいりたいと考えております。

次に、水道事業についてであります。

笛吹市水道事業は、地理的に統合困難な芦川町と御坂町の一部を除いた6町の水道事業を、新たに一つの水道事業とすることにより、1日最大給水量を3万6,800立方メートルとする計画であります。

これからの水需要を予測し、新たに確保した広瀬ダムの笛吹畑かん用水1万2,460立方メートルの早期利用を目指し、境川町小黑坂に浄水場を建設し、さらに配水池と送配水管の整備により、境川町と八代町の一部に配水を行うものであります。

平成21年度は、買収した建設用地の造成を行うとともに、浄水場および配水池の建設に着手し、平成23年3月の完成を目指します。

また、水道使用料金の見直しにつきまして、今定例会に料金改定の条例改正案を上程させていただきましたので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

続きまして、「個性輝く人々が育ち、活躍するまちづくり」についてであります。

はじめに、教育環境の充実についてですが、平成21年度は、笛吹市学校教育ビジョンの策定を契機にさらなる教育振興を図るとともに、市内外に向けての笛吹教育の啓発と理解を目指し、本年秋を目途に笛吹市教育フォーラムを開催したいと考えております。

このフォーラムには、全国でも教育に先進的に取り組んでいる自治体の首長や、PTA、教職員をはじめ、学校教育に携わるさまざまな方々のご参加をいただき、新鮮かつ真剣な討議を通して、これからの教育のあるべき姿を探ってまいりたいと考えております。

次に、学力向上と心をはぐくむ学校教育についてであります。

学校教育ビジョン具現化のため、市担指導主事を中心とした指導体制を強化し、平成19年度に設置した笛吹市学力向上委員会を継続設置する中で、市独自で実施している標準学力検査と、文部科学省の全国学力・学習調査を併せて分析し、さらなる学力向上の方途を探ってまいります。

さらに、基礎学力の定着と教師力の向上を目指すための講演会、研修会開催のほか、初の試みとして、指定校を選定し、先進教育で名高い講師を、年間を通して招致し実践教育を行い、その成果を市内全校に広めることで、より効果の上がる教育指導方法の共有化に努めてまいります。

次に、青少年の健全育成についてであります。

青少年を取り巻く環境は、昨今の急激な社会状況の変化を反映するように、日を追って厳しさを増しておりますが、関係機関をはじめ、さまざまな団体のご協力をいただきながら、青少年の健全育成のため、日々取り組んでいるところであります。

平成21年度は、青少年コーディネーターが中心となり、健全育成に影響を及ぼす恐れのある場所に加え、通学ルートや市内の公園、広場などについても情報収集や調査を行い、総合的に危険箇所、注意箇所を把握した上で、台帳や青少年環境安全マップとして地図上に集約網羅し、子どもを取り巻く環境状況の情報を青少年に関する皆さんと共有し、安心・安全な地域づくりに役立ててまいります。

次に、生涯学習の充実であります。

自由なテーマを選び、生涯にわたって学習を継続し、その結果として豊かな人生を享受するためのきっかけづくりや手助けの場として、市民講座「スコレー大学」事業を展開しております。

市民のニーズに加え、特定分野に偏らないバランスの取れた講座内容をコンセプトとして、21年度も年間180講座に2,800名の参加者を見込んで、事業の提供を行ってまいります。

また、芸術性の高い事業の開催、経験豊かな「いさわ文化・スポーツ振興財団」と綿密な連携を図るとともに、山梨学院大学等の外部機関との連携講座も積極的に開催し、先進的で特徴のある笛吹市の文化事業の展開を積極的に図ってまいります。

次に、社会体育の充実についてであります。

生涯を通じて、年代に応じたスポーツを楽しみ豊かな人生を過ごすための一助として、健康教室や各種スポーツ大会など、さまざまなイベントを開催しております。

平成21年度は、スポーツ振興課所属の社会体育指導員の勤務体制を常勤とし、地区公民館などを会場として、手軽に、誰にでもでき、健康づくりに効果のある運動の普及に取り組み、健康志向の醸成とスポーツを楽しめる環境づくりに努めてまいります。

次に、文化財の保存・活用についてであります。

本市は、文化財の宝庫であり、先人から、質、量とも膨大な、他に誇ることでできる遺産を引き継いでおります。

国指定史跡「甲斐国分寺・尼寺」、県指定史跡「岡・銚子塚、竜塚古墳」、また、市指定の「寺本古代寺院跡」は、その代表的なものであり、21年度は、これら史跡の価値をより多くの人たちにご理解いただけるよう、造られた経過や歴史的背景などを詳細に解説したスポットガイド、およびエリアマップを作成してまいります。

また、現在編集中の冊子「甲斐の国千年の都・笛吹市」と合わせて、市内史跡、文化財の最新で、かつ細やかな情報を発信することにより、教育、地域づくり、観光面での活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、「将来像実現に向けた取り組み」についてであります。

まず、市民と行政との協働の取り組みにつきましては、市民活動の核となるNPO法人や市民ボランティア団体の育成を中心とした、市民活動支援に取り組んでおります。

地域振興基金運用益を活用した市民ボランティア・NPO助成事業、地域振興促進助成事業を活用し、市民活動の活性化を図るとともに、市民ワークショップの開催や市民活動支援講座などの取り組みを進めてまいります。

また、市民活動・地域づくりポータルサイトの整備を進め、市民活動団体がそれぞれの情報を発信し、市民のボランティアニーズに市民自身が応えていく、自立した市民活動への支援を行ってまいります。

次に、有料広告掲載事業についてであります。

この事業は、市の公共物等に有料広告を掲載することによって、経営資源を積極的かつ効率的に活用して、新たな財源を確保するとともに、企業等との協働により行政サービスの向上を図るものであり、4月からのホームページへの有料広告掲載につきまして、現在、広告掲載事業者の募集を行っております。

なお、その他の公共物への掲載につきましても、順次検討を重ねてまいります。

次に、衆議院議員総選挙への取り組みについてであります。

選挙の正確な執行はもちろん、市民サービスの向上や経費の削減等の観点から、選挙事務の効率化に取り組んだ結果、県内ではトップレベルの迅速化を実現することができ、県外の自治体からも問い合わせを多くいただいて、注目を集めているところであります。

平成21年度は、衆議院議員総選挙に向け、この取り組みをさらに推し進め、投票区の見直し、開票事務のさらなる効率化、開票事務従事者の削減などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、コンビニ収納についてであります。

既にご案内のとおり、平成21年4月より、市県民税・都市計画税を含めた固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税につきまして、コンビニ収納を導入いたします。

平成21年4月以降に発行されます納付書につきましては、バーコード付納付書に変わりますが、4つの税すべてが同じ書式になり、総務省が進めている公金収納のマルチペイメントに対応した納付書となりますので、コンビニだけでなく、全国のゆうちょ銀行、郵便局でも納めることができます。

新しい制度の導入でありますので、市民の皆さまへの周知につきましては、広報紙およびホームページへの掲載、チラシの全戸配布などで、徹底を図ってまいります。

次に、市税等の収納率向上対策についてであります。

本市の地方税の収納率は、平成19年度現年分94.4%、過年度分10.9%と、残念ながら県下でも低い水準にありますが、市民の税負担の公平性の観点から、悪質な滞納者に対しましては毅然とした対応を行い、積極的に差し押さえ等を実施しているところであります。

差し押さえの対象といたしましては、不動産、預貯金等ではありますが、動産、とりわけ自動車や家具等につきましても積極的に差し押さえを行うとともに、平成20年度からは、これらの差し押さえ物件につきまして、インターネットオークションを利用した公売による換価を新たに導入したところであります。

今後も、可能な限り多彩な手段を利用して滞納整理を行い、収納率向上と自主財源確保に努めてまいります。

次に、住民基本台帳カードの普及促進への取り組みについてであります。

県下の自治体の中で、唯一、交付手数料の無料化を行った結果、1月末日現在の総交付枚数は4,948枚で、交付率は6.9%になり、県下の総交付枚数の33%を笛吹市が占めている状況であります。

また、証明書自動交付機の利用につきましては、住民基本台帳カードの交付枚数に比例して増加しており、1月の利用状況は、住民票、印鑑証明書の全交付枚数の約20%に達しております。

今後も、あらゆる機会を利用して住民基本台帳カードの利便性を周知し、普及促進に努めてまいりますので、議員各位ならびに市民の皆さま方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、本日、提出をさせていただきました案件につきましてご説明申し上げます。

提案させていただいた案件は、条例案11件、補正予算案9件、平成21年度当初予算案20件など、合わせて42案件であります。

主なるものにつきまして、概略をご説明申し上げます。

まず、条例案についてご説明申し上げます。

はじめに、「笛吹市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」であります。

国の生活対策の一環として、介護報酬改定等により介護従事者の処遇改善を図りつつ、これに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、介護従事者処遇改善特例交付金が交付されることに伴い、基金を設置するものであります。

次に、「笛吹市地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の出納その他の会計事務の一部に係る権限を会計管理者に行わせる条例の制定について」であります。

地方公営企業法の財務規定等を適用する温泉事業の運営を円滑に行うため、同法34条の2ただし書の規定に基づき、現金の出納および保管、小切手の振り出し、有価証券の出納および保管に関する事務について、会計管理者に行わせるためのものであります。

次に、「笛吹市情報公開条例の一部改正について」であります。

市民の知る権利を尊重し、公正で透明な市政の推進を図るため、「知る権利」の明記、実施機関および利用者の責務の明記、開示請求対象者の拡大および手数料を無料化し、実費相当額の徴収を規定するものであります。

次に、「笛吹市水道事業給水条例及び笛吹市簡易水道事業給水条例の一部改正について」であります。

水道料金の統一に伴い、上水道事業および簡易水道事業の料金改定を行うとともに、境川地域について平成23年4月30日まで激変緩和措置を講ずるものであります。

次に、「笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について」であります。

ひとり親家庭医療費助成の支給対象者のうち、未就学児の入院時食事療養費の助成を、市単独事業として実施するものであります。

次に、「笛吹市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について」であります。

乳幼児医療費助成事業のうち、通院の場合の支給対象年齢を市単独事業として、5歳児までから未就学児にまでに引き上げるとともに、入院時食事療養費の助成について規定を追加するものであります。

次に、「笛吹市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」であります。

重度心身障害者医療費助成の支給対象者のうち、未就学児の入院時食事療養費の助成を市単独事業として実施するものであります。

次に、「笛吹市介護保険条例の一部改正について」であります。

第4期介護保険事業計画を策定したことに伴い、第1号被保険者の介護保険料について、平成21年度から平成23年度における年度ごとの保険料の額を定めるものであります。

続きまして、補正予算案につきまして概略をご説明申し上げます。

「平成20年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）」であります。主に平成20年度事業確定などに伴う予算であり、既定の予算額から歳入歳出それぞれ5億2千万円を減額し、総額

を297億8千万円とするものであります。

さらに、上水道事業出資金ほか6件についての繰越明許費、事業費の確定に伴う地方債の補正を行うものです。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税を1億6千万円増額する一方、固定資産税およびたばこ税の市税を2千万円、事務事業の確定に伴い国庫および県支出金を9千万円、市債を2億3千万円、それぞれ減額するものであります。

次に、歳出の主なものでございますが、定額給付金支給事務費を追加するとともに、各種事務事業費の減額など総務費を1億8千万円、国保・介護保険・老人保健・後期高齢者医療特別会計繰出金の減額などに伴い民生費を1億3千万円、農道および排水路等基盤整備事業費確定などに伴い農林水産業費を1億8千万円、道路改良工事の事業費確定などに伴い土木費を2億5千万円、それぞれ減額するものであります。

なお、今回の補正予算は、年度末の予算調整を行う中で、財政調整基金からの繰入金を3億4千万円減額、さらに諸支出金において減債基金などに3億7千万円を積立てることとしております。

次に、笛吹市国民健康保険特別会計ほか6特別会計の平成20年度補正予算案であります。

「国民健康保険特別会計」では1億8千万円を減額し、その総額を76億7千万円に、「介護保険特別会計」では1千万円を追加し、その総額を43億3千万円に、「後期高齢者医療特別会計」では2千万円を減額し、その総額を10億7千万円に、「公共下水道特別会計」では1億2千万円を減額し、その総額を45億円に、「簡易水道特別会計」では、5千万円を減額し、その総額を8億8千万円に、「黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計」では、3万円を追加し、その総額を1千385万円に、「老人保健特別会計」では、予算総額は変更せず、歳入で款・項の組み替え、および歳出で財源更正を行うものであります。

次に、「平成20年度笛吹市水道事業会計補正予算（第4号）」であります。収益的収入及び支出を1千万円、資本的収入を1千万円、同支出を200万円それぞれ減額するものであります。

次に、平成21年度当初予算案につきまして、概略をご説明申し上げます。

まず、平成21年度の本市の財政について見通しますと、アメリカに端を発する世界的な金融危機の影響による景気の低迷とあわせ、固定資産の評価替えなどによる減収から、市税収入は減少が予測されます。

また、国税収入の急激な落ち込みにより、地方交付税や地方譲与税も大幅な増額を見込むことは困難であることから、実質的増収は期待できない状況にあり、引き続き厳しい財政経営が続くものと思われま。

このことから、平成21年度当初予算につきましては、すべての事務事業について、コストと成果の検証による自己評価の実施、および自主的な見直しを行い、事業の成果や施策の優先度を精査する中で、最小の経費で最大の効果を挙げるという財政経営の基本原則を守りながら、限られた財源の中で効果的な予算とするため、各部局へ自主財源の枠配分方式により、予算編成を行ったところであります。

「平成21年度笛吹市一般会計予算」であります。総額を275億5千万円と定めるものであります。

前年度当初予算との比較では、4.7%、12億3千万円の大幅な増額となっております。保育

所建設事業を含む普通建設事業や、子育て環境に重点を置いた積極的な予算となっております。

歳入では、市税を前年度比1.9%減の90億円、地方交付税を73億5千万円、国・県支出金を36億9千万円、地方債36億8千万円などを見込む中で、財政調整基金、公共施設整備等基金などからの繰入金として13億9千万円としております。

また、歳出では、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費を122億3千万円とし、投資的経費は38億7千万円としております。

このうち、主な事業予算として、総務費の34億2千万円は、全般的な管理事務費、庁舎管理費、電算システムの維持管理費などのほか、衆議院議員総選挙経費として3,900万円も予定しております。

次に、民生費の80億5千万円は、社会福祉費、児童福祉費、生活保護費などですが、このうち、各種の医療扶助、児童手当、生活保護費などの扶助費は総額で38億6千万円を、また、かすがい東保育所建設事業費として3億5千万円を予定しております。

次に、衛生費の24億2千万円は、保健衛生費、環境衛生費、清掃費などであり、このうち上水道事業会計および簡易水道特別会計への出資、繰出金等8億6千万円を予定しております。

次に、農林水産業費18億7千万円は、樹園地内の農道、水路改修など農業施設整備事業に3億8千万円、畑地総合整備事業ほか県営事業関係費として4億2千万円、芦川農産物直売所建設事業に6千万円などを予定しております。

次に、商工費の4億1千万円は、商工関係団体への補助事業に3,800万円、観光宣伝ならびに観光イベント事業などに1億6千万円を予定しております。

次に、土木費の42億円は、道路河川の維持管理および新設改良費、都市計画費などですが、このうち道路維持・新設改良事業などに9億9千万円、土地区画整理事業に7億3千万円のほか、公共下水道特別会計への繰出金17億8千万円を予定しております。

次に、消防費の11億2千万円は、常備消防費6億8千万円、消防施設費1億1千万円、防災行政無線デジタル統合事業として1億4千万円などを予定しています。

次に、教育費の23億1千万円は、小学校費に4億7千万円、中学校費に2億7千万円、甲斐国分寺跡地整備事業など文化財保護費に2億4千万円などを予定しています。

なお、公債費については、いままでに借入を行いました地方債の元金および利子の償還費など、34億5千万円を予定しています。

また、防災行政無線デジタル統合事業につきましては、期間を平成21年度から平成23年度までの3カ年、事業費総額として8億2千万円の継続費をお願いするものであります。

その他、平成24年度の固定資産評価替えに係る土地評価業務委託契約ほか17件について債務負担行為を、地方債については臨時財政対策債14億3千万円、合併特例債20億円など、地方債の借入限度額を36億8千万円に定めるものであります。

次に、笛吹市国民健康保険ほか7特別会計の平成21年度予算であります。

「国民健康保険特別会計」は総額を77億5千万円に、「老人保健特別会計」は総額を2千万円に、「介護保険特別会計」は総額を44億3千万円に、「介護サービス特別会計」は総額を1,400万円に、「後期高齢者医療特別会計」は総額を11億5千万円に、「公共下水道特別会計」は総額を41億1千万円に、「農業集落排水特別会計」は総額を7,600万円に、「簡易水道特別会計は総額」を7億6千万円とするものであります。

「黒駒山ほか8件の財産区特別会計」につきましては、総額を5千万円とするものであります。

「平成21年度笛吹市水道事業会計」につきましては、収益的収入及び支出を11億3千万円に、資本的収入を15億5千万円、同支出を19億2千万円とするものであります。

また、「平成21年度笛吹市春日居地区温泉給湯事業会計」につきましては、収益的収入及び支出をそれぞれ7千万円とするものであります。

以上、当初予算につきまして概略のご説明を申し上げます。

その他の案件につきましては、その末尾に提案理由を付記しておりますので、それによりましてご了承をお願いいたします。

以上、今定例会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上野稔君）

市長の説明が終わりました。

この際、申し上げます。

ただいま、市長より要旨説明がありました案件につきましては、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、大綱的な質疑にとどめたいと思います。

それでは、ただいまから大綱質疑の発言を許します。

8番、亀山和子君。

○8番議員（亀山和子君）

それでは、大綱的な質疑をさせていただきます。

議案第9号の医療費助成金支給条例の一部改正と、それから、平成21年度の一般会計予算案にかかわってであります。この議案第9号の子どもの医療費の助成金支給条例の一部改正については、今説明がありましたように入院時の食費の助成と、それから、通院が5歳未満までとなっておりますが、それが5歳から就学児までに拡大するというものであります。

それに伴いまして、当初予算を見ましても、20年度の当初予算、乳幼児医療費の助成事業については、およそ1億1,620万円でありましたけれども、21年度の当初予算では、それよりも4,100万円増えております。この4,100万円増えた中身についてであります。食費の助成分が大体どのくらいになるのか。また、医療費の5歳から就学前までの医療費の助成が、どのくらい増えるのかということについてお伺いしたいと思います。

と言いますのは、若干、前進するわけですが、しかし、いつも申しますように、若い保護者を中心として市民の圧倒的な要望と言いますのは、医療費の小学校6年生までとか、中学3年生までの医療費の助成の拡大ということが、圧倒的な市民要求でありますし、そのことから考えると、若干の前進ではありますけれども、まだまだギャップがあるかなと考えております。

さらに言いますと、この間、小学校6年生までとか中学3年生まで拡大すると、助成金が増えるのかということの試算も要求しましたが、その点についてもなかなか明確な答えが返ってこなかったというのが、この間の経過であります。

そこで、もう一回申しますが、医療費分がどのくらいになるのか、それから食費の助成がどのくらいになるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（上野稔君）

答弁を内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

ただいまの亀山議員の大綱質疑にお答えいたします。

医療費助成金につきましては、既に6月支払分から11月分までが、窓口無料化となっております。これらの通院の実績等を計算いたしまして、さらに、これを1人あたりに換算いたしまして、それらを換算した結果、年齢拡大分の見込みにつきましては、医療費分といたしましては2,527万円を見込んでおります。また、食費分につきましては234万円、その他事務手数料また国保会計繰出金等々を含めると、この拡大分のみで3,052万円の見込みをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

亀山和子君。

○8番議員（亀山和子君）

20年度と21年度の当初予算に比べると、およそ4,100万円増えているんですが、今の部長の答弁ですと、3,052万円ということですが、そのへんの違いというのは何でしょうか。

○議長（上野稔君）

（「議長」の声あり）

野沢勝利君。

○13番議員（野沢勝利君）

議長から、大綱的な質疑ということで質問を受けているわけですが、あまり長い細かい質問をされますと、委員会付託された中で審議をすることになっておりますから、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。

○議長（上野稔君）

今、お話がありましたけど、亀山君、委員会でその細かい部分は審議してください。

そのほか、大綱的な質疑を。

7番、渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

21年度の下水道特別会計予算について伺いたいと思いますが、私ども、下水道特別会計の予算について、この間、ずっと反対してまいったわけですが、それはこのままの進め方でいくと、現在でも18億円からの一般会計からの繰入というものがありますので、さらに借金が増えていくということ。そして、最終的には事業をやりにきれなくなる。あるいは、財政的に破綻を来す。こういうことで反対してきたわけですが、20年度、それから今回の予算を見ますと、その前の予算に比べて大幅に事業量が減ってきていると。そして、このままで続けば徐々にではありますけども、下水道会計の借金というものも、順次減っていくのではないかと期待しているわけです。そして、下水道事業の見直しの委託も行われておるわけですが、この2点を見まして、本格的な見直しが始められたと理解してよいのかというのが1つの質問。

それから、見直しの委託が行われているわけですが、この結果はいつころ出来上がるのかという2点について伺いたいと思います。

○議長（上野稔君）

竹越公営企業部長。

○公営企業部長（竹越富男君）

ただいまの、事業費の縮小につきましてですが、現在、笛吹市の下水道事業につきましては、昭和54年から生活改善と公共用水の水質保全を目的として、普及を図ってきたところでございます。

その結果、昨年度の普及率については55.7%になってきております。

しかし、30年余り、事業を積極的に進めて行ってきたために、下水道会計は膨大な地方債が約246億円あり、その支払としての元金償還金は約13億7千万円、利子償還金は約6億8千万円であります。歳出総額に占める償還金の割合は54.5%を占めております。

財政面では、起債償還の割合が大きくなり、現状どおりの事業を投入できない状況でありますので、翌年度以降につきましては、事業費を含め事業規模を縮小することといたしました。

次に、事業の見直しについてですが、前回の12月議会でも若干お話しをさせていただきましたが、今後の事業の見直しにつきましては、自己財源を確保するための水洗化率の上昇が、整備した下水道施設を最大限活用することでありますので、投下資本の早期回収および経営健全化につながることから、早期の水洗化率を上げることに努めていきたいと思っております。

ともに、現在専門業者によります、下水道と合併浄化槽の効率性につきまして調査中ではありますが、最終的には、8月ころには調査の内容が示されるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

ありがとうございました。

ぜひ、健全経営と、それから下水道という方式だけでなく、さまざまな方式の中で排水を早期に、あらゆるところできれいにしていく方法を進めていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

そのほか質疑ありますか。

（なし）

以上で、質疑を終結します。

ただいま、議題になっております議案第3号から議案第44号までの42案件については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

次の本会議は、3月2日午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

平成 2 1 年

笛 吹 市 議 会 第 1 回 定 例 会

3 月 2 日

平成21年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第2号)

平成21年3月2日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 代表質問

2. 出席議員は次のとおりである。(24名)

1番	網倉正治	2番	志村直毅
3番	野澤今朝幸	4番	北嶋恒男
5番	中村正彦	6番	風間好美
7番	渡辺正秀	8番	亀山和子
9番	降矢好文	10番	堀内文藏
11番	中村善次	12番	龍澤敦
13番	野沢勝利	14番	寶修
15番	新田治江	16番	大久保俊雄
17番	小林始	18番	内藤武寛
19番	中川秀哉	20番	渡邊清美
21番	川村恵子	22番	松澤隆一
23番	前島敏彦	24番	上野稔

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	荻野正直	副市長	望月健二
教育長	山田武人	総務部長	梶原清
経営政策部長	池田聖仁	会計管理者	中川啓次
市民環境部長	加藤寿一	保健福祉部長	内藤運富
福祉事務所長	佐藤貞雄	産業観光部長	保坂利定
建設部長	岩澤重信	公営企業部長	竹越富男
教育次長	早川哲夫	総務課長	山下真弥
財政課長	堀井一美	消防長	金井一貴
代表監査委員	飯田三郎	教育委員長	田中昭子
農業委員会長	荻野勇夫		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	橘田益貴
議会書記	飯島重人
議会書記	金井久

○議長（上野稔君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、また、騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（上野稔君）

日程第1 「代表質問」を行います。

念のため申し上げます。

質問については、申し合わせ事項を遵守され簡単明瞭をお願いいたします。

なお、当局の答弁も質問者の趣旨を十分把握され、簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

まず、笛政クラブの代表質問を行います。

龍澤敦君。

○12番議員（龍澤敦君）

おはようございます。

笛政クラブの龍澤でございます。

議長の許可をいただきましたので、笛政クラブを代表して、今議会に提案されました、平成21年度予算案ならびに市政全般について質問いたします。

梅の花が咲き、桜や桃の芽も膨らみミズバショウも、その純白の仏炎苞を見せはじめました。

「ふるさとは 坂八方に 春の嶺」

飯田龍太先生が旅立たれ、早いもので2年が過ぎました。春の到来を感じる時節、その足跡の偉大さを再認識する次第でございます。

さて、笛吹市発足から4年間、荻野市長のリーダーシップの下、弛まぬ行財政と市民サービスの向上に精励されてこられたことに対し、わが笛政クラブとしましても、高く評価させていただくところでございます。

そして、市政運営5年目の春を迎えて、地方自治体の真価が問われる今、困難な局面に果敢に取り組んでいかれることを願いつつ、わが笛政クラブも共に、市民第一主義で歩んで行くことを市民の皆さまにお約束をいたします。

また、年明から、市民の皆さまには、市議会の信頼にかかわる事案により、ご心配をおかけしましたことを重大に受け止め、今後、しっかりとその反省に立ち、全力で信頼回復に努めて

いくことをお誓いするものでございます。

それでは、通告に従って質問いたします。

アメリカ発の百年に一度といわれる経済津波によって、未曾有の労働者、中小企業者、高齢者など、ありとあらゆる人々の暮らしと企業活動が、先の見えない将来不安と危機に見舞われております。

政府は、先月19日、景気の基調判断を5カ月連続で下方修正し、個人消費の減少から家計部門へ波及がより顕著になり、景気悪化に歯止めがかからない状況であると、月例経済報告をまとめ、戦後最悪不況の様相を呈してまいりました。

景気の冷え込みが企業収益だけでなく、地方財政を直撃する懸念も生じている中で、法人事業税と法人住民税は既に減収に転じてきております。

また、2009年度以降は、所得の減少や失業者の増加など、個人住民税にも申告な影響が出ることは避けられません。

景気回復の糸口もなかなか見えない中で、地方自治体は財政悪化に歯止めをかけるため、優先順位の低い事業のカットや効率的な業務体制づくりなど、行政コストの見直しは喫緊の課題となってきました。

さて、本市の新年度予算案を見ますと、過日の市長の施政方針において、前年比4.7%、12億3千万円の増加で総額275億5千万円を盛り、経常的経費の削減等に努力されている中で、総合計画実現のための支出が各施策に網羅されております。

一方で、地方財政健全化法の施行により、自治体の一層のスリム化が求められ、各種の指標も一目瞭然となり、財政健全化に向けた取り組みの重要性は、より以上に増してきております。

しかし、経済破綻により消費者や企業者心理の冷え込み将来不安が増幅する中で、市民のいわゆる公共の福祉の向上最大の責務とする地方自治体の役割・使命は、なお一層重要性を帯びてきております。

新年度予算編成にあたって、市民の暮らし、市民生活全般にどのように配慮したのか、市長の見解と具体的な方針について、まず伺いたいと思います。

次に、リニア駅舎誘致についてお尋ねいたします。

リニア中央新幹線は、地域と地域、人と人とを短時間で結び、国際化にも対応した交流ネットワークの構築に寄与するものであり、山梨の観光や文化・産業などの発展に大いに役立つものであると考えられます。

リニア中央新幹線の早期実現を目指して関係団体の活動も活発となり、2025年の東京一名古屋間の営業開始を目標として、昨年末には国土交通省から鉄道運輸機構とJR東海に、共有輸送に関する事項など4項目の調査の指示がされました。

これは、全国新幹線鉄道整備法の趣旨にかんがみ、ルートや駅設置等に関して、地域と調整を図ることを前提としており、これまでに沿線の各県や市町村においては、駅舎の誘致活動が盛んに行われ関心も高まってきております。

山梨県においても、中間駅の設置場所については、横内知事が今年度中に決定される見込みであることを明らかにし、その経済効果をはじめ各種の検討を進めていくため組織体制を整備し、さらなる取り組みに着手しております。

また、現在、本県のリニア中央新幹線駅の誘致活動は、富士北麓東部、峡東、甲府、峡南の4圏域が既に名乗りを挙げておりますが、本市の誘致活動の現状はどのようになっているのか、

その進捗状況と今後の方針をお聞かせください。

次に、甲府・峡東地域ごみ処理施設の建設についてお伺いいたします。

2015年に供用開始を計画している甲府・笛吹・山梨・甲州の4市により、ごみの中間処理施設および山梨県が整備する最終処分場等の建設は、地域開発を望む境川町寺尾地域の住民はもとより、他の市民にとっても類を見ない大型プロジェクトであり、非常に関心の高い事業であります。

今、ごみ問題を考えるとき、この地球の限りある資源をどのように有効活用していくのか、このことを根幹に据えることは不可欠であります。

環境型社会の構築という観点に立ち、少しでも環境負荷を減らすため、ごみの広域処理や再資源化は大変有効な手段の一つであり、本県において4市がこれを先駆けて計画してきたことは、高く評価できるものと考えております。

また、県による最終処分場が隣接して計画されておりますが、これを受け入れた地元によりましては、安全で安心できる施設整備は当然のこととし、地域活性化の良い先例となることを期待しているとのことでございます。

本事業の現在の状況と今後の方針についてお尋ねいたします。

続いて、具体的な観光活性化の取り組みについてお聞きいたします。

本市も合併以来、温泉・グルメ・花ウォークをキーワードに県内屈指の観光地として、温泉と果実・歴史そして自然との融合により、さまざまな観光施策とイベントを実施してきたところでございます。

しかし、旅行形態の変化や景気低迷のあおりを受ける中、今後も指折りの観光地として生き残るためには、従来型観光地から脱却し、着地型観光のメニューを充実させ、農業・健康・環境などの分野と連携して、本市の魅力を発信し続けていかなければ、自治体間競争、観光地間競争に打ち勝つことはできません。

同時に、山梨の宿のみならず、広域的な観光連携、多様な地域資源の活用による相乗効果を創出していくこと等も必要であります。

総合計画にも、観光客・宿泊客数などの数値目標が掲げられている中で、これらの確実な達成が市の活性化、地域の活性化に直結するものと考えます。

基幹産業でもある観光について、新年度のビジョンの策定方針および今後の策定展開について、ご所見をお伺いいたします。

次に、笛吹市バイオマスタウン構想についてお尋ねいたします。

昨今、新聞報道やテレビのニュースなどで、バイオマス、バイオマスエネルギーといった言葉を見聞きする機会が多くなりました。

本市のバイオマスタウン構想実現に向けて、バイオマスとはどのようなものであるか。また、何に対して有効であり、どのような問題が存在しているのかを十分に周知するために啓発活動を推進し、市民の関心を高めていただくことが必要であると痛感しております。

啓発活動も含め、取り組みの状況をまずお聞かせください。

バイオマスとは、一般的に生物由来の再生可能な資源と定義されていますが、本市のバイオマスタウン構想では、バイオマスを活用したまちづくりにより、環境保全型農業の一層の促進による地域間産物のブランド化、温泉プラス観光の新たな観光地づくりによる交流人口の拡大、地域住民のネットワークづくりによる美しい住環境の整備などにより、地域活性化効果が

期待されるとしております。

これを実現するために、構想の中核と考えられるバイオマスタウンセンターの整備について、議会といたしましても、他の自治体の取り組み等を研究しているところでもございますが、今後の方向性についてお伺いいたします。

次に、高齢者や子どもに対する福祉施設についてお尋ねいたします。

いよいよ、人口減少時代に突入し少子化と超高齢化が進行している社会を迎え、地域や自治体運営・経営のありようも変貌が予想される状況となっておりまいた。

こうした中で医療費の増加は不可避であり、しかしながら、いざという時には安心して医療機関にかかることができる地域医療態勢の整備は、重要な課題となっております。

同時に、健康づくり、介護予防といった取り組みを進め、元気な高齢者の方々に地域での活躍を切望するものでございます。

そのためには、病気ではないけれども健康が保たれていない状態、いわゆる未病を解消し、予防医療の観点からも健康を保持していくことが肝要であります。そして、健康を増進し、高齢であっても、健康で快適な生活が送られるような健康づくりの普及・啓発とともに、相談や支援態勢の充実が求められるものと考えられます。

そこで、高齢者の健康づくりの取り組みについて、本市の状況をお聞かせください。

また、これからの笛吹市を担う子どもたちの施策も重要な課題でございます。大勢の若い世代の親たちが本市で安心して子どもを生み育てることができ、子どもにも教育を受けさせることができる環境を整えていくことは、未来への投資であり、ふえふき協奏曲の将来像実現のための大切な基盤づくりに資するものと考えます。

市長の英断の下、限られた財政状況の中で子育て支援や教育環境の整備に、大変に苦勞して諸般の施策を講じられてきているものと理解しておりますが、いつの時代も子どもたちをはぐくむための未来への投資が不可欠であることは、論を待ちません。

本市の今後の取り組みについてお伺いいたします。

市長の市政運営、行政経営にあたり、市民との共存を掲げ、情報公開を積極的に行いながら、マニフェストを提示して事業を遂行し検証していく、すなわちマネジメントサイクルを回していく経営手法も、着実に定着してきているものと感じております。

未曾有の経済危機といわれる厳しい状況にあつて、本市行政と議会が良好な緊張感の中で、良質な仕事を進められていかれるよう、わが笛政クラブの議員一同、粉骨砕身で取り組んでいく所存であります。

以上をもちまして、代表質問といたします。

ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

ご苦勞さまでございます。

笛政クラブ、龍澤敦議員の代表質問にお答え申し上げます。

はじめに、新年度予算編成にあたって、市民生活にどのように配慮したのか市長の見解を伺う、についてお答えさせていただきます。

地方自治体を取り巻く環境は、地方分権の進展により、国と地方の役割が大きな転換期にある中、世界的な金融不安と急速な円高により、輸出関連企業の収益は著しく落ち込み、大幅な減収が予測されるなど、非常に厳しい状況にあります。

こうした状況の中、平成21年度予算につきましては、市財政の根幹をなす市税収入にあつては、固定資産の評価替えなどにより減収、各種交付金も大幅な増額を見込めず、一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどに伴う財源不足を補うため、基金の取り崩しを前年度以上に見込むなど、厳しい予算編成となりました。

この予算は、笛吹市総合計画「ふえふき協奏曲第1番」に掲げた、さまざまな施策を着実に推進するための大切な予算であると考えております。

総合計画に掲げる10年後の将来像実現に向けて、市民第一主義の行政経営方針の下、真に必要な住民サービスの水準を確保しながら、持続的に発展するためには、健全で安定した財政経営を基本として、施策・事業等を着実に推進していく必要があります。

また、総合計画に掲げるまちづくり理念の中にある「子どもから大人まで、すべての市民が“安心して生きいきと過ごせるまち”づくり」の実現に向け、安全・安心、子育て支援をはじめ、教育、福祉、環境など市民生活に直結する施策に配慮いたしました。

具体的に申し上げますと、乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭小・中学校入学祝金支給事業、妊婦・乳幼児委託健診事業、不妊治療費支援事業、私立幼稚園就園奨励費補助事業など子育て環境関連事業の拡充、父子家庭児童育成手当支給に向けての準備経費や、防災行政無線デジタル統合事業、かすがい東保育所建設事業、芦川農産物直売所建設事業などの公共事業なども盛り込み、厳しい財政状況ではありますが、積極的に取り組んだところであります。

次に、リニア駅舎誘致についてのご質問でございます。

昨年12月24日に国土交通大臣により、JR東海に建設費など4項目について追加調査の指示がだされ、リニア中央新幹線のルートや中間駅の議論が本格化しております。

中間駅につきましては、JR東海会長が「各県一駅」という沿線自治体の要望を受け入れる考えを示しましたが、費用については「白紙」と述べるにとどまりました。

そのような状況の中、県内では本市への駅誘致を目指す当峡東圏域をはじめ、甲府・峡南・郡内の4圏域で誘致活動が展開されております。

また、山梨県知事も、中間駅設置場所について年内に決定する可能性があるとの見通しを示し、県が調整に乗り出す考えがあることを明らかにいたしました。

さらに、4月をめどに知事を本部長に各部長で構成する「リニア建設推進本部」を設置し、リニア中央新幹線が開業した場合の経済効果や人口変動などの多角的な調査に加え、建設計画の進め方や地域の活性化策について検討していくことも表明しております。

本市の誘致活動といたしましては、山梨市、甲州市も含めた「峡東圏域リニア中央新幹線駅誘致推進協議会」において、昨年8月に山梨県知事と県関係の国会議員への陳情を実施いたしました。

また、その後も、リニア中央新幹線早期実現等について、山梨県市長会による要望や、リニア中央新幹線建設促進山梨県期成同盟会での国会議員や国土交通省への陳情など、機会があるごとに要望活動を行っております。

今後は、さらに、境川町原地内の候補地からの交通アクセス面での有利性に加え、甲府盆地を一望できる素晴らしい風景などを前面に出し、平成21年度早々から、山梨県知事をはじめ

国会議員、JR東海などへも、さらなる誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

誘致活動は、関係市および市民の皆さまのご協力をいただき、粘り強い活動が必要不可欠でございますので、議員各位におかれましてもご支援をお願いいたします。

次に、甲府・峡東地域ごみ処理施設建設についてお答えいたします。

ごみ処理は、市町村固有の事務として処理・処分を行ってきました。

しかし、近年では効率的なごみ処理を広域的に行うことにより、循環型社会の形成に向けたリサイクルの推進、および規模効果を活かした公共コストの縮減等が図れることから、県においては山梨県ごみ処理広域化計画を策定したところであります。

本市においても、この計画に基づき、笛吹市、甲府市、山梨市および甲州市の4市において、ごみ処理の広域化を実施することとし、平成18年2月、「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合」を設立し、他の地域に先駆けてごみ処理の広域化を進めているところであります。

また、県の最終処分場については、平成19年2月に境川町上寺尾地区から最終処分場の候補地に係る応募書の提出があり、同年5月より、峡東地区最終処分場整備検討委員会において検討・調査を行いました。

笛吹市としても、地元地域による陳情を踏まえ、最終処分場を含む地域開発について、積極的な関与を県に対し要望したところであります。

市としても、境川町上寺尾地区に広域ごみ処理施設を整備していくことは大変意義深く、今後、他の地域の先進事例となるものと考えております。

ごみ処理施設の現在の状況ですが、山梨県環境評価条例に基づき、県環境整備事業団と共に環境影響評価を実施しているところであります。

これまでに、調査項目や調査方法を定めた「方法書」の縦覧を行い、現地調査を実施してまいりました。

今後は、調査結果等を基に、ごみ処理施設および最終処分場の工事期間、ならびに供用時における大気汚染・悪臭・騒音・景観等の環境項目について予測・評価を示し、環境保全に関する考え方をまとめた準備書を作成していくこととなります。

また、環境影響評価以外にも、基本計画・地質調査・埋蔵文化財試掘調査などを実施するとともに、ごみ処理施設の建設・運営に係る事業手法について検討会を開催し、アドバイザー業者の選定も行ったところであります。

今後の予定としては、用地外周測量を実施し、都市計画決定に向けて関係機関と協議を進めるとともに造成基本設計に入ります。

なお、既に新聞報道されている「オオタカ」問題につきましては、繁殖可能性調査の結果、営巣が確認されたことから、専門家の意見を聴く中で、ごみ処理施設および最終処分場が「オオタカ」との共存を図れるよう効果的な保全措置を講じてまいります。

今後、具体的な環境項目に関する資料を整え、平成27年度からの供用開始を目指すこととなります。

また、県環境整備事業団の最終処分場については、今年度、基本設計を実施しており、来年度には詳細設計に着手し、平成26年度中の完成を目指していると承知しております。

最終処分場および中間ごみ処理施設を整備していく上で一番大切なことは、安全性を確保するというところであります。

地域住民に安心していただけるよう、また、安全で安心な施設となるよう、市としましても、

一部事務組合、県環境整備事業団に積極的に働きかけを行ってまいります。

次に、観光の取り組みについてのご質問でございます。

笛吹市観光振興ビジョンの策定にあたりましては、観光産業にかかわるさまざまな団体を構成員とする、「笛吹市観光振興ビジョン策定委員会」を設立し、空間構造整備、地域資源開発、インバウンド、広域連携、農業との連携、人づくりなど、さまざまな角度からの意見を集約するほか、市民の皆さまからも広く意見を募集し、ビジョンに反映させてまいりたいと考えております。

また、現在の旅行形態が、従来の都市発地型から着地型へ、また団体から個人へと急速に変化していることから、地域資源を活用した提案型の観光情報発信が重要であると考えます。

山梨県との連携、広域連携による観光は、今後必要不可欠なものとなります。

県において、平成21年度に設立される「観光振興推進機構」に本市から1名の職員を派遣し、県とタイアップした中で笛吹市の魅力を発信してまいりたいと思います。

温泉とグルメ、花ウォーク、ワイン、文化財、健康、エコなど、テーマを決めた体験型の観光展開が必要であると考えております。

また、インターネットによるリアルタイムの情報発信、ウェルカム・フルーツなどによる果実と観光の連携、市長トップセールスによる誘客の推進、インバウンド対策など実施してまいります。

いずれにしましても、地域資源を最大限活用し、また笛吹市だけにとらわれず、周辺の観光資源も視野に入れた観光企画を展開してまいりたいと考えております。

次に、バイオマスタウン構想の具体化についてのご質問にお答えいたします。

市では、平成19年11月に「笛吹市バイオマスタウン構想」を策定し、有用微生物の活用による土づくり、有機栽培・減農薬栽培を中心とした循環型・環境保全型農業により「桃・ぶどう日本一の郷」を堅持し、笛吹ブランドを確立するため「農と食と微生物を活かした地域ぐるみで取り組むバイオマスの郷づくり」をキャッチフレーズとした事業を開始いたしました。

具体的には、現在、焼却処分している果樹剪定枝をチップ化し、果樹園のマルチング資材とするとともに、微生物活性液を散布し堆肥化を早めて活用することを目的とした、剪定枝粉碎機共同購入補助金事業を行い、現在88台の補助を行っております。

また、有用微生物活性液製造装置、および大型生ごみ処理機を購入し、そこで生産した有用微生物活性液、生ごみ堆肥を市民の皆さまに無償で提供することにより、有機栽培技術の普及を推進しています。

さらに、モデル地区として御坂町成田区、一宮町田中区を選定し、生ごみの分別収集を始め、毎月1,700キロの生ごみを収集し、堆肥化を行ってまいりました。

これらの取り組みは、ごみ減量化に向けても大きな成果が期待できると思います。

今後は、笛吹市全域での生ごみの分別収集、旅館・学校等の生ごみの堆肥化を目指し、平成21年度まで実証実験を行い、バイオマスタウン構想にも位置付けられている、微生物を活用した生ごみの堆肥化などを集中的に行う「バイオマスセンター」の設置に向けての調査・検討と、広域的な取り組みにつきましても併せて研究をしていきたいと考えております。

次に、高齢者や子どもへの福祉施策についてのご質問にお答えいたします。

まず、健康づくりの取り組みについてであります。

市民一人ひとりが安心していきいきと健やかに満足した生活を送れることを目指し、平成

19年3月に「笛吹市健康増進計画」を策定いたしました。

この計画は、子どもから高齢者まで各世代に応じた健康づくりを進めるため、予防、市民参加、環境整備、目標や評価の設定をキーワードに、市民、団体、行政それぞれの取り組みの施策や事業の方向を示しています。

母子の健康については、妊娠届出時より健康相談、母親学級等の各種教室の開催、母子保健法による妊婦・乳幼児健診などを実施しております。

また、新年度より妊婦健診費用の助成回数を5回から14回に、さらに不妊治療費支援につきましても、年1回を2回に拡大して取り組んでまいります。

働きざかりの成人については、平成20年度の医療制度改革により、40歳以上を対象とした特定健康診査・保健指導、通称メタボ健診が施行されたところですが、本市においては、対象年齢の下限を19歳から39歳までを市単独事業として実施しております。

また、75歳以上の高齢者にも拡大し受診できるよう対応しております。

がん検診をはじめとする各種の検診につきましても、周知・啓発を行い、受診率の向上に努めているところでございます。

また、本市の地域資源であります、温泉を活用した健康づくり講座や、自身の健康づくりと地域の元気高齢者の健康増進を支援するため、平成18年度から実施しているシルバー体操指導員養成事業も継続実施し、市民の健康づくり、介護予防に取り組んでまいります。

本年1月には、健康づくりの集いを開催し、市民の皆さまから健康づくりの体験や組織活動の発表をしていただき、健康づくりの普及啓発を行ったところであります。

さらに、心の問題を抱える人のための、心の健康相談事業の推進、また、21年度からは、食育実施計画に基づいた食を通じた健康づくり事業を新たに実施してまいります。

今後も、健康づくり事業を充実し、よりよい地域づくりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、安心して子どもを産み育てられ、教育を受けさせられる環境づくりの今後の取り組みについて、お答えいたします。

少子化が進む中で、子どもが、出生してから成長していく段階において適切な福祉サービスの提供や、子育て支援を行っていくことが重要な課題であります。

子育て家庭の負担の軽減を図るために、乳幼児医療費の助成を行っておりますが、市単独事業として、平成21年度から通院の助成対象年齢を入院と同じ就学前までに拡大し、入院時に負担する食事療養費についても助成の対象としてまいります。

今後につきましては、市単独事業であるため、財政面等の問題もありますので、医療費の推移を見極めながら、段階的に検討してまいります。

また、仕事と子育ての両立を支援するために、保育所での延長保育や一時保育の実施、就学児を対象とした学童保育クラブなどを実施しておりますが、今後も保育サービスなどの充実に努めてまいります。

さらに、子どもの遊び場や児童館など施設面の安全管理に配慮するとともに、地域ぐるみで子どもを見守る環境づくりを進めるために、子育て支援センターやファミリーサポートセンター事業など、行政と地域が連携しながら事業の充実を図ってまいります。

また、幼児期における教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であるものと考え、保育園・幼稚園、小学校、中学校、高校での連携した施策実施の展開のため、現在、「保

育ビジョン」策定への取り組みを行っております。

さらに、昨年9月に策定した「学校教育ビジョン」の中での具体的な施策として、子どもたちの発達段階に応じて、関わっている各校種間相互の理解と連携の必要性を掲げ、それぞれに取り組んでいるところであります。

具体的に申し上げますと、発達障害を持った子どもたちの早い段階での発見と、保護者への指導・相談のために、ひまわり教育相談室の相談員が各保育所や幼稚園を訪問し、情報交換や交流を深めるとともに、就学についてのさまざまな悩みや、問題を持つ保護者や児童への相談や指導を行い、保護者の意思を尊重しながら、子どもの将来に向けた適切な支援を行っております。

さらに、現在、緊急な課題とされている不登校対策についても、自立支援指導員を配置し、学校や関係機関との連携を図るため、家庭訪問や支援活動を行い、個々のケースに応じた指導を適宜行っております。

また、市内の学校現場においては、支援を必要とする児童等が増加するなど、さまざまな教育課題があることから、小中学校に県下で最多の市費負担講師30名を配置いたしております。

このほか、市費負担でのスクールカウンセラーによるカウンセリング指導の充実、学生ボランティアによる授業や課外活動への支援などにも取り組んでいるところであります。

さらに、教育委員会に指導主事を配置したことにより、教育委員会と学校との連携が深まり、多様化する学校や保護者等からの相談・要望などに対し、適切な対応が図られております。

今後も、地域や保護者の理解あるご協力をいただきながら、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを進め、児童・生徒が充実した教育環境のもとで、きめ細やかな教育を受けることができる体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

龍澤敦君。

○12番議員（龍澤敦君）

市長には、本当に丁寧なご答弁を誠にありがとうございました。

それでは、いくつかの再質問をさせていただきます。

まず、財政調整基金の取り崩しについてですが、新年度予算編成において、財政調整基金から一般会計へ12億9,700万円余りを入れるということでございますが、平成20年度の当初予算においては、8億8,900万円余りを計上しておりました。

本市の経済状況も大変厳しいとは思いますが、経常的な経費の削減にも努力をする一方で、当初予算編成において基金の取り崩しを続けていくことによって、今後の財政運営に影響がないのかをお伺いいたします。

次に、観光の取り組みについてでございますが、効率的、また効果的に観光施策を進めている上で課題となっておりました、本市の観光連盟の法人化に関して、その動きが停滞している感がするわけですが、新年度、具体的なスケジュールが展望できるのかをお聞かせください。

次に、リニア駅舎についてでございますが、都留市においては、既にPRプランの策定が出来上がって、報道等でアピールしておりますが、本市として、市長のこれからの見解をお伺いいたします。

次に、ごみ処理場問題でございますが、これはなかなか難しいとは思いますが、正式な用地決定はいつころになるのかをお聞かせください。

最後に、子育て支援と教育環境についてであります。さまざまに、きめこまやかに対応し、また対応しようという努力もよく分かりました。学校教育においても、学校教育ビジョンと今後の新学習指導要項に基づく指導に向けて、市内全体の教育体制を付加しながら、また、本市独自の手当も行う中で鋭意取り組まれていることに対し、笛政クラブといたしましても、しっかり支援をして、また提言していきたいと感じておるところでもございます。

そういう中で、子育て支援について協働のまちづくりという点から、地域で子育て支援を担うグループや団体の育成ということは、大変重要であると思いますので、本市の子育て支援団体の現状と今後の育成支援の取り組みについて、詳細をお伺いいたします。

以上、再質問とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

それでは、1問目の当初予算の財政調整基金の部分を堀井財政課長。

○財政課長（堀井一美君）

それでは、笛政クラブの龍澤議員の再質問にお答えいたします。

当初予算編成時に多額の財政調整基金からの繰入を予算化しているが、今後の財政運営に影響はないかというご質問でございます。

龍澤議員のご指摘のとおり、平成20年度当初予算におきまして、財政調整基金8億8,900万円余りを取り崩しまして予算化したところでございます。

その後の補正予算におきまして、財政調整基金からの繰入金額を減額、さらに今回の一般会計補正予算（第6号）ですが、補正予算におきまして財政調整基金からの繰入金を3億4千万円余り減額することとしております。

この結果、平成20年度におきます財政調整基金からの繰入は、すべて減額となったわけでございます。

このことにつきましては、予算執行にあたりまして、無駄な部分はできるだけ省くと、それから入札差金等につきましては、使いきり予算をなくすという基本的な考え方が、職員に確実に浸透してきている結果であろうと考えておるところでございます。

また、平成21年度予算におきまして、ご案内のとおり財政調整基金からの繰入を12億9,700万円余り見込んでおるわけでございます。

景気の急速な悪化が続いている中で、市におきましても歳入の確保など厳しい財政環境でございます。さらなる効率的な予算運営に努めることによりまして、財政調整基金の取り崩し額をできるだけ抑え、また、さらに財源の余裕が生じたときには基金への積立等を行う中で、後年度の財政運営に影響を及ぼさないような、財政運営に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の観光連盟の件については、保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

それでは、龍澤議員の2問目の再質問、観光連盟の法人化の具体的なスケジュールについて、お答えいたします。

平成18年4月に笛吹市の観光連盟が設立されまして、それから県を含めまして各役員会で協議を重ねてまいりました。観光連盟というより観光物産連盟ということで、観光と農業等々の連携を含める中で、農産物の販路拡大、消費拡大も含めまして、笛吹市観光物産連盟ということで協議をしてまいりました。

この間、公益法人法の改革がありまして、新規の設立申請が一時中断和されておりました。この改革につきましては、主務官庁の許可主義から登記のみでの設立としての改正がされまして、20年12月に新制度が施行されたところであります。

現在、定款につきまして公証役場の認定を受けておるところでありまして、今月の9日の月曜日に最終的な役員会を開きまして、各地区での規模の違う会費といいますか、負担金についての最終協議がなされますので、4月に観光連盟の総会を開きまして、法務局に登記を行い、4月中には一般社団法人「笛吹市観光物産連盟」を設立していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（上野稔君）

次に、リニアの関係を池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

リニアの駅舎のPRでございますが、これからの取り組み等につきまして、お話をさせていただきます。

市長答弁にもございましたように、交通アクセス面での有利性、それから甲府盆地を一望できる素晴らしい風景、いわゆるビジュアル的な計画をもちまして、県ならびに国、JR東海等へ要望活動を展開してまいります。

スケジュール的には、今議会終了時から峡東圏域の協議会の幹事会を開催いたしまして、その後、役員会それから協議会等で詳細についての詰めを行いまして、できれば4月下旬から5月にかけて、要望活動を展開していくという流れで進めていきたいと考えております。

○議長（上野稔君）

次に、ごみ処理関係を望月副市長。

○副市長（望月健二君）

龍澤議員の再質問、ごみ処理場について建設予定地の正式な用地決定はいつころかというご質問でございますが、ご案内のとおり、上寺尾地域に計画しております事業につきましては、県の環境整備事業団が計画しております最終処分場、それから、一部事務組合が計画しております集団処理施設の2つの施設が入るわけでございますが、現在、処理場の予定地のところに地域の活性化施設を、どんなものがいいかということをお県それから一部事務組合、それと地元と調整をしているところでございます。

そういった形の中で最終的には、あの地域にどんな開発が進められるかということで、外周の決定になろうかと思っております。現在、そこらへんがはっきり決まっておきませんので、県それから環境整備事業団、一部事務組合、それに本市も関わりまして、調整を行っているところでございます。

できるだけ早く決めないと、後々の計画に影響も出ますので、できるだけ県にも働きかけをする中で、早期に決定していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（上野稔君）

次に、子育て支援を内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

龍澤議員の再質問にお答えいたします。

子育て支援団体の状況と育成についてのご質問でございますが、今後の子育て支援をするにあたりまして、市内の子育て団体の育成、また、それらの今後の協力が非常に重要であると考えております。

まず、はじめに市内の子育て支援団体の状況についてのご質問でございますが、市内におきましては、子育て支援の取り組みをしている団体につきましては、NPO法人や子育て支援団体、7団体を把握しております。

これらの団体とは、ともに連携を深めながら、市の子育て支援を推進していく必要があるため、市内で行う各種行事の子育て支援の企画においても、支援団体に事業参加をしていただいております。また、情報の公開や意見交換など等も行っております。

また、市で実施しております児童館の運営事業、また子育て支援センター事業、つどいの広場等につきましても、NPOまた支援団体に委託しております。

また、特にファミリーサポート事業につきましては、他市におきましては直営で行っているところがほとんどと認識しておりますが、本市におきましては、市内のNPO団体に委託をし、事業を行っております。

子育て支援の知識や技能、それらを生かす中、一層深い質の高いサービスの提供を行うための支援をしております。

次に、今後の子育て支援団体の育成でございますが、現在、乳幼児の母親が中心となり、相互支援を目的に子育てサークルを発足し、活動している8団体もございます。

将来、このような団体が広域的に活用できるよう、また成長できるよう十分な連携を取ってまいりたいと思っております。

また、子育て支援団体などの講座や学習会、また意見交換会等も設け、その取り組みを行い、協働のまちづくりにつなげていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

次に、学校教育関係を早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

龍澤議員の力強いご支援のお言葉、ありがとうございます。

ビジョン策定後は、いかにして実施するかというようなことで、21年度は指導主事をより強化しまして、指導していく。それから新規事業を取り入れてやると、こういうふうなことで一生懸命に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（上野稔君）

再々質問ありますか。

龍澤敦君。

○12番議員（龍澤敦君）

本当にきめ細かいご答弁、誠にありがとうございます。いままでかつてない未曾有の時代に入っておるわけでございますが、本当に先の見えない現在でございます。

今後、行政、議会また住民等々が一体となって、この難局を乗り越えていかなければならないと、こんなふうに思っておるわけでございますけれども、笛政クラブといたしましても、この問題に対しても一生懸命に努力していく所存でございますので、よろしく願いいたします。本当にご答弁ありがとうございました。

以上で、笛政クラブの代表質問を終らせていただきます。

○議長（上野稔君）

以上で、笛政クラブの代表質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時15分。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

次に、正鶴会の代表質問を行います。

小林始君。

○17番議員（小林始君）

私は、正鶴会を代表いたしまして、今定例会市議会に提出されました案件ならびに市政全般について質問させていただきます。

まず、はじめに、昨年12月28日から新年にかけて発生した大蔵経寺山山林火災に対して、本市消防団員、消防本部職員、また日赤奉仕者、山林組合関係者等、本市関係者約1,100人からの、皆さまのご出動をいただいたことに対し心より御礼申し上げます。

さて、国から自立した地方政治の確立を目指す第2期地方分権改革は、今年秋にも、政府が新分権一括法を国会に提出する大きな節目を迎えようとしています。

中央省庁との大きな考え方の違いはありますが、国から都道府県、都道府県から市町村へと権限や財源などを移す改革の流れは、さらに加速するものと考えます。

分権を可能なものにするための、受け皿づくりに向けた地方自治体の取り組みは全国で進みつつあり、「地域でできることは地域で決める」という地方自治体の原点を、住民また議会が改めて考えるときがきたのではないのでしょうか。

昨年10月に、私をはじめ荻野市長、また市議会議員の各位の皆さまには、多くの市民の期待を背負い当選の栄を賜りました。

多くの市民は、われわれに期待だけでなく地域発展のためのリーダーとしての行動と、市民の手本となるための態度を厳しい目で注視していると考えます。

われわれ自身、再度、襟を正し、厳しい社会情勢の中、本市の市民のために全身全霊を傾注することを新たに誓い合い、以下、質問に入ります。

はじめに、現在の本市の財政状況、ならびに財政再建に向けた行財政改革の進捗状況について、お伺いいたします。

今定例会に提出されました平成21年度当初予算の一般会計は、275億5千万円であり、平成20年度の予算に比べると、総額で12億4千万円増となり、前年度対比4.7%増とのことであります。

財政状況厳しい中での来年度予算編成であります。予算編成作業の際、当然、ベースとなる大きな考え方があると考えます。

来年度予算編成にあたり、どのような考えを持って編成されたのかお伺いいたします。

本県の来年度予算は、一般会計においては昨年度より2.6%増の4,467億円となり、8年ぶりに前年度を上回ったとのことでもあります。

しかし、経済状況の悪化により、来年度の歳入の柱となる県税収入は、前年度対比22.8%減とのことであり、予算編成には相当の苦労があったと考えます。当然、財源が不足しているため基金の取り崩しは避けられず、最終的には約40億円近い取り崩しが予定されているとのことでもあります。

そこで、本市においても、歳入の減少は避けられず、基金の取り崩しが避けられないと考えますが、来年度予算編成にどのくらいの基金の取り崩しがなされるのか、お教えてください。

また、来年度予算編成により、本市の財政4指数はどのような数値を示すのか、他の自治体と比べるとどのような状況なのか、重ねてお伺いいたします。

予算編成は、通常、各部・各課の積み上げ式により編成されますが、本市の場合、荻野市長の判断の下、各部において何パーセントかのシーリングをかけ、大枠の予算の額を絞り込み、各部・課内で厳しい調整により最終的に、荻野市長の最終調整に進むと伺っておりますが、各部内の調整には、昨年の実績、反省を踏まえ事務事業の見直し、事業の統合、事業の廃止などを検討し予算編成がされたと考えますが、どのような検討がなされ、事務事業等の見直しなどは行われたのか、お伺いいたします。

また、財政再建の1つに人件費の抑制が大きな課題とされていますが、これまでの議会の中でも、たびたび質問されてきましたが、改めて中期的目標の中、順次削減が行われてきたことと考えますが、現在の人件費削減、いわゆる市職員の定員適正化計画の進捗状況は、どのような状況なのかお伺いいたします。

次に、(仮称)多目的施設ならびに運動公園についてお伺いいたします。

本市も合併よりはや5年の歳月が過ぎ、これまでの旧町村の垣根を越え、一步一步人の交流、文化の交流が進みつつあります。

その中、多くの市民よりご意見を伺う中で、よく耳にすることは、市として1つのまとまりを持つため、式典などを多くの市民参加の下、開催できる施設が必要ではないのかという声をよく耳にします。

確かに、これまで成人式は旧町村ごとの開催、記念式典は人数制限をする小規模なものとなってきたことを考えると、市民の声は貴重な意見と考えます。

当然、荻野市長におかれましても、その点については十分な認識がされていると考えますが、合併特例債の期限が残り5年ほどとのことを見ると、具体的な動き出しが必要と考えます。

いろいろなご意見があることは十分承知しております。箱もの行政と揶揄する方もいれば、施設の稼働率を考えなければとの意見もあります。

皆さんのご意見はもつともであります。皆さんのご意見を十分取り入れ、ご意見をクリアできる多目的施設が、昨今の技術を見ると可能なのではないのでしょうか。

文化ホール的な施設では、稼働率を上げることはなかなか難しいと考えます。また、現在各小中学校等の体育館の使用率は限界に近い数値であり、特に近年の健康ブームにより軽スポーツを楽しむ方々の数は、年々増加傾向にあります。

体育館を基本としホール的な要素を持つ施設は、決して欲張りすぎる施設ではなく実現可能な施設と考えます。

特に、本市は県の所有する小瀬総合運動公園に隣接しており、本市の施設との連携により全国大会や大きな大会の誘致も期待でき、本市の観光産業にも大きく寄与できるのではないのでしょうか。

また、残念ではありますが、これまで市全体の体育祭など笛吹市民全体のスポーツイベントも、メイン会場がないため各競技団体だけで行われている感じがいたします。

そこで、(仮称)多目的施設ならびに総合運動公園の施設設備について、荻野市長のお考えを伺います。

次に、上下水道事業の取り組みについてお伺いいたします。

全国的に見ても、上下水道事業は地方自治体の大きな悩みであります。

本市においても大きな課題であり、即急に長期的視点から解決策を進めていくことが必要であると考えます。

市当局においては、昨年12月に上下水道事業審議会より意見書をいただき、本年から各地域において、地域住民の方に料金改定の理解を求めながら、市民の声をお聞かせいただく場として、市長自らが参加された地域市民ミーティングが開催されましたが、地域の方々からは、上水道の料金改定に対してどのような意見が出されたのか、まずお教えてください。

県のご協力により、これまで農業用水として使用していた水の一部を今後は飲み水として使用するため、県の指導をいただきながら、今後市内3カ所に浄水場の設置を進めていくと伺っております。

また、下水道事業においては、長期的視点から旧町村時代より進めてこられましたが、当然、これまでは旧町村内の考え方により進捗状況が異なりますが、現在の本市の普及率は56.6%であり、決して高い数字とは言えません。

多くの住民は、早期の下水道の使用開始を願っておりますが、一方、上水道事業と同様に多額の投資が必要となります。

現在でも本市は、地方債246億円の発行により大変厳しい財政状況にあり、このまま下水道事業計画を予定どおり進めていくと、本市の財政に大きな影を残すことになると考えます。

しかし、計画を期待する住民は、いつになると私たちの地域に着手するのか大きな期待を寄せております。

市では、御坂地域の下水道整備計画を平成17年に見直され、御坂町若宮、駒留、道場、坂野、新上宿、十郎の地域を下水道整備区域から除外し、今後は農業集落排水または合併浄化槽のいずれかに、整備を検討していくとのことですが、今後、この地域の整備はどのような方式を考えているのかお伺いいたします。

また、将来の本市の水道事業の全体像の再構築、また中長期の視点に立った計画実行をどのように進めていくのか、具体的にお聞かせください。

次に、バイオマスタウン構想についてお伺いいたします。

近年の環境問題には、多くの都道府県また地方自治体が積極的に取り組みを進めております。

本県においても、「環境首都山梨」を目指して取り組みがなされていると伺っております。

本市におきましても、これまで荻野市長を先頭に市民および事業者の生活習慣を見直し、ごみ減量を目指した事業として、「やってみるじゃんごみ減量」を推進されてきました。

この取り組みは、他の地方自治体においても広がりを見せ、本市に似た取り組みをされているとのことであります。

荻野市長は、就任時より環境問題に積極的に取り組んでこられました。今後の取り組みとして、バイオスタウン構想をお持ちとのことであります。

先日の新聞に、八千蔵・高家地区にバイオスタウン構想を推進していくとの記事を目にしました。その後、八千蔵・高家地区の地権者の方々に対し、バイオマスセンターの建設についての考え方などの意見交換会を開催されたと伺っております。

そこで、現在検討されているバイオスタウン構想とは、具体的にどのようなものなのかお伺いいたします。

また、境川地域に県が検討中の最終処分場との関係が気になりますが、現在の状況の中、これらの問題点を踏まえ、八千蔵・高家地区がバイオスタウン構想の候補地に挙げられた経過についても、お伺いいたします。

次に、笛吹市観光振興ビジョンについてお伺いいたします。

荻野市長が作成した21年度マニフェストによると、来年度は今後の本市観光行政の指針となる笛吹市の観光振興ビジョンを策定するとのことであります。

改めて言うまでもなく、本市の基幹産業は果樹生産と地域の風土を生かした観光事業の両輪にて形成されています。

しかし、果樹生産においては全国的な技術革新により、現在では全国各地にて桃、ブドウの生産が可能となり、新しい品種の開発は目を見張るばかりであります。また、長い景気の低迷により全国の観光地において、生き残りをかけた戦いが繰り広げられております。

本市が、今後、他の地域と連携を図り、地域の文化・風土・特長を生かしながら、厳しい競争に勝っていくためにも、長期的ビジョンを踏まえた地域づくりが必要と考えるとき、荻野市長が策定する観光振興ビジョンは、大きな期待を抱かせるものであります。

そこで、この観光振興ビジョンは具体的にどのようなものなのか、そのビジョンは実効性を大いに発揮できるものにしなければならないと考えますが、策定しようとしている観光振興ビジョンと政策的事業を、どのように結び付けていくのかお伺いいたします。

次に、今後の子育て支援の取り組みについてお伺いいたします。

現在、国の大きな課題は経済状況の安定化と、厳しい時代を生き抜き将来を託すことのできる子どもたちの育成であります。

子どもの教育には、国の大きな指導によるところが大きく、地域独自の取り組みはなかなか難しい点がいくつかありますが、子どもを生み育てる基礎的部分は、地域により特長を持った取り組みがなされていると感じております。

本市においても、次世代育成支援行動計画を策定し、中長期的視点から具体的な取り組みが現在進行中と伺っております。

来年度予算の中にも、保育所事業として保育所の整備、延長保育、一時保育等、安心して育てることをテーマに取り組みが計画されているとのことですが、どのような計画を予定しているのかお伺いいたします。

また、小学校における特別支援教育の充実についても、具体的な取り組みをされているとのことですが、どのような計画なのか重ねてお伺いいたします。

そして、大変厳しい財政状況の中、本市ではお子さんの医療費の窓口無料化を県の要項に基

づき、補助金可能な最大限まで、通院は5歳の誕生日まで、また入院は就学までの無料化としていましたが、今議会において条例改正により、その枠を拡大することとありますが、どのような改正を考えているのかお伺いいたします。

また、この改正に伴いどのくらい医療費が増加するのか、同時に、県でも問題視している、必要以上の医療費抑制のため、コンビニ受診の抑制にどのように取り組んでいくのか、重ねてお伺いいたします。

最後に、本市の果樹販路拡大に向けての取り組みについて、お伺いいたします。

昨年、荻野市長は自ら現地に伺い、本市の果樹生産品の素晴らしさを売り込むため、国内・海外に積極的に行動されました。

特に、海外市場において本市単独のセールスを行い、大手総合スーパーに対して、独自のルートにより本市の果樹生産日本一の果樹のイメージアップに尽力されました。

県においても、来年度は香港をターゲットとし、香港の現地において山梨フェアを開催することとあります。

香港は、果樹の輸入の際、検疫が台湾ほど厳しくなく、多くの国の果樹が国内のいたるところで販売されているとのこととあります。ただ、検疫がそれほど厳しくないため単価の面で問題点がありますが、本市の果樹を宣伝する市場として検討に値する地域と考えます。

そこで、来年度はどのような果樹の販路拡大のための行動を考えているのか。また、本市の果樹のイメージのさらなる地位向上のため、どのような取り組みを考えているのかお伺いいたします。

以上で、私の質問は終わります。

ご清聴誠にありがとうございました。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

正鶴会、小林始議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに、来年度予算編成ならびに行財政改革の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

米国におけるサブプライムローン問題を契機とした世界的な金融危機により、わが国の経済状況は悪化の一途をたどり、2月19日に提出された月例経済報告においても、基調判断を「景気は、急速な悪化が続いており厳しい状況にある」と報告されたところとあります。

このような不況下にあつて、地方自治体を取り巻く財政状況も一層の厳しさを増しております。

本市におきましても、市財政の根幹をなす市税の増収は期待できない一方、社会保障関係経費、公債費の自然増や高水準での推移により、引き続き厳しい財政経営が求められているところとあります。

こうした状況にあつて、本市が今後とも真に必要な住民サービスの水準を確保しながら、持続的に発展するためには、健全で安定した財政運営を基本として、笛吹市総合計画「ふえふき協奏曲第1番」で定めた施策実現のための諸事業も進めていく必要があります。

このことから、平成21年度予算編成につきましては、各部局のマネジメント機能を十分発

揮しながら、事務事業の見直しや再構築を市民の目に見える形で実施し、より効率的・効果的な事業展開を図るため、職員一人ひとりが、本市の厳しい財政状況を改めて認識し、限られた経営資源で最大の事業効果が発揮できるよう心がけ、部局ごとの枠配分の中で創意工夫を重ね、予算編成を行ったところであります。

次に、2点目の予算編成ではどのくらいの基金取り崩しが必要とされるのか、についてであります。

新年度当初予算編成におきまして、基金から一般会計への繰入金として、財政調整基金から12億9千万円、また、特定目的基金からの繰入として、かすがい東保育所建設や農道整備事業などに充てるため、公共施設整備等基金から5,920万円、芦川農産物直売所建設に充てるため、芦川地区過疎地域活性化基金から1,100万円、クリーンセンター処理設備更新事業に充てるため、し尿処理施設整備基金から2,510万円、合計13億9千万円を予算化したしました。

次に、3点目の本市の財政4指標はどのようになるのか、についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法によります4つの健全化判断比率の算出につきましては、地方財政状況調査の数値などをもとに算出することとされておりますので、21年度決算に基づく健全化判断比率についての議会への報告は、平成21年度決算後の9月の定例議会時となりますが、見込み数値等を使い試算したところ、実質赤字比率および連結実質赤字比率は、黒字決算が予想されるため算定されませんでした。

実質公債費比率につきましては14.3%、将来負担比率は114.4%であり、いずれの比率も早期健全化基準を下回る比率でありましたが、この数値はあくまでも試算値ということでご理解願います。

また、他の自治体との比較はどうかとのご質問ですが、他団体の健全化判断比率につきましては、21年度決算後に公表されることから比較はできませんが、既に公表されている、平成19年度健全化判断比率を類似団体128団体の平均と比較してみますと、実質公債費比率については、類似団体平均が14.3%に対し笛吹市は13.1%、将来負担比率につきましては、類似団体平均が123.3%に対し笛吹市は112.3%であり、いずれも類似団体平均を下回っております。

なお、実質赤字比率および連結実質赤字比率につきましては、類似団体平均ならびに笛吹市とも黒字決算のため、比率はありませんでした。

次に、4点目の予算編成にあたり事業の見直し、事業統合、事業廃止などを検討されたと考えるが、どのような見直しをされたのかについてのご質問であります。

平成19年度に実施いたしました680本の事務事業について、それぞれ担当する部局長・課長が評価を行いました。

その結果、平成20年度以降の方向性として「廃止」とした事務事業が3本、「事務事業の目的を見直す必要がある」と判断したものが6本、「事業統合・連携をする必要がある」と判断したものが5本、その他「有効性・効率性・公平性を見直す必要がある」と判断したものが377本ありました。

これら事務事業の見直し結果に基づき、廃止すべき事務事業は廃止をいたしたところであります。

5点目の、人件費の削減は大きな課題とされているがその進捗状況はについてであります。

平成17年度に策定いたしました、第一次笛吹市行財政改革大綱におきまして、具体的な改革内容の1つとして、人材育成を図りながら、簡素で効率的な組織に転換することとしております。

本市では、定員適正化計画を策定し、これまで人材育成、組織再編、民間委託を進めながら計画的に定員の見直しを行ってまいりました。

その結果、平成17年度の職員数757人を平成21年4月までに87人削減し、累計で17億2千万円の財政効果が見込まれるところであります。

次に、(仮称)多目的施設ならびに総合運動公園についてのお答えをいたします。

現在、屋内で開催する市全体に関わる文化活動、イベント等はスコレーセンターや、いちのみや桃の里ふれあい文化館などを中心に開催されております。

しかし、いずれも収容規模は400名以下であり、ご質問にもあるとおり、多くの市民が集い、大規模な大会やイベントを開催することのできる施設の設置が望まれております。

このことに対しまして、平成20年9月定例会における一般質問で、「笛吹市としてどのような文化施設や市民センターが必要なのかということも念頭に置きつつ検討してまいりたい」とのお答えをさせていただきました。

また、現在、策定の最終段階にある都市計画マスタープランの中でも、「地域住民の交流・レクリエーション活動の促進を図るため、総合運動公園、総合体育館、プール、図書館等の整備検討や総合型地域スポーツクラブの設置を促進します。また、市民が多目的に利用できる施設整備を推進します」と、整備に向けての方針を記述しております。

しかしながら、多額な経費がかかることから、今後は、施設整備について広くご意見を伺うとともに、市民の皆さまからの建設のための寄付や自発的な建設推進活動にも期待する中で、屋内・屋外の施設も含め、どのような施設がよいのかの検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、上下水道事業の今後の取り組みについてお答えいたします。

まず、水道事業でございますが、笛吹市の水道事業の将来計画につきましては、昨年度、笛吹市水道事業基本計画を策定し、厚生労働大臣の認可をいただきました。

この計画は、目標年度を平成33年度とし、5年ごとに計画を見直しながら、市民ニーズに沿った高い行政サービスの実現を目指すもので、この計画に基づいて水道事業を進めてまいります。

次に、市民ミーティングのご質問でございますが、1月20日から2月9日まで計8回、全町を回って市民ミーティングを開催し、市民との意見交換を行いました。

水道事業における施設整備計画や財政状況の現状、将来見通し等を説明して、料金改定に対するご理解をお願いしてきました。

料金の値上げについては、一般会計からの多額の繰入金や、財政状況等から大半の方からはやむを得ない、という意見をいただく一方で、境川地区においては、雨が降れば水道水が濁るような状況では、料金改定より先に水質を考えて欲しいとの厳しいご意見もいただきました。

さらに、多額の未収金は、水道事業の経営にも影響するので、未収金対策を強化することや、これからもコスト削減に向けた努力を続け、給水原価を下げるようにとのご意見もいただいております。

次に、水道用水として確保しました広瀬ダムの笛吹畑かん用水は、芦川町を除く6町で計画給水量に不足する分、合計1万2,460立方メートルを受水し、浄水して使用する予定です。

浄水場は、3カ所建設する計画で、最初に、境川町に平成21年度から2カ年計画で3,060立方メートルを浄水する施設を建設し、境川町の大部分と八代町の一部に給水を行います。次に御坂町に8,090立方メートルを浄水する施設を建設し、御坂町、石和町と一宮町に給水を行います。また、春日居町には1,310立方メートルを浄水する施設を建設いたします。

これにより、安定的に安全な水道水の給水を行ってまいります。

次に、公共下水道事業についてのご質問ですが、日本の下水道事業は、早くは明治時代に政令指定都市など、人口が密集していて環境悪化が著しい地域から始められたという経緯があり、県内の下水道事業についても甲府市が同様の経緯により、昭和29年に事業着手したのが始まりでありました。

笛吹市におきましても、都市計画区域の中でも人口密度が高い地域が下水道区域として計画され、さらに下水道区域の中においても、比較的人家の多い地域から整備を行ってまいりました。

その結果、県の普及率には多少及びませんが、昨年度末の普及率は55.7%までになってきております。

しかし、30年あまり事業を積極的に行ってきたために、下水道会計は膨大な借財ができ、財政的には逼迫しております。

そのために、いままでどおりの事業費の投入は困難となり、翌年度以降は事業費を含め会計規模を縮小せざるを得ない状況にあります。

さて、ご質問の内容につきましては、御坂地域に限った問題ではなく笛吹市全体の問題でもあります。

生活排水処理事業の主なものに、公共下水道事業と合併処理浄化槽設置整備事業による、設置者に対する補助金交付の方法があり、現在もこの2つの事業方法によりそれぞれ事業を進めております。

また、生活排水処理事業の整備手法としては、ほかに農業集落排水事業などがありますが、用地を確保した上での処理施設の建設や、管渠埋設などに多額の費用を要するため事業化は困難な状況にあります。

今後につきましても、費用対効果を比較した上で整備手法は決定してまいりますが、下水道計画地内にあっても投資効率の低い地域については、エリアの見直しを行い、合併処理浄化槽設置整備事業による整備を進めるなどの対応が必要ではないかと考えております。

今後は、徐々に投資効果の低い地域の整備を進めていくという過程に移ってまいりますので、早期に地域の実情に合った対応をしてまいりたいと考えております。

さらに、山梨県の流域総合計画の一部としての笛吹市公共下水道計画でありますので、笛吹市独自で内容変更をするわけにはいきませんが、将来的には市の下水道全体計画の縮小についても、検討せざるを得ないのではないかと考えております。

いずれにしましても、下水道事業を取り巻く厳しい財政状況下において、慎重に検討して事業を行っていかねばならないと考えております。

次に、バイオマスタウン構想についてのご質問でございますが、低炭素社会の構築は本市のみの問題ではなく、世界的な課題であると認識しております。

本市では、いち早く平成19年11月に笛吹市バイオマスタウン構想を策定し、木質系バイオマスのチップ化、生ごみの堆肥原料化、廃食油のBDF化を柱としたバイオマスタウンの形

成に取り組んでおります。

その構想の中で、微生物を活用した生ごみの堆肥化などを集中的に行う、バイオマスセンターの建設についても検討しています。

ご質問の御坂町八千蔵地域等につきましては、ご承知のとおり、本市と甲府市のごみ処理場の建設候補地でありました。しかし、平成18年3月に山梨県による「ごみ処理広域化計画」に基づき、山梨市、甲州市も含めた4市によるごみ処理場候補地が、境川町寺尾地区に決定いたしました。

当該地域は、一度、甲府市とともにごみ処理施設建設候補地として決定したという事実と、それに至る経緯を重く受け止め、平成18年12月に笛吹市と甲府市により、約5.5ヘクタールの用地を取得し、有効活用策を検討する4市による協議会を設置するとの協定書を取り交わしました。

なお、その後の経過の中で、昨年5月、基本的に用地買収については4市で協力して行うとの合意を得ております。

現在、八千蔵地域等対策協議会、および地域の組織であります八千蔵高家地域開発検討委員会で、活用策につきまして協議を重ねている状況でございますが、こうした検討の中で、バイオマスセンターにつきましても、当該地域は候補地の一つとして考えているところであります。

今後、施設内容や規模等十分な研究と、地域の皆さま、ならびに甲府市、山梨市、甲州市との十分な協議を行う中で、さらに検討を重ねてまいりたいと存じますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、笛吹市観光振興ビジョンの策定についてのご質問にお答えいたします。

観光による交流は、地域の経済社会を活性化する効果が大きく、観光振興は国を挙げての重要な政策テーマとなっております。

県を代表する温泉郷と果実郷を有する本市においては、観光は基幹産業の一つであります。

現在の旅行形態は、従来の都市発地型から着地型へ、また団体から個人へと急速な変貌を遂げています。

このような状況を踏まえ、よりターゲットを明確にし、戦略的に観光施策を展開していくために、観光振興ビジョン策定委員会を設立し、今後の方向性を協議・検討したいと考えております。

各地域の観光協会、旅館協同組合、商工会、JA、またJRなどの輸送機関など観光に携わる各種観光団体を構成員とし、さまざまな角度からの意見を聴取していきたいと考えております。

また、パブリックコメントにより、市民からの意見も反映させていきたいと考えます。

観光都市を目指すという共通認識のもと、遊歩道・街路灯・駅前整備などの空間整備、ホテル・ワイナリー・芦川のスズランなどの地域資源開発、中国・台湾・香港などへのインバウンド対策、また広域連携、ウェルカムフルーツなどの果実と観光の連携、観光ボランティアガイドの育成等の人づくりなどを柱とし、笛吹市観光振興ビジョンを策定してまいります。

次に、今後の子育て支援の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

少子化対策、子育て支援は、各自治体にとりましても重要課題となっております、さまざまな取り組みを行っているところであります。

本市におきましても、次世代育成支援行動計画に基づき、延長保育や一時保育、ならびに地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業などを実施しているところであり、サービス内容の充実にも努めているところでもあります。

まず、保育所事業につきましては、かすがい東保育所の建設工事に着手し、来年4月の開所を目指してまいります。

また、保育料の軽減をはじめ延長保育や一時保育、乳児保育などの保育サービスの充実を図り、保護者の子育てと仕事の両立に支援を行うとともに、策定された保育所ビジョンの事業展開や、一層の保育所運営の充実を図るために、新たに保育課を設置し、現在の児童課の組織を再編してまいりたいと考えております。

乳幼児医療費助成につきましては、平成18年4月から市単独事業として、国民健康保険加入世帯の市内医療機関窓口無料化を実施してまいりましたが、20年4月からは、県下一斉に医療機関窓口無料化が実施されたところでもあります。

また、助成対象年齢の引き上げにつきましては、21年度より市単独事業として、通院の助成対象年齢も、入院と同じ就学前までに拡大することにし、入院時に負担する食事療養費につきましても、助成の対象としてまいります。

なお、この助成対象年齢の引き上げ分に伴う予算につきましては、3千万円を見込んでいます。

また、窓口無料化により医療機関へ受診しやすい環境になったことから、適正な受診をしていただけるよう広報紙でお知らせしてまいりたいと考えております。

さらに、子育て支援センターやファミリーサポートセンター事業につきましては、子育て中の育児に関する相談や親同士の仲間づくり、育児の手助けなど、地域で子育てを支援する環境づくりに努めております。

また、児童館や学童保育につきましては、就学児童に遊び場や生活の場を提供することで、保護者の就労を支援するとともに、放課後子ども教室の実施も合わせた中で、児童の健全育成を図ってまいります。

これらの多くの福祉施策に重点を置き、子育て支援を今後も展開してまいります。

また、教育面では、市単独の指導主事の設置や市単独で教員を県内でも最も多く採用し、小中学校に配置するなど教育環境の充実に努めています。

今後も、福祉や教育など総合的見地から子育てを支援することといたし、国・県の補助対象となる事業を積極的に取り入れ、また、市単独事業につきましては、財政面での課題もございりますが、安心して生み育てられる環境づくりを推進するため、子育て支援のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市の果樹の販路拡大に向けた取り組みについてのご質問でございますが、本市が「桃・ぶどう日本一の郷」として確固たる地位を維持していくため、生産量と品質の維持・向上とともに「笛吹ブランド」を確立し、販路拡大に向け、広く国内外に情報発信し認知されることが重要だと認識しております。

昨年は、私自身、トップセールスとして6月に「フード台北」に、また、7月にはアジア屈指の国際経済都市である香港の量販店において、笛吹市の桃・ワインなどの販売を行い、訪れた大勢のお客さまに笛吹市のPRを行い、大きな成果を上げられたものと考えております。

また、11月には香港向け農産物消費拡大宣伝事業として、香港の量販店において「柿」の販売を行い、現地における柿の評価、価格の設定、流通等の検討から将来展望などの調査を行ってまいりました。

さて、来年度の本市の販路拡大の取り組みですが、生産者、農協、流通業者と連携を図る中、基幹出荷経路を強化するとともに、産直や地産地消となる地元消費等の販路の多様化を図っていきたいと考えております。

また、国内の価格が低迷している状況の中、海外などへの販路拡大は、たゆまなく取り組む必要があります。

県においても、県産農産物販売戦略会議を設置し、8月上旬に香港において観光物産キャンペーンを開催して、輸出の促進を図ると新聞報道されております。

県のこのようなキャンペーンなどいろいろな機会をとらえ、これに積極的に参画し、市長トップセールスとして、香港・台湾など海外にも目を向けた販売活動を強力に推し進めるとともに、首都圏などの大消費地での消費拡大に引き続き取り組み、「笛吹ブランド」の確立と販路の拡大に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

小林始君。

○17番議員（小林始君）

ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

何点かにわたりまして、再質問をさせていただきます。

まず、財政関係であります。財政健全化法に基づく健全化判断比率について、新年度予算の執行に伴い、実質公債費比率14.3%、将来負担比率は114.4%の試算値であるとのことですが、20年度予算執行に基づく数値のうち、特に実質公債費比率および将来負担比率については、どのようになるのか、また、さらに今後の動向についても合わせて伺います。

次に、下水問題に関してであります。下水整備事業は公共下水水域の水質を保全して、清らかな水環境、生活環境を改善し、清らかな暮らしを実現するため欠かせない事業であります。

御坂町若宮以東地区は、350戸、1千人を有する地域であり、水域の上流で、御坂町の水源地でもあります。確かに、ほかでも見直された地域もあると思いますが、この人口1千人の規模に対して、先ほどの答弁ですと、見直しということですが、この地域の整備が遅れて、しかも合併浄化槽というような方向と、先ほどお聞きしましたけれども、これでよいのか、まずお伺いいたします。

そして、下水区域外の合併浄化槽の補助率は現在工事費の60%が個人、40%が国・県・市で、それぞれ3分の1ずつの補助率ですが、この負担割合を市単独でも補助率を上げる考えはあるか、伺います。

次に、下水区域内でも、投資効果の悪いところにおいては合併浄化槽で整備をし、そして、現在はこの区域内では補助率の対象にはなっておりませんが、市の単独で補助対象にする考えはあるのか、お伺いいたします。

次に、公共下水道、浄化槽整備事業を進めるとのことですが、浄化槽について保守管理、1つの例ですが、御坂町では現在、浄化槽設置の会という会があります。その中で業者との交渉を有利に進めていただきまして、加入者は大変助かっている現状でございます。合併浄化槽を進めていく中で、市で保守管理するのか、もしくは、こうした地域の自主管理会等の設置を考えるのか、このへんのところもお伺いいたします。

次に、バイオマスセンターの候補地についてですが、先ほどの答弁の中で、昨年5月に4市で合意したとお聞きしましたが、この4市の中でどのようなその後の話し合い、また、合意したならば協議会等の設置が必要ではないかとも思いますが、その5月以降の経過、進捗についての状況をお伺いいたします。

次に、笛吹市の観光ビジョンですが、観光ビジョンの中に地域の文化、風土、特長を生かしながら、厳しい競争に競り勝っていくとうたっておりますが、市の花はご案内のとおりバラがあります。このバラを観光振興ビジョンの中でどのように生かして取り組んでいくのか、今いろいろな人の意見を聞いても「花を植えたらいい」と、花のきれいなところへはお客さんが集まりますよと、そういった意見がたくさんあります。そうした中で、笛吹市の花でありますバラを今後、どのようにビジョンの中へ取り入れていくのかお伺いいたします。

次に、子育て支援の取り組みですが、先ほどの答弁の中で、保育所運営の充実を図るために保育課を設置したいとのことでしたが、現在の児童課を再編する必要性についての、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、質問ではありませんが、平成21年度の市長の施政方針、経営方針の中にも「オンリーワン都市」という、いままで初めての言葉がうたっております。構想なのか、キャッチフレーズなのか、これを持ってアピールするのか、このへんについて市長のオンリーワン都市についてのお考えを伺います。

以上であります。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

最初の財政について、堀井財政課長。

○財政課長（堀井一美君）

それでは、小林議員の再質問のうち、平成20年度決算に基づく健全化比率のうち、実質公債費比率および将来負担比率はどうなるのか。さらに、今後の動向はというご質問でございます。

これは、あくまでも試算値ということでご理解いただきたいですが、実質公債費比率につきましては13.8%、将来負担比率につきましては112.7%程度になると思われれます。

実質公債費比率、将来負担比率につきましては、いずれも今後増加傾向にあるわけですが、早期健全化基準、いわゆるイエローカード以内、実質公債費比率につきましては25%、将来負担比率につきましては350%が、早期健全化基準といわれているものでございますが、いずれもこれを下回る中での推移であると考えておるところでございます。

比率の増加要因としましては、これらの比率につきましては、元利償還金あるいは起債残高の増減に比例するというところでございます。中でも、合併団体に有利な起債としましても、本市におきまして合併特例債を活用する中で、各種の事業に取り組んできております。

また、今後も特例債を最大限利用する中で、各種の事業に取り組んでいく予定でありますので、当然比率の増加につきましては、やむを得ないものと考えておるところでございます。

しかし、健全で安定した財政運営を目指すためには、事業の是非を見極め、さらに費用対効果を含めた優先順位の選択などを考慮する中で、今後取り組む必要があるかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

2問目の下水道関連について、竹越公営企業部長。

○公営企業部長（竹越富男君）

最初の下水道事業の関係でございますが、御坂町若宮地区以東の下水道につきましては、下水道による処理計画につきましては、下水道全体の計画区域外でありますので、現在の段階では施工予定はございません。

しかし、合併浄化槽設置による補助金が交付される区域になっておりますので、生活雑排水の処理につきましては、合併処理浄化槽でお願いしたいと考えております。

次に、区域外の合併浄化槽の補助率でございますが、現在、下水道全体計画区域外の地区につきましては、5人槽で33万2千円、7人槽で41万4千円を限度として、国・県・市で3分の1ずつ補助しておりますが、現段階では単独補助の上乗せの予定はございません。

次に、地域内で投資効率の悪いところは合併浄化槽で整備ということでございますが、この区域につきましては、合併浄化槽補助金の適用除外地でありますので、浄化槽を設置しても補助金を受けられません。しかし、今後の下水道事業の下水道と合併浄化槽の効率性について調査中でございますので、調査結果を踏まえ、今後の課題と考えております。

次に、浄化槽の保守管理につきましてですが、いままでどおり個人の対応でお願いしたいと考えております。

また、御坂町の浄化槽設置者の会がありますが、他の地区においても、利用者が組織した同様なものがありましたけれども、現在においては、市で保守管理をする考えはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

3問目のバイオマス構想について、池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

バイオマスセンターの4市の合意、それに伴います協議会の設置、5月以降の取り組みというようなご質問であったかと思えます。

まず、4市による協議会につきましては、市長がお答えいたしましたように、平成19年4月に設置してございます。

協議会の方針とすれば、その前に笛吹市と甲府市で、用地取得につきましては両市で負担する。それから、活用方法につきましては4市で検討するというような方向でございました。

それに基づきまして、協議会で協議を進めてきた結果、昨年5月に用地の取得につきましても、4市で協力して行うという合意がなされたというものでございます。

それから、それ以降の取り組みといたしまして、4市で用地を取得するということは、とりあえず4市で活用できる施設を検討していかなければならないという方向で、4市による幹事会、いわゆる事務レベルの会でございますが、幹事会で検討を進めてきました。

その中の1つとして、バイオマスセンターの設置についてどうかというようなことでございます。

既に、地元には内々の打診をさせていただきましたけれども、これはそれでいくという結論は得ておりません。

ただ、4市の取り組みといたしましては、現在、4市の生ごみの賦存量、いわゆる生ごみの資源量ですね。それを調査いたしまして、それに基づきまして、運搬コストでありますとか、もろもろのハードルは、どのようなものがあるのかという協議をこの議会終了時に、早々に幹事会を開催いたしまして検討を進めていくという方向でございます。

いずれにいたしましても、境川地区に現在進めておりますごみ処理場と合わせて、同時進行で行うということになっております。八千蔵地域の開発だけを先行するわけにいかないということをご理解いただきたいと思います。

そうは言いつつも、バイオマスセンターの設置にかかわりますいろいろなハードルがございます。その中で環境影響評価とか、その必要性等々を合わせて検討を進めていくというものでございます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

次に、観光振興について保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

再質問にお答えいたします。

市の花であるバラを観光振興ビジョンにどのように取り入れていくかというご質問でございますが、現在の本市のバラの栽培状況を見ますと、特に、JA笛吹の御坂ブロックの花き部会で、約21名の方に栽培をしていただいております。

これに対する補助事業につきましては、県の山梨農業ルネサンス総合支援事業ということで、省エネルギー化に対する補助、あるいは、笛吹市としての独自の、県の原油高騰対策として上乗せの補助をしております。

基本的には、温泉グルメ・花ウォークというような商品化をしていきたい。

花の持つ美しさ、癒しさ、景観等々を入れながら、まず、日本一早い桃の花見、あるいは菜の花、それから境川の水バショウ、芦川のスズラン、それからシバザクラ、菊、バラ、ザゼンソウ、クマガイソウ等を含めながら、この地域資源であります花の持つ特性を十分考慮しながら、今後の協議会の中で検討して、特に、秋・冬の商品化が弱いものですから、石和温泉駅、みさかの湯、石和足湯温泉等のバラの景観を十分商品化に取り入れていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（上野稔君）

次に、子育て支援について内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

小林議員の再質問の、児童課再編の必要性についてお答えいたします。

組織・人事等につきましては、総務部の関係にもなるわけでございますが、現場を持つ担当部といたしまして、こちらからお答えをさせていただきます。

子育ての市民ニーズが非常に高くなってきている中であります。そうした中にありまして、

いままでも組織の再編につきましては検討してきたところであります。

現在の児童課につきましては、児童家庭課と保育所担当、この2担当が業務を行っております。

合併いたしまして4年経過したところでございますが、保育所運営につきましても、旧町村のそれぞれの特色もございまして、それぞれの形で経過し現在に至っておりますが、笛吹市という一つの市のレベルでの保育所運営のあり方や、また、新市の理念に基づいた子育て支援を行う必要があることから、保育士などの現場の声・意見などをより多く反映させるためにも、現在、保育所ビジョンの策定をしているところでございますが、この保育所ビジョンを展開するにあたりまして、目的達成につきましても、より効率的な保育所運営をしていく必要がありますし、また、職員への指導・連携体制を一層確立する必要があると感じております。

そういうための組織強化を考え、いままでの児童課を2課に再編いたします。保育所担当を保育課として強化をするものでございます。

また、現在の児童担当につきましても、教育委員会との連携をさらに強化する必要がありますし、特に放課後子どもプランの推進や、ひとり親家庭の支援など多岐にわたる子育て支援がきめ細かに行われるためにも、児童担当を児童課として再編するものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

オンリーワン都市について、荻野市長。

○市長（荻野正直君）

再質問のオンリーワン都市について、お答えいたします。

大変、言葉としては直訳すればただ一つと、こういうことになるわけですが、ねらいとしては、それぞれいろいろの分野において個性を豊かに、そして、その中でそれぞれが特色をどう出していか、そういうことに挑戦する都市にしたいと、こういう願いを込めまして、オンリーワンという言葉を使わせていただいております。

これは産業・観光のみならず、今、課題になっております教育・福祉、あらゆる分野において、一時は「笛吹らしさ」ということを使わせていただいたんですが、もっと抽象的でありますから、やはり個性を生かすという意味に解釈をしていただければと思います。

1つの例を挙げますと、例えば「桃の花」、どこにも桃の花はありますけども、やはり「日本一早く咲いた桃の花を見に来てください」というような角度も一つはありましようし、あるいは、文化的に言うと、俳句の里というのはたくさんありますけれども、飯田龍太・蛇笏先生のそういうところが笛吹市の中にはありますよと、それをいかに全国に向かってPRしていくとか、言い出すときがないわけですが、そういう意味をこめてオンリーワン都市、あるいは、個々の個性を生かした都市、そういうような意味でご理解を賜ればと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（上野稔君）

再々質問ありますか。

（なし）

以上で、正鶴会の代表質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時といたします。

休憩 午後 1 2 時 2 7 分

再開 午後 1 時 5 5 分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

公明党の代表質問を行います。

渡邊清美君。

○20番議員（渡邊清美君）

公明党の渡邊清美です。

公明党を代表して質問させていただきます。

はじめに、定額給付金および子育て応援特別手当についてお伺いいたします。

国では、世界の金融危機が急速に広がる中、国民生活を守る手厚い支援策を盛り込んだ新たな経済対策が決められました。

この対策は、生活者支援、雇用対策、中小企業支援、地域活性化に重点が置かれております。

これらを赤字国債の発行なしで行います。

当面、経済が悪化している局面で、景気回復また国民生活を支えるのが最大のねらいです。

最大の目玉となる定額給付金ですが、当初、定額減税として訴えてきたものを定額給付金として実施する運びとなりました。

両者の違いは何か。

減税の場合、所得税と住民税で実施されますが、給与所得者であれば所得税の源泉徴収を通じて、すぐに効果が及びますが、しかし、自営業の方などは1年後の確定申告になります。また、住民税の場合は、税源の確定が6月まで待たなければ住民税の効果が表れてきません。

こうしたことから、減税方式の場合は効果が分散しがちになってしまいます。給付方式であれば、一括交付で経済に集中的に効果が表せるという利点があります。また、低所得の方も含め例外なく公平に行き渡らせることが可能となります。

家計への緊急支援策として、1人当たり1万2千円が支給されます。2月1日現在で65歳以上と18歳以下の方には、1万2千円にプラス8千円が加算されて2万円が支給されます。

家計の消費を刺激し、大きな経済効果が見込まれます。

定額給付金は、今年度限りですが、その財源については赤字国債を発行せず、財政投融资特別会計の準備金を取り崩して、国の歳入歳出を徹底的に洗い直し、特別会計の積立金を充当することになりました。

国民から預かった税金を国民に戻す、定額還付金と言ってもよいのではないのでしょうか。

ワシントンで行われた金融サミットの首脳提言は、即効性のある経済刺激対策も含め、財政政策を実行すべきであるという内容でした。

給付付き減税は欧米主要国をはじめ、アジア諸国で導入が進み、国際的な潮流となっています。

また、生活者支援の中には子育て支援策も拡充されています。

幼児期の子育て家庭を応援するため、2008年度緊急事業として子育て応援特別手当が創設されました。2002年4月2日から2005年4月1日までの間に誕生した第2子以降の子どもさんに、1人当たり3万6千円が一時金として支給されます。

これは、子育て家庭において小学校就学前の3年間は、保育園・幼稚園などの費用負担が重くなる上、児童手当制度の乳幼児加算、一律5千円加算が2歳までで終了してしまうということから、多くの子どもさんを持つ世帯に生活支援として支給されるものです。

そこで、今回は生活対策の中から、定額給付金および子育て応援特別手当について、何点かお伺いいたします。

まず、定額給付金の基準日についての考え方ですが、2月1日時点で住民基本台帳へ登録か、外国人登録原票に登録された方が給付の対象となりますが、基準日に生まれた赤ちゃんや2月1日以降に亡くなられた方、また転出などの考え方についてお伺いいたします。

2点目としまして、DV被害者の対応ですが、夫などの加害者から身を隠している家庭内暴力の被害者は、住民登録をしている住所と実際の居住場所とは異なっています。定額給付金は住民基本台帳への登録が原則ですので、DV被害者などはどのように対応したらよいのか、相談窓口の設置の必要性を感じますが、この点についてお伺いいたします。

3点目としまして、各地の市区町村や商工関係団体が給付に合わせて、プレミアム割増し付き商品券の発行などの企画を考えております。商品券のメリットも発揮され、大きな地域経済の振興がもたらされることと考えます。そのほか、一定額を割増した期限付き旅行クーポンや、また給付金記念メニュー、また給付金の額に合わせた福袋のような商品の販売なども考えられます。

本市においても、商工関係者の協力をいただきながら、地域経済の活性化の効果的な事業展開についてのお考えをお伺いいたします。

また、給付金の税制上の扱いについてお伺いし、定額給付金についての質問とさせていただきます。

続いて、子育て応援特別手当についてですが、支給対象児童について、前もって子育て家庭への周知の必要性が大事ではないかと考えますが、この点についてのお考えと、給付方法について、併せてお伺いいたします。

2点目としまして、笛吹市高齢者福祉計画ならびに第4期介護保険事業計画について、お伺いいたします。

本格的な長寿社会が到来し、福祉・介護のニーズが高度化、多様化しています。市民生活の立場に立った福祉・介護の支援が一層重要となっております。

笛吹市の高齢者の約8割が介護を必要としない元気な高齢者です。また、平均寿命も年々延びております。心身とも健康で年を重ねる健康寿命も延ばすことが重要ではないかと思えます。

また、65歳以上の高齢者人口が23%に達するところにあり、高齢者の約7人に1人が介護認定を受けており、また8人に1人が介護サービスを利用しております。

笛吹市高齢者福祉計画ならびに第4期介護保険事業計画については、策定委員会が市に素案の提出をされ、また、介護保険運営協議会では、市長より諮問を受け、過日、市長に計画の答申がされたと同っております。

現在は、低賃金また労働力の厳しさにより介護従事者が離職、また人材不足が深刻になっております。

国では、2009年度から介護報酬を3%アップ、介護職の専門性と経験を給与に反映しやすくし、介護の質の向上と人材の定着が求められております。

そこで、4点お伺いいたします。

介護報酬の改定のプラス3%の部分については、21年度の上昇分の金額と22年度の上昇分の半額については、被保険者の負担を国費等で軽減するものであります。

今回の介護報酬の改定内容と基金条例の必要性について、お伺いいたします。

2点目としまして、介護サービスの実態と今後の推計について、お伺いいたします。

3点目としまして、介護保険基金を取り崩して引き上げを少なくする取り組みが必要であると考えますが、本市における介護保険基金の取り扱いについてお伺いいたします。

4点目としまして、本市においては、保険料を抑えるためさまざまな予防対策に取り組んでいますが、今後の高齢者福祉事業の取り組みについてお伺いし、公明党の代表質問とさせていただきます。

大変にありがとうございました。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

公明党、渡邊清美議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに、定額給付金および子育て応援特別手当についてであります。

まず、定額給付金の基準日の考え方でございますが、定額給付金事業については、平成21年1月28日に施行された「定額給付金給付事業費補助金交付要綱」に基づき、市町村が実施する事業に対して、国が補助金を交付することにより実施されるものであります。

要綱で示す定額給付金の給付対象者は、ご指摘のとおり、平成21年2月1日の基準日において、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者、および当該市町村の外国人登録原票に記録されている者のうち、短期滞在者を除く者とされております。

したがって、2月1日に生まれた赤ちゃんも、2月1日にお亡くなりになった方も、本市の住民基本台帳に記録されていた方であれば、本市で給付金を受け取ることになります。

また、2月1日以後に本市から転出された方についても、同様に本市での受け取りになりますが、1月31日までに転出された方は、新しい住所地で受け取らなければなりません。

次に、DV被害者への給付に関する相談窓口の設置の必要性について、お答えいたします。

DV被害者への給付についてでございますが、定額給付金および子育て応援特別手当の制度上、基準日時点における住民基本台帳の記録をベースに給付されることは同じであります。

したがって、DV被害者であっても住民基本台帳に登録されていない場合は、給付を受けることはできません。

しかし、さまざまな相談が予想されますので、児童課内に相談窓口を設置しまして対応していく考えであります。

次に、定額給付金の商業振興関係についてでございますが、プレミアム付き商品券の県内商工会の状況は、25の商工会のうち、甲斐市、南アルプス市、韮崎市、北杜市の4商工会と富士吉田市商工会議所が実施予定で、山梨市、甲州市の2商工会が検討中であり、笛吹市商工会においても現在検討を行っております。

市内の中小小売業を取り巻く経営環境は、大型店の進出、消費者行動の多様化、消費低迷等非常に厳しい状況にあります。

こうした状況下で、本市では「一店逸品創出事業」を商工会と共同して展開してまいります。

市内の小売業者が共通認識をもって、自慢の逸品・逸材を掘り起こし、PRすることにより個々の店舗の魅力をアップし、競争力のある店舗づくりを行うことにより、市内全体の商業の活性化を図ってまいります。

この取り組みが、個々の店舗の魅力を増し、定額給付金の市内消費につながるとともに、商業の活性化に役立つものと考え、今後、なお一層、商工関係者との連携を密にし、地域経済の活性化の事業展開を図っていきたいと考えております。

次に、給付金の税制上の取り扱いについてお答えいたします。

定額給付金は、今年1月23日に国会に提出された、平成21年度税制改正関連法案において「所得税を課さない」とされたところでありますので、非課税所得となる見込みであります。

また、生活保護における取り扱いについても、収入認定から除外されることとなる見込みであります。

次に、子育て応援特別手当の子育て家庭への周知と支給方法について、お答えいたします。

子育て応援特別手当の子育て家庭への周知につきましては、市のホームページや広報紙をはじめ、本庁や支所の窓口へポスターを掲示するとともに、配布用のパンフレットを置いて周知に努めてまいります。

また、支給対象者には申請書を郵送しますが、申請期限が6カ月ありますので、広報紙で随時、申請忘れがないようお知らせしてまいります。

支給方法につきましては、定額給付金と同様に口座振込みとしてまいります。

続きまして、2つ目のご質問であります、笛吹市高齢者福祉計画ならびに第4期介護保険事業計画についてのご質問に、お答えいたします。

第4期介護保険事業計画につきましては、平成21年度から23年度までの3年を計画期間として策定するもので、介護保険サービスおよび地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握して、サービス体制を整えることなどを定めるものです。

はじめに、介護報酬の改定内容と基金条例の必要性についてのご質問にお答えいたします。

今回の介護報酬の改定につきましては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況に対応するため、介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律が成立し、その緊急特別対策として、平成21年度より介護報酬改定率を3%とすることが決定されました。

この改正内容につきましては、質の高いサービスを安定的に提供するために、介護従事者の人材確保・処遇改善、医療と介護の継ぎ目のないサービスを効果的に利用できるようにする観点から、医療との連携や認知症ケアの充実、さらに、効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証などであります。

また、各サービスの報酬・基準見直しについては、介護従事者処遇改善にかかるサービス共通の見直しとして、サービスの特性に応じた業務負担に着目した評価、介護従事者の専門性等のキャリアに着目した評価、さらに、地域区分の見直しや中山間地域等における小規模事業所の評価、中山間地域等に居住する人にサービスを提供した事業所への評価などが、今回の見直しの内容となっております。

次に、基金条例の必要性についてですが、今回の介護報酬の改定に伴う国からの交付金は、平成21年度分が改定分の全額、平成22年度分は改定分の半額の3,200万円が、20年度内に国から一括交付されますので、今議会の介護保険特別会計補正予算として計上したとこ

ろでございます。

これは、今回の介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇分を抑制し、被保険者の負担軽減を図ることを目的として交付されるものであり、議員のご指摘のとおり、それに伴い期限付きではございますが、笛吹市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定する必要があり、今議会で条例を提案しております。

次に、介護サービスの実態と今後の推計についてであります。介護サービスの実態につきましては、訪問介護等のサービスを利用できる居宅サービス、介護保険施設からサービスを利用できる施設サービス、地域密着型サービス、要介護状態にならないよう心身の状態の維持・改善を目指す介護予防サービス、利用額が一定額を超えた場合の自己負担を軽減する高額サービス、低所得者に対して所得段階に応じ食費・居住費の負担を軽減する特定入所者介護サービスなどがあり、平成20年度の給付費の総額については、40億円を見込んでおります。

今後の推計につきましては、現在の65歳以上の高齢者は1万6,312人で、高齢化率は22.5%となっておりますが、第4期計画の最終年となります平成23年には、高齢者が1万6,923人、高齢化率は23.7%と見込まれます。

介護認定者数につきましては、平成20年度が2,448人、平成23年度には2,637人と7.7%の上昇を見込んでおります。

また、施設入所を希望する待機者の解消対策として、住み慣れた地域を離れずに利用できる、地域密着型サービスの基盤整備も計画に位置付けられております。

このように認定者の増加およびサービスの拡充などにより、平成23年度の介護サービス給付費については46億1千余万元が見込まれ、20年度との比較では15.3%の増加となることから、第4期介護保険事業計画における1号被保険者の介護保険料の見直しは、避けられない状況であり、今議会上程したところでございます。

次に、介護保険基金の取り扱いについてであります。笛吹市の介護保険基金につきましては、第3期介護保険事業計画においては、平成20年度で240万円ございましたが、給付費の増大により、昨年県の介護保険財政安定化基金より1,900万円の貸付を受けた折、取り崩しを行い給付費に充当しましたので、現在の残高は利息分の3千円のみとなっております。

次に、今後の高齢者福祉事業の取り組みについてであります。

高齢者福祉計画につきましても、介護保険事業計画と一体的に策定したところであります。

本市の高齢者の約8割は、介護を必要としない元気な高齢者であります。

平均寿命は年々延びており、心身とも健康で年を重ねる健康寿命を延ばすことが重要であると考えております。

本計画では、高齢者が元気に活躍するまち、高齢者が安心して生活できるまち、高齢者が互いに支え合うまちを将来像に掲げ、高齢者の福祉施策や介護予防事業を推進することとしております。

このため、要介護状態になる恐れのある特定高齢者をより多く把握し、運動機能向上教室などの介護予防事業につなげていきたいと思っております。

また、一般高齢者を対象に、高齢者の皆さんが参加しやすいよう、近くの地区公民館を会場に「やってみるじゃん介護予防教室」を市内の全域で開催しております。

一方、高齢者自らが高齢者を指導する「シルバー体操指導員」の養成講座や、本市の特徴であります温泉を生かした「温泉活用健康づくり事業」を実施しておりますが、参加者から好評

をいただいております、徐々に成果が表れてきております。

今後も、これらの事業の一層の充実拡大を図るとともに、21年度から新規事業として、高齢者の皆さんが家庭にいながらにして介護予防に取り組めるよう、笛吹きらめきテレビによるテレビ放映とインターネットによる動画配信を行い、介護予防体操等の普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

渡邊清美君。

○20番議員（渡邊清美君）

丁寧なご答弁、誠にありがとうございました。

また、定額給付金に関しましては、職員の皆さま方にはお忙しい中、急の対応となって皆さま方のご努力に私たち市民は、ありがたく感謝しております。

そして、これはちょっと話が違いますが、先日、他市の方が来まして、笛吹市の窓口に来た折に、自分たちの市とはまるで違って、本当に素晴らしい良い対応だったということで、わが家に寄ってその連絡がありましたので、この場をお借りしてご報告をさせていただきます。

定額給付金につきましても、今日、新聞に載っていましたが、3月中旬を目標としてやられるということで、ほかの市よりもいち早く、間違いなく皆さまのお力でよろしく願いたいと思います。

では、定額給付金の件ですが、ホームレスとかネットカフェ難民とか、住民登録が抹消されてしまっている方もいらっしゃると思いますが、こういう方のことはどのようになされるのか。

そして、児童手当の給付決定や公営住宅の入居資格の調査などに、所得制限はないということでもいいのか、どうなのか。ないと思いますが、一応それを聞かせていただきます。

一方、定額給付金を装った振り込め詐欺や個人情報をお伺い合わせる、そういう不審者も出ないとも限りませんが、これらの対応についてお伺いいたします。

そして、今度は子育て応援特別手当についてですが、対象となる子が、第1子が別居している場合などはどうなるのか、この対応をお願いいたします。

最後に、今回、介護保険条例の一部改正がありますが、高齢者の皆さまの負担がなるべく少ないようにお願いしたいと思いますが、当局のお考えをお伺いしまして質問とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

定額給付金については、梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

渡邊清美議員の定額給付金の再質問にお答えいたします。

まず、ホームレスやネットカフェ難民の取り扱いにつきましてですが、基準日時点において、いずれのどこの市町村にも住民基本台帳に記載されていない場合は、期限内に知人宅とか、あるいは支援センターに住所地として住民基本台帳に登録された方につきましては、定額給付リストに記載しまして、給付対象者となります。

それから、税の所得制限ではありますが、定額給付金を受給することにより、児童手当の給付

決定あるいは公営住宅の入居審査などの所得制限において、不利益にならないかということでございますが、先ほども答弁しましたように、21年度税制改正関連法案において、定額給付金につきましては所得税を課さないとされたところでありますので、改正税制制度により非課税所得となる見込みであります。

それから、振り込め詐欺の対応であります。個人情報の詐欺への対応についてでございますが、細心の注意を払い、被害の出ないよう対応していかなければならないと考えておりますが、市では1月号の広報紙、あるいはホームページへの掲載で注意喚起をしておりますが、同封の申請書にも振り込め詐欺に遭わないように、申請書の説明書に注意喚起をしながら、振り込め詐欺に遭わないようにしていくようにしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（上野稔君）

次に、子育て応援特別手当と介護保険については、内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

公明党の渡邊議員の再質問にお答えいたします。

対象となる第1子が別居している場合についてでございますが、こちらのほうから申請書を郵送する人は、現在、住民基本台帳を基に該当する人です。

この場合、扶養しているかどうかは台帳だけでは分かりません。

したがって、対象となる第1子が別居している場合につきましては、同じ人に扶養していることを証明するための医療保険証等が必要となります。

介護保険につきましては、負担がなるべく少なくなるようにという質問ですが、その点についてお答えいたします。

議員が言われますように、保険料がなるべく上がらないように、先ほど申しました策定委員会また部会等の中でも、十分検討しております。

第4期の介護保険事業計画では、保険料につきましては、前回の第3期の場合は840円、これは基準額でございますが、負担の増額となりました。上げ率といたしましては28%。

また、今回の第4期でございますが、上昇率は17.8%ということで金額では685円、上昇率も金額も下回っています。

今回の保険料が上がる主な要因といたしましては、1号被保険者の負担割合が、皆さまご承知のとおり19%から20%に上がります。また、介護報酬も3%上乘せが示されたところであります。また、高齢化人口の増加等に伴いまして介護サービスの利用者の増、またサービス利用の給付の増加等が挙げられます。

こうした状況の中、税制改正に伴いますところの保険料の激変緩和措置が、平成20年度で終了することになるため、本市におきましては、第4期においても同水準を模索し、軽減措置を講ずることといたしました。また、その措置といたしましては、所得段階別の保険料を現在の6段階方式から8段階方式を導入いたしました。所得の低い方には負担を軽減し、高い方にはより負担をしていただくなどのきめ細かな段階数を設定し、保険料を今回設定させていただきます。

さらに、給付適正化事業の実施によりまして適切な保険給付サービスを行い、給付費の増大を抑制するとともに、介護予防事業を一層充実させて要介護状態にならないようにし、被保険者の負担をなるべく少ないようにするよう努力をしております。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

再々質問ありますか。

（ な し ）

以上で、公明党の代表質問を終わります。

続いて、日本共産党の代表質問を行います。

渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

日本共産党を代表して、代表質問をさせていただきます。

私も、アメリカのオバマ大統領の最初の議会での演説を聞きました。

市場原理主義、大企業金融機関の社会的責任を無視した利潤第一主義が、今日の大不況をもたらしたことを厳しく批判し、ルールの確立と経済の立て直し、雇用・医療・教育における政治と行政の役割を高らかにうたいあげておりました。

構造改革を先導してきた中谷巖が「懺悔の書」を著しました。

新自由主義、市場原理主義を敵とまで言い、その敵は政治家、経済人、国民に広く浸透しており、敵はきわめて手ごわいと書いております。

そこで、笛吹市政にも市場原理主義が浸透し、民間企業に学べ、民間にできることは民間へ、自治体間競争に勝て、などと言われてきました。

これらの表現を見直していただき、民間とは異なる政治と行政の役割と誇りを取り戻していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、平成21年度施政経営方針は、明確な時代認識と使命感の追求をうたっております。

私の時代認識は、格差と貧困、そして大不況をもたらす市場原理主義の克服の時代、そして、経済活動、社会活動の動機を最大利潤の追求から、人々の幸福実現に変えていく時代というものであります。

使命感と言えば、こうした時代の下、どう市民を守りこの状況から脱却するかではないかと考えております。

笛吹市長は、どのような明確な時代認識と使命感をお持ちか、また、市民生活を守るために憲法25条の生活権、真のセーフティネット実現に笛吹市としてどう取り組むのか、21年度施政方針に基づき説明を求めたいと思います。

次に、困窮対策について伺います。

まず、笛吹市内の雇用状況について伺います。

市内企業の雇用者数および解雇者数の20年度の推移、市内の失業者の推移はどうか伺いたいと思います。

次に、生活困窮者への支援について伺います。

生活困窮者は、その日の食べ物、仕事、住居、多重債務、心身の健康障害など、複合的困難を抱えている場合が多いのであります。

笛吹市生活援護課を訪れた相談者の中でも、数日まともに食べていない、今日の食事を取るお金もないと、市はこうした方にどのような支援をなされるのでしょうか。ホームレスになってしまったが、住居を借りる保証人もいない方、生活保護を求めて生活援護課に行った方がいらっしゃると思います。

こうした場合、市はどのように対応なされるのでしょうか。さらに、仕事・多重債務・心身の健康障害など複合的困難を抱えた方に、どのような支援をなさるのでしょうか、伺います。

生活困窮者が増え続ける今日、この対応のための生活援護課の体制、人員は十分でしょうか、伺います。そして拡充を求めます。

また、複合的困難を抱える相談者をたらい回しするのではなく、ワンストップで支援が得られるよう総合相談窓口の設置が急がれると思いますが、いかがでしょうか。

3番目の質問に移ります。

私は、農業振興、とりわけ農業後継者の育成・支援策を提案してまいりました。

昨年の6月議会では、次のように提案いたしました。

新規就農者に対し、3年間限度で月額10万円の就農支援金を支給する制度創設を提案。また、笛吹市の農地と農業を担っていく自覚と能力を備えた就農者を育成することが大事だとして、県農業大学校に限らず、市、JA、認定農業士、指導農業士等々と連携した研修制度の確立、これを提案しました。

また、笛吹市内には、園芸高校という素晴らしい資源と可能性をもった高校があります。

園芸高校をはじめ各高校、農家、さらに幅広く市民、都市住民に向けて、上記制度への応募を呼びかけることを提案しますと述べました。

今、緊急雇用対策の一環として、県は1月29日、農業関係緊急雇用対策人材育成給付金の概要を発表しました。

この制度は、支給対象が農業法人と農協に限られている点、また、支援上限額は月10万円であるが、支援の期間がわずか2カ月間に限られている点で、まったく不十分です。

しかし、意欲ある農業後継者を育成するきっかけにはなるのではないのでしょうか。

JAや農業法人に呼びかけ、この制度を活用するとともに、より抜本的な農業後継者育成支援を進めることが必要だと思います。

笛吹市の積極的な施策を求め、市長の所見を伺います。

以上で、私の日本共産党を代表しての代表質問を終わりたいと思います。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

日本共産党、渡辺正秀議員の代表質問にお答えいたします。

今こそ市民生活を守る行政の役割発揮を、についてお答えいたします。

まず、1つ目のご質問であります市場原理主義からの脱却を、についてであります。

昨年秋の世界的金融危機に端を発する経済不況の中で、現在、いろいろな有識者が持論あるいは学説を唱えております。

中でも1930年代の大不況からの回復のため、公共投資、財政拡張というケインズ政策の復活を唱える政治家や学者も多く、事実、各国政府は、未曾有の経済危機に対処するには財政出動が不可欠として、公共事業を軸とした大規模な財政改革を行うという、大きな政府へと政策転換を迫られている状況であることも事実であります。

これまでの歴史に名を刻んできた多くの哲学者や経済学者は、その時々の中社会の中で学説を唱え、理論化し、そのことによって、その後の社会経済の動きに大きな影響を与えてきたもの

であります。

これらを振り返りますと、経済学説や経済の動きは、その時々々の社会環境のありさまによって変化、進化していくものであり、そしてまた、このことはこれからも永久に続くものであり、現在の社会経済の状況や対策もその一過程であろうと考えております。

1980年代から主流となった市場原理主義も、また同様であります。

さて、民間企業に学べ、民間にできることは民間へ、自治体間競争に勝てを見直しては、というご質問でございます。

「公」と「民」を比べますと、明らかに「民」が勝っているのは、スピードとコスト意識、そして情報の活用であろうと考えております。

企業活動は、利益を求めることが大きな存在目的でありますから、スピードがなければ儲からないというものです。コスト意識も情報の活用もまた同様であり、効率性を高めれば高めるほど収益性が向上するからであります。

では、「公」はどうでしょうか。悪い表現かもしれませんが、スピード意識がなくとも、コスト意識が欠けていても、毎年度予算が確保されます。

地方自治法第2条14項に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されていますが、残念ながらその具体的尺度がありません。

ですから、経営的観点で行財政改革に取り組み、内部効率性の向上に向けて努力しているものであります。

限られた経営資源である、ヒト・モノ・カネ・情報を有効活用することにより、最小の経費で最大の効果が得られれば、より多くの質の高い行政サービスが提供できるわけであります。

「民間企業に学べ」とは、そういうことだと考えております。

そして、指定管理者制度や民間委託の推進も、また同様の趣旨であり、各種の事業や公共施設の管理運営などにおきましても、幅広くご意見をいただき、十分に議論を重ねた上で、「民間にできることは民間にお願いしているところであります。

私は、多くの皆さまからの信託をいただき、初代市長に就任させていただきまして以来、「清潔・公平・公正に徹し、隠し事のない市政運営」を基本姿勢として、「選択と集中」「市民第一主義」の行政経営方針のもと、自立できる地域社会の実現を目指しつつ、“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のまちづくり実現に向け、職員と共に一丸となって住民サービス・住民福祉の向上に向け取り組んでいるところであります。

その結果が、自治体間競争に勝つということでもあります。

したがって、ご質問の表現の見直しは現在考えておりません。

今後も、生活者の起点に立ち、市民第一主義の基本方針のもとに、さらなる市民サービスの向上を目指してまいります。

次に、憲法第25条の生活権、真のセーフティネットにどう取り組むかのご質問でございます。

日本国憲法第25条は、社会権の1つである生存権と、国の社会的使命について規定したもので、第1項には、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と謳われております。

100年に一度といわれる現下の経済不況の中、地方自治体に求められるものは、「時流適応」

であり、社会と時代の変転を見極め、自らが変えていこうとする意思を持ち、それを果敢に実行して持続可能な自治の営みを確実にしていくことであります。

明確な時代認識を持ち、市民のために何をすべきかといった使命と責任感の追求は、まさに、これからの自治体には必須であると認識する中で、平成21年度の施政経営方針に、「市民第一主義で生活者起点の行政推進」として、生活者起点でのまちづくりの推進を第1項目に掲げさせていただいたところであります。

地方分権化が急速に進み、自治体間格差の発生が避けられない状況下、格差と貧困そして大不況、こうした時代の下、どう市民を守り、この状況から脱却するかを考え、実践し、そこに生活する住民が、真に豊かな生活を営むことができる「まちづくり」を行うことは、地方公共団体の責務だと痛感しております。

社会全体が、少子高齢化や経済成長の低迷など数多くの問題を抱える中、自治体がセーフティネットに取り組むためには、長期的な財政安定が必要不可欠であり、健全な財政基盤の確立なくして住民サービスの充実は成り立たないと考えております。

徹底した行財政改革による安定した財政基盤の構築を図り、最少の経費で最大の効果を挙げることに専念しつつ、限られた財源を重点的かつ効果的に運用し、真に必要な住民サービスの水準を確保しながら、自立性に富んだ高レベルの行政組織を確立する中で、憲法第25条の生活権、および真のセーフティネットに取り組んでまいり所存であります。

続きまして、困窮対策について何うにお答えいたします。

まず、市内企業の雇用関係についてであります。

国際的な金融資本市場の混乱を背景に、100年に一度といわれる厳しい経済状況の中で、市民の雇用・安心・安全を守るため平成21年1月13日、「笛吹市緊急雇用・経済対策会議」を設置し、雇用労働相談窓口を市内8カ所に開設いたしました。

市内の雇用者数は、平成18年事業所・企業統計調査の結果によりますと、事業所数は3,227、従業者数2万7,240人であります。

解雇者数ですが、笛吹市のみの統計数字はございませんが、ハローワーク甲府管内の5市1町の資料ですと、平成20年12月で471人であり、前年同期の値は154人で、3.05倍となっています。

失業者数ですが、やはり笛吹市独自の数字はなく、ハローワーク甲府管内の平成20年12月の新規求職者数は、2,035人であり、前年同期の値は1,289人で、1.57倍となっています。

次に、生活援護課の拡充、総合相談窓口の設置が急がれるがどうかについてであります。現在の本市における生活保護受給者は、349世帯416人で、昨年4月と比較しますと、世帯数で17世帯、5.1%、受給者では13人、3.2%の増となっており、人口1千人当たりの保護人数は6.0人で、県内平均の4.7人を上回る状況となっております。

この要因は、高齢化や病弱による稼働収入の減少や、国民年金の無年金者や低年金受給者の存在などによるものとなっており、現在の情勢を勘案すると、今後も生活に困窮する人が増加することが見込まれております。

こうした中、現在、生活援護課では、生活を保障するための経済給付を行うことと、自立を支援するための相談活動を行うことの2つの機能を担い、業務を行っております。

生活にお困りの方からの相談には、面接相談時から、生活保護の受給要件や保護を受けるこ

とに伴って生じる生活上の義務や届け出の義務など、制度の内容について説明を行い、これを十分に理解していただいた上で、申請を行うか否かを判断していただき対応を進めております。

さて、ご質問の、生活援護課の拡充につきましては、生活保護事業の適正運営の観点から、保護の事務指導者である査察指導員を平成19年度から専任として設けるとともに、地区担当員5人を配置し、社会福祉法に規定されている保護受給世帯の1人当たりの基本定数80世帯を下回る、平均70世帯の支援を行っており、基本定数とされる職員につきましては、現状、適正な職員の配置となっております。

今後も、地域を取り巻く状況や保護の動向に注視し、社会福祉士の雇用や職員の社会福祉主事資格の取得促進などを進めてまいります。

また、一方では、就労による経済的自立支援のために、平成17年10月から、就労支援員による就労指導や、求職援助の実施により就労意欲の高い人への援助を行い、受給者の自立生活の確保に向けた取り組みを行っており、今後も引き続き就労指導をしてまいります。

また、総合相談窓口の設置につきましては、現在、生活にお困りの方からの相談に対し、先ほどご説明を申し上げましたとおり、生活援護課において、その方が必要とされている福祉施策や保護制度の説明、生活状況の確認などを行いながら、支援の方法や必要な情報の提供を行っております。

特に、多重債務者のための相談室および法テラス山梨の紹介を行うとともに、毎日の暮らしの中での困り事なども生活援護課だけではなく、社会福祉協議会に委託しております総合相談事業の利用を促すなどの支援を行っております。

さらに、市民の方々が、地域の中で安心して生活が送れるように地域の民生委員、児童委員さんをはじめ、弁護士、司法書士などの法律の専門家や社会福祉協議会の社会福祉士等の職員の配置により、行政機関と連携し、福祉サービスの提供や専門機関への調整により、問題解決に取り組んでいるところであります。

したがいまして、ご質問の、総合相談窓口の設置につきましては、従来のように直接職員が相談に応じ、迅速な支援をしていくことが効率的であると考えております。

なお、現在の困窮者への各種相談につきましても、広報活動を積極的に行い、相談に訪れる方の実情や要望に応じた情報の提供を行いながら、生活の安定が図られるよう支援してまいります。

次に、農業振興についてのご質問にお答えいたします。

笛吹市の基幹産業である農業の振興につきましては、本市の最重要課題の一つとして考えております。

総合計画の施策の中に、「魅力的で安定性のある農林業づくり」「桃・ぶどう日本一を誇る郷づくり」などを掲げ、これを積極的に推進してまいりました。

具体的には、笛吹市農業振興行動計画に基づき地域社会と共生・発展する「果樹日本一の郷」づくりを目指して、ブランド力のある産地の形成を実現してまいりたいと考えております。

環境にやさしい地域循環型農業の構築に向け、バイオマスタウン構想に基づき、剪定枝粉砕機購入推進のための補助や、生ごみからの有機堆肥を活用した農業生産を推進し、広く市民にも理解され成果を上げてきましたが、これらをさらに発展させ、農業と地域が共存する地域循環型のまちづくりを進めていきたいと考えております。

また、販路の拡大、消費の拡大については、あらゆる機会をとらえ、継続的に消費宣伝など

を行うことが大切だと考えております。

国内はもとより、香港・台湾など海外にも目を向けた宣伝活動などをなお一層充実させ、産地としてのイメージアップを図り、桃・ブドウ・柿などの農産物にさらなる付加価値を付け、有利販売に結びつけるとともに、生産コストを削減することで収益の上がる農業経営の確立ができるよう、事業の展開を図ってまいります。

また、昨年から急激に経済情勢が悪化する中、全国的に農業に対する認識も変わりつつありますが、新規就農者や担い手対策として、笛吹市地域担い手育成総合支援協議会を中心に、新規就農相談会や就農希望者への講習会を開催し、経営改善計画の指導などを行ってまいりました。

さらに、新規雇用にも結びつく法人化制度への支援も、いままで以上に積極的に行っていきたいと考えております。

高齢者の農家などから強い要望のある、剪定や収穫などへの援農支援につきましては、農家の状況をしっかり把握する中、農協や農業委員会、シルバー人材センターなどと連携を図り、援農者の農業技術習得のための講習会などを開催し、援農支援体制の確立を図っていききたいと考えております。

また、本年は原油高騰によるハウス園芸農家に対する緊急支援対策として、平成20年度笛吹市農業施設生産活動維持緊急対策事業を行い、支援してきたところでもございます。

今後も、これら緊急な事柄につきましては、早急かつ柔軟に対応していききたいと考えております。

以上、申し述べましたとおり、総合計画、および笛吹市農業振興行動計画に基づき、総合的な施策の展開を行い、農業振興を図っていききたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

時間がだいぶ少ないもので、端的にお伺いします。

まず、困窮者の対応ですが、とにかく親切にワンストップで対応できるということが大事だと思いますが、その点に関して2つ。

以前に、その日の食事もできないというような状況はどうするかと、法外措置でできるということだったんですが、さまざまな問題があると。これについてどう改善されたか。

それから、2つ目に、住居が今こういう時代の中で定まらないという方が多いわけですが、これについてどういう対応をしているか。

聞くところによると、保証人もいないという中で、とにかくアパートを決めてこいということだけをしているように、ちょっと伺っているわけですが、もっと親切な対応が必要ではないかと。また、決まっていなくても法的に緊急支援ができるという、そういう制度は利用できないかということをお伺いします。

そして、農業後継者の問題についてですが、緊急な県の対策、これも積極的に活用していくこと。そして、それに合わせて独自の農業後継者の育成支援、これをやっていく考えがあるかということについて伺います。

以上です。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1 問目を内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

再質問にお答えいたします。

ワンストップという話が出ましたけれども、これにつきましては、さまざまなお困りの内容があるというようにも承知しておりますが、現状でいきますと、先ほど市長が答弁いたしました、生活状況や資産状況の聴き取りをしっかりと、実態の把握に努めることが大事でございますので、そういった状況から、まずはしっかりと職員の窓口でやっていくことが一番近いと考えています。それで私たちは、先ほど言いましたように社会福祉協議会に総合相談事業を委託しております。また、県につきましても紹介をしっかりとしておりますので、市内に総合窓口をつくって、そこからまた担当の現場の職員に話すよりも、むしろ直接担当の職員がお聞きし、そして次の手を打つ。このほうがむしろ早いのではないかと、このように理解しております。

もう1点の、急に申し出があつて困るというような点につきましては、笛吹市法外援護費支給事業というのがございます。今年度も既に2回行っております、10月と12月の2回、これは食事等について行っておりますが、これにつきましては、特に食費とか被服費、光熱費につきましても、緊急事態により生活困窮者と認められる者、または援護費の支給により一時的に救済できると認められる者。ですから後日、認定されて可能な方とか、そういう方もございますが、それらを含めて今、法外の援護費支給事業を行っておりますので、ぜひ、それらのことも話していただきたいと思っております。

決して、市のほうでは固辞しているものでもありませんし、黙っているものでもございませんので、そういう対応も実際行っております。ただ、緊急とかいろいろ状況がありますので、状況をしっかりと把握しての対応ということになります。

もう1点の、居住の点につきましては、先ほど、議員の質問にありましたように、身寄りがないというような状況もあろうかと思っております。これは必ずしも全部が駄目ということではありませんので、しっかりと実態の把握をする中で、私たちはなんとかしていかねばならない、これは基本的な理念でございますので、その対応を、状況を見ながらやっていきたいと考えておりますが、ただ単に居住を探せというそういう端的な表現、取り方にもいろいろあると思っておりますが、そういうことでは決してありませんので、ぜひともご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

続きまして、農業後継者について保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

日本共産党の渡辺議員の、農業者の雇用対策あるいは育成援農対策について、答弁申し上げます。

今議会でも、各会派あるいは各議員さんから農業振興についてのご質問をいただいておりますので、答弁が重複するかもしれませんが、ご理解いただきたいと思っております。

当然、桃・ぶどう日本一と温泉の郷を堅持していくためには、大変な課題が山積みであります。

その中で、桃の経営者にとりましては、まず、企業的な経営を目指す専業農家、あるいは労働力不足が深刻な高齢農家・兼業農家等々、今後、二極分化が進むのではないかと考えております。

その中で、需要と供給、あるいは援農体制をどうしていくかということで、現在、担い手育成協議会においてアンケートを取っております。要するに季節ごとにメニュー化していく、あるいは年間を通した作業量の確保というのが非常に大切ではないかと思っております。

このためにも研修制度、あるいは指導者の育成ということで、JAあるいは県、農業公社等々と連絡調整を行っております。

市といたしましても、JA、シルバー人材センターと農業委員会のご協力をいただく中で援農支援制度、担い手育成も含めまして、新規就農者を含めまして、法人化等制度を含めまして、この2つの制度を早急に確立していくことが重要ではないかと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（上野稔君）

再々質問ありますか。

渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

時間がありませんので、また次の機会に質問させていただきます。

○議長（上野稔君）

ここで、暫時休憩いたします。

再開は3時15分。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

新和会の代表質問を行います。

堀内文蔵君。

○10番議員（堀内文蔵君）

新和会を代表いたしまして、質問をさせていただきます。

地域防災体制の強化と自治体消防と広域消防の進め方について、お伺いいたします。

昨年は、大蔵経寺山の山林火災が2度にわたり発生し、笛吹市、甲府市の消防団、消防署をはじめ、防災ヘリや自衛隊ヘリの出動があり、大掛かりな消火活動の末、数日間かけて消し止めた経過がございます。

このように進化する地域の消防防災力の強化は、あらゆる個人、団体、自治体にとって永久の課題であり、これで十分というものはありません。

しかし、現時点で地域がどの程度防災力を持っているか評価することは重要であり、それをもとに地域防災力を改善し、何をなすべきかよく判断し、より時代に合った多分野にわたっての防災力の強化が、市をはじめ関係者の大きな役割であると思います。

そこで、市は災害時の危機管理の面から考え、物資の確保対策、救援活動、自主防災活動、医療救護活動等について、7万人市民の安全・安心を考えたとき、現状をどのように評価して

いるか伺います。

次に、自治体消防について、市長は合併当初より、消防団の部の統合を推進しており、その効果が少しずつ表れておりますが、これらの進め方と併せて、消防団員の高齢化と消防団員の確保にどう対処していくのか、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

新和会、堀内文蔵議員の代表質問、地域の防災体制強化と自治体消防と広域消防の進め方について、お答えいたします。

まず、災害時における物資の確保対策、救援活動、自主防災活動、医療救護活動等の現状評価についてであります。第1次笛吹市総合計画「ふえふき協奏曲第1番」では、安全・安心のための備えづくりの中で、安全への備えはまちづくりの基本であり、市民のかけがえのない生命や財産に関わる重要な使命といたしております。

この観点から、地域の防災力について検討し、その強化に努めているところであります。

まず、物資の確保対策についてですが、災害時に必要な資機材につきましては、各支所に備えるとともに、各自主防災組織に整備を進めているところであります。

現時点で、市の備蓄食糧は約5万食、備蓄毛布は2千枚強であります。食料は更新しながらこの5万食を維持し、毛布につきましては1万枚を目標に計画的に増やしてまいります。

備蓄につきましては、必要最小限にとどめながら、生活必需物資を民間企業との協定により補っていくことを考えており、現在、33業者・団体と締結済みであり、今年度中に、さらに4業者・団体と協定を締結する予定であります。

次に、救援活動と自主防災活動についてですが、さまざまな大規模災害時の経験から、本格的な救援活動が始まるまでには、2日ほどの期日が必要になりますので、それまでは「自助」「共助」の取り組みが最大の効果を発揮するといわれております。

そこで、本市では、自主防災活動を中心的に進める「自主防災組織」を行政区ごとに組織し、一斉防災訓練等を実施してきましたが、これからも図上訓練や学習会などの取り組みを進めてまいります。

また、平成20年度当初から全市的に取り組んでいただきました、災害時要援護者の登録事業にも、現時点で500名以上の方々が登録されておりますので、要援護者を含めた避難、救援活動の訓練もさらに進めてまいります。

次に、医療救護活動ですが、大災害が発生しますと、まず、医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するために、医療機関、県、消防本部、医師会などから情報を収集し、あらゆる手段を講じて、広く市民に情報を提供していかなければなりません。

そのために、平常時から関係機関が連携を取り合い、情報交換や訓練を重ねていきます。

また、災害対策本部の医療救護班は医師会の協力を得ながら、医療救護所を設置するなどして、応急医療活動をしていきます。

医療機関の中でも、特に笛吹中央病院は、山梨県の災害時指定病院となっておりますので、市としましても災害時に対応できるよう、平常時から協議をしていきたいと考えております。

さらに、要援護者の方々のために、福祉避難所を設置するための取り組みをするとともに、市内23福祉事業所とも緊急受入れの協定を締結し、いざという時に備えております。

これらを通じまして、市民の皆さま、行政区、地域の民間企業などとの強い連携をもとに、官民一体となって、地域の防災力のさらなる向上のために邁進してまいります。

次に、消防団の部統合についてお答えいたします。

現在、7分団99部、条例定数1,804名の本市消防団は、分団において部の数や団員数に偏りがあることから、一宮・御坂・境川の各分団は、町村合併以後、部の統合を進めてまいりました。

その結果、昨年度、御坂分団で統合が進み、この3月に部の詰所が完成しますし、一宮分団でも部統合の話が具体的に進められてきております。

部の統合を進めることで、消防車両をはじめとする機材、車庫詰所の整備を効率的に進めることができ、課題となっています消防団員の確保の一助にもなるものと考えております。

部の統合は、火災や水害などの災害時ばかりでなく、日常的な行事などにつきましても、行政区との深い関わりがありますので、消防団と行政区を中心に十分に協議を重ねていただき、最良の方途を探っていただきたいと考えております。

統合が進んだ部につきましては、これまでどおり、車両や詰所の整備を優先的に進めていく中で、笛吹市消防団の装備設備の充実、消防団活動の活性化を進め、総合的に非常備消防力の一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

堀内文蔵君。

○10番議員（堀内文蔵君）

どうもありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

次に、広域消防の進め方について伺います。

県は、平成24年度までを目標に、県内10消防本部を1消防本部体制に構築するとの考えを各市町村に示し、水害や救急・予防業務、東海地震等大規模地震災害に備え、消防がその責務を連帯し果たすべき消防広域化推進計画案を出しました。

また、消防救急無線は、平成28年にはアナログからデジタルに移行することが決定されており、デジタル無線の広域化、共同化との整合性が図れる点等も含め、今後、笛吹市消防署も県の広域化推進計画にどう対応していくのか、市長のお考えを伺います。

○議長（上野稔君）

答弁をお願いいたします。

荻野正直市長。

○市長（荻野正直君）

堀内議員の再質問、山梨県の消防広域化計画についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、県は平成20年5月、山梨県消防広域化推進計画を策定し、現在10ある消防本部を広域統合し、県下1消防本部にすることが望ましいといたしております。

今後、想定される財源不足や大規模災害の発生時に対する対応については、スケールメリットが期待されるところであります。

しかし、統合に向けて動き出す前に消防設置者であります、県下28市町村と消防の現場であります10消防本部とで、非常備消防本部も含めた消防体制全体のさらなる調査・分析を行う必要があると考えております。

そして、市民にとって広域化が有効かつ有益であると判断できたときに、笛吹市として次の段階に進みたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上野稔君）

再々質問ありますか。

堀内文蔵君。

○10番議員（堀内文蔵君）

ありがとうございました。

消防署の広域化については、これから市町村長をはじめ広域検討委員会の意見等を踏まえて進めていくというお答えでございます。

同じ消防署の業務であります一般救急業務について、ちょっとお伺いいたします。

広域化計画の話し合いの中に、一般救急業務を入れた中で医療機関との話し合いができて、これが県下一本になって救急医療が一つになったならば、患者さんのたらい回し等もなくなって、地域住民には非常に貢献すると思っておりますが、この広域化問題の中に救急医療等も含めながら推進していくというか、話し合いを進めていくという考え方が市長にはあるのか、それをちょっとお聞きします。

もう1つ、消防団の統合に向けては、行政区長さんや各分団の役員を中心に協議を進めております。御坂町でも支所が中心になって行っておりますが、ただ、この問題を進めていくには、やはりいろいろな壁があるようでありまして。例えば、詰所の場所、敷地、また用地費用について、これらもひとつ問題になっているようです。

また、統合により消防団の高齢化する団員の改善ができるのかどうか。これらもできるということであれば、かなりそのへんの統合問題も進められて、早まってくるのではないかという感触を受けているんですが、そのへんも市の考え方をお聞きしたいのですが、よろしくお伺いいたします。

以上であります。

○議長（上野稔君）

荻野市長。

○市長（荻野正直君）

まず、救急業務でございますが、統合化すればもっとスムーズになるのではないかと、こういうご期待でございますが、少なくとも今、私の見ている範囲内では、当笛吹市消防本部については、県下で一番早い到着、それから一番早い搬送時間、これが保たれております。

病院等につきましては、限られた病院でございますから、そのときに到着した救急車がどこの病院に搬送するかということについては、統合してもしなくても、県下の中でそのときに空いている病院がなければ入れないわけでありまして、病院の数が増えれば、あるいは、救急病院が増えれば別でございますけれども、現在の状況から推定しますと、現在の笛吹市の体制と

というのは、これ以上の体制が保てるならば、救急業務だけに限って言うならば、もし、これ以上早くなるという保障があれば、やはり統合に向けて第一歩が踏み出せるのではないかと、こういうふうに考えております。

次に、消防団の問題であります、一番最初の詰所等の問題であります、現在、市の方針といたしましては、詰所あるいは消防車両等については、市の予算ですべてを賄わせていただきますと、こういうお約束がしてございます。ただし、詰所の土地につきましては、その地域で探してくださいというお話をさせていただいております。

これはなぜかと言いますと、面積的にちょっと広くとつても、たぶん45坪あるいは50坪くらいで、そのくらいの面積を確保すればいいはずでございますから、すべて市で賄ってもしないんじゃないかと、そういうご意見も承っております。しかし、私はこういうふうに思います。

消防団、特に非常備消防につきましては、やはり地域の方と一緒に消防団というのは形成していく。それから地域と一体となった形で消防団というのはあるものだと、こういうふうに思います。

したがって、これは私の経験であります、消防団と区、いわゆる自治会との関係が、どこを接点にしていくかということをお必ず1つは残しておかなければいけないと、こういうふうに思います。

ある自治体によりまして、消防団員が、対象年齢者がいるのにもかかわらず、時の区長さん、個人情報保護法というものを盾にして、「私は一切消防団員の対象者を教えません」と、こういうことを言うある自治体の区長さんがいたそうです。

私は、こういうふうに申し上げました。「全部法被を畳んで返してください」と。なぜならば自治体と、いわゆる各区と消防団が一体となって物事を行っていかねば、それぞれの地域の安心と安全は守られないのではないかと、こういうふうな観点から、極端でございますが、そういうことを申し上げました。

したがって、土地に関しましては、そこが一番の接点でありますから、なんとか地域の中で探していただきたい、こういうふうに考えております。

それから、団を統合することによって団員の数が減少するだろうか。あるいは、今不足している消防団員が、集まりにくいというのが解消できるか。あるいは、市内の中で場所によって年齢差がございまして、それが解消できるかということですが、これはどんな形であっても、やはり地域の中で年齢差、異なる年代層で構成されていますから、これについても地域ごとに進めていきたいなど、かように思います。

ただし、団を統合することによって、基本的な消防団員が少なくなることは事実であります。

そうしますと、今、例えば10人集めなければならないところを統合することによって、こちらの地域では8人でいいですよ、こちらの地域は8人、そういう形で少なくなることは事実だというふうに考えています。

以上であります。

○議長（上野稔君）

以上で、新和会の代表質問を終わります。

本日の議事は、すべて終了いたしました。

明日3日は、午前10時から再開します。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時35分

平成 2 1 年

笛 吹 市 議 会 第 1 回 定 例 会

3 月 3 日

平成21年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第3号)

平成21年3月3日
午前9時56分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(24名)

1番	網倉正治	2番	志村直毅
3番	野澤今朝幸	4番	北嶋恒男
5番	中村正彦	6番	風間好美
7番	渡辺正秀	8番	亀山和子
9番	降矢好文	10番	堀内文藏
11番	中村善次	12番	龍澤敦
13番	野沢勝利	14番	寶修
15番	新田治江	16番	大久保俊雄
17番	小林始	18番	内藤武寛
19番	中川秀哉	20番	渡邊清美
21番	川村恵子	22番	松澤隆一
23番	前島敏彦	24番	上野稔

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	荻野正直	副市長	望月健二
教育長	山田武人	総務部長	梶原清
経営政策部長	池田聖仁	会計管理者	中川啓次
市民環境部長	加藤寿一	保健福祉部長	内藤運富
福祉事務所長	佐藤貞雄	産業観光部長	保坂利定
建設部長	岩澤重信	公営企業部長	竹越富男
教育次長	早川哲夫	総務課長	山下真弥
財政課長	堀井一美	消防長	金井一貴
代表監査委員	飯田三郎	教育委員長	田中昭子
農業委員会長	荻野勇夫		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	橘田益貴
議会書記	飯島重人
議会書記	金井久

○議長（上野稔君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は23名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、また、騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

報告事項を申し上げます。

野沢勝利君より遅刻届が提出されておりますので、報告いたします。

○議長（上野稔君）

日程第1 「一般質問」を行います。

今議会へは、10名から20問の通告がありました。

質問は、通告順に行います。

なお、関連質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ10分間としますので、ご承知願います。

それでは、1番、網倉正治君。

○1番議員（網倉正治君）

おはようございます。

ただいま、議長の許可をいただきましたので、通告により一般質問をいたします。

米国発の世界同時不況は、予想を超える深刻な状況になっており、わが国は貿易立国ですので、その影響は大きく、自動車産業に象徴されるように、今や国内すべてに不況の影を落としています。そして、リストラ、雇用解雇は私たちの身近にまで及んでいます。

この不況を乗り越えるために、政府は先般、総額2兆円規模の定額給付金をはじめ緊急経済対策に取り組み、さらには21年度予算も当初予算ベースで過去最大、総額88兆円の予算編成を組み、2月27日に衆議院を通過し、年度内成立が確定いたしました。

こうした国と県の流れに沿い、笛吹市でも地域活性化生活対策臨時交付金を活用して、子育て支援、消防、スポーツ施設、道路整備等の事業を力強く推進していくための笛吹市補正予算が、第2回臨時議会において成立いたしました。誠に時を得た事業推進と評価しているところであります。

そして、この不況を乗り越えるためには、行政と市民が協働して市の発展を考えていく必要があると考えます。

そこで、具体的に市長が掲げております、環境に優しく安心して健やかに暮らせる都市づく

りのための事業について、伺います。

その1つの事業として、ごみの減量化問題についてであります。

地球資源を大切に、「ごみも分別すれば資源、捨てればごみ」と言われておりますが、笛吹市のごみ排出量の現状は、分別効果が出てきて可燃物は減少しているが、粗大・資源ごみ等、全体としては増えており、このため甲府・峡東4市によるごみの中間処理施設稼働に向けても、計画的な処理体制が必要であります。

市では、平成18年度をごみ減量元年と位置付け、平成22年までの5年間に、生活系可燃ごみの53%減量为目标として取り組みをしておりますが、次のことを伺います。

市で掲げている行政と市民と協働でのごみ減量目標に、どのように取り組むのか伺います。

また、市民が望んでいる効率のよい回収方法や新たな減量への施策について、どのように計画を推進しておられるのか伺います。

次に、下水道事業について伺います。

下水道の整備は、市民の日常生活を快適で環境に優しく文化的な都市生活を営む上で、極めて重要です。

笛吹市では、合併して4年が既に経過しました。合併以前は水道計画も旧町村の基本計画に基づいて各町村で整備を進めてきましたが、市では、19年度に全体の統合を図り、全体計画を見据えた新たな計画策定を図り、事業推進しているところでありますが、次のことを伺います。

笛吹市下水道事業の全般的な普及率および加入率は、どのような状況にあるのか伺います。

併せて、今後、認可計画に基づく新年度の工事計画について、どのように推進しようとしているのか伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

網倉正治議員の一般質問、環境に優しく健やかに暮らせる都市づくり事業について、お答えします。

最初に、行政と市民が協働でのごみ減量目標にどのように取り組むのか、でございますが、笛吹市では、「みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニー」を将来像に掲げる第1次総合計画を策定し、市民、地域、行政が協働で進めるまちづくりを推進しております。

市では、市民などからの提案をもとに、ごみ減量化作戦を掲げ、家庭や地域でできる協働の取り組みを推進しており、具体的な行動として、分別排出の徹底はもちろんのこと、ボカシ製造事業では、市内50団体を超える組織の協力をいただき、生ごみの堆肥化へ向けての拠点づくりに取り組んでおります。

また、笛吹市女性団体連絡協議会においても、本年2月に笛吹ごみ減量フォーラムを開催し、ごみ問題についての学習・啓発活動等について積極的に取り組んでおります。

その他、地域環境美化の推進を目的にアダプトプログラムの導入を図り、市民自ら公園や河川・道路などの積極的な美化活動を行っております。

また、ボランティア清掃として学校や旅館、事業者団体等の活動もいただいております。また、菅吹川沿岸や学校周辺、区内水路等の清掃報告も33回を数えております。

これらの事業は、市民と行政がお互いの役割分担を決め、パートナーシップのもとで連帯や奉仕の精神の育成に役立つとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという、自治意識の啓発にも役立つことから、今後も引き続き推進してまいります。

次に、新たな減量への施策についてどのような計画を推進するのかについて、お答えします。

菅吹市では、ごみ減量に取り組むことで、環境への負荷低減と処理コストの軽減を図ることを目的として、「やってみるじゃん53減量」を推進しております。

事業取り組みとしては、自治会単位でのごみ減量分別説明会の開催、市内スーパー店頭においての減量推進キャンペーンの実施、バイオマスタウン構想との連携による生ごみ堆肥化事業の実施等、さまざまな減量施策を推進し、平成19年度末において23%の減量に結びつけることができました。

平成21年度においては、組成割合の高いミックスペーパー・その他プラの排出について、石和町南部地域にモデル地区を設け、排出個所数を増やす事業を取り入れます。

このことから、排出者の利便性の向上が図られ、さらなる分別意識に期待が持てることから、排出状況の実態調査を行う予定としております。

今後においても、継続的な事業推進を図り、広報活動ならびに説明会の開催等を重ね、ごみ減量への意識向上に結び付け、リユースネットワークの構築などの協力を期待するところであります。

ごみ減量をはじめとする環境問題は、地域全体の問題とし、地域においての積極的な取り組みをお願いし、市民と行政が共通の認識に立ち、安全で快適な住みよい環境づくりに努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を竹越公営企業部長。

○公営企業部長（竹越富男君）

網倉正治議員の一般質問、下水道事業について一括してお答えいたします。

菅吹市公共下水道事業は、合併以前の各町村が流域下水道事業関連公共下水道として、昭和54年以降にそれぞれ事業着手してきました。

合併に伴い、平成18年度に菅吹市公共下水道事業として統一され、現在、事業展開しているところであります。

現在の全体計画面積は3,299.2ヘクタールであり、そのうち76%にあたる2,502.3ヘクタールの事業認可を得て事業を進めています。

人口に占める割合として、普及率は19年度末で55.7%であり、山梨県平均の普及率57.5%には多少及びませんが、現在までは順調に推移しております。

また、認可区域に占める加入率は、21年1月末において74%であります。県の加入率83.5%には10ポイント近く及びません。

下水道の維持管理費および起債の利子返済などに充てる、貴重な自己財源である使用料収入を上げるためには、加入率を上げることであります。

そのためには、下水道を利用できる皆さまには、すべからく加入していただく必要がありま

すので、皆さまのご家庭を訪問して加入率の増加を図るとともに、接続のためのPRに努めているところであります。

現在、膨大な地方債の借入れ、それに伴う6億円以上に及ぶ利子償還の返済があるため、下水道会計は危機的状況となっております。

そのため、今後は例年どおりの事業はできない状況となりました。

新年度より、事業費を激減させることはあまりにも影響が大きすぎますので、例年近くの前算計上させていただきましたが、支出の面では事業内容を、より以上精査しながら執行していく予定でありますし、22年度以降は事業費を含め、会計規模の縮小も検討しなければならないと考えております。

現在の認可計画として、平成26年度までに760ヘクタール近くを整備することになっていますが、そのためには年間100ヘクタール以上拡大し続けなければなりません。

現在までに年間50～60ヘクタール整備してきたことを考えますと、少なくとも10年近く計画期間を延伸しなければならないと考えます。

また、5年余りは、管渠事業の投資金額が少額のため、石和地区に限って言えば、今後は南部地域のような、人口が集中していて事業効果が高く即効性が高いであろう地域を選定しながら事業を進め、さらには維持管理事業を進めていくために、市はいままで以上に水洗化に力を入れ、かつ滞納整理についても水道料金とともに滞納件数を増やさない努力を行い、結果的に財政面を安定させ、将来展望が見えてくるそのときまでは、耐えざるを得ないのではないかと考えます。

また、今後の下水道事業のあり方としまして、昨日、市長がお答えしておりましたとおり、公共下水道事業および合併処理浄化槽設置整備事業における補助金交付の方法がありますので、この2つの事業方法を併用運用して、効率のよい生活排水処理ができるものと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

網倉正治君。

○1番議員（網倉正治君）

2点ほどお聞きします。

1点は、石和南部地域でのミックスペーパー、その他プラの排出収集をするモデル地区を指定して、ごみ減量化を推進するが、排出個所を増やすに伴う収集費、処理費について、どのような事業見込みで進めるのか伺います。

2点目、下水道事業の全体的普及率および加入率は分かりましたが、笛吹市7町別における普及率と加入率を伺います。

併せて、下水道加入率を促進するために下水道課はもちろん、他の部および課との連携は、どのように取り組んでいるのか伺います。

○議長（上野稔君）

1問目の答えを加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

それでは、網倉議員の再質問にお答えさせていただきます。

石和町南部地域のミックスペーパー、その他プラの排出個所増に伴う収集費用と処理費用で

ございますが、モデル地区の個所数を現在89カ所の予定をしてございます。これによります費用は380万円ほどかかるのではないかと考えています。

また、収集の方法につきましては、可燃物とは別の日を設けて、週1回としたいと考えております。

また、処理費用でございますが、まだ収集量が分かりませんので、総額については分かりませんが、処理と保管費用でございますが、1キロ当たり、ミックスペーパーでありますと7円50銭であります。それから、その他プラが25円かかるものであります。

なお、この資源物で収集処理することによりまして、可燃費用は削減できるということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の下水道について、竹越公営企業部長お願いします。

○公営企業部長（竹越富男君）

網倉議員の再質問にお答えいたします。

各地区の普及率および加入率につきましてですが、最初に普及率でございますが、石和が48.8%、一宮が54.5%、春日居83.3%、御坂33%、八代70.4%、境川94.5%、笛吹市全体で55.7%でございます。

次に、加入率、いわゆる水洗化率でございますが、石和59.2%、一宮69.2%、春日居90%、御坂85.9%、八代83.6%、境川77.4%、笛吹市全体で73.9%でございます。

次に、自己財源を確保するための水洗化率の上昇につきましては、整備をいたしました下水道事業を最大限活用することでありますので、また、経営の健全化につながりますので、未加入世帯につきましては、積極的に訪問して、水洗化率を上げる努力をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再々質問ありますか。

（なし）

以上で、網倉正治君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（なし）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

16番、大久保俊雄君。

○16番議員（大久保俊雄君）

笛政クラブの大久保俊雄でございます。

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

アメリカ発、100年に1度うんぬん、毎日何度が耳にするこのフレーズに、辟易する今日このごろであります。世界2位の経済大国であるわが国も、戦後最悪の不況に向かう様相を呈してまいりました。

内閣府が、先月16日に発表した、2008年10月から12月期の国内総生産・GDP速報値は、年率マイナス12.7%となり、各種経済指標も極めて厳しい状況を示しております。

世界経済に底打ちの兆しが見えず、輸出の落ち込み、個人消費の減少、在庫調整から大幅な生産調整へと負の連鎖が国内に急激に及び、景気は当分冷え込むことが予想されます。

さらに、国庫と金融秩序を預かる閣僚が日本の信用を失墜させ政権も末期症状、わが国は深い落とし穴にはまり込んでしまいました。

本来ならば、破綻しなくて済む企業が行き詰まり、まじめに働いてきた人が解雇される現状は、直ちに打破されなければなりません。

極端な外需依存体質が招いた日本経済は構造転換が必要で、成長への糸口となる新たな分野の開拓と、国のリーダーはもとより地方自治体のリーダーも、現状を打開するため、回復に向けた戦略を強力なメッセージとして示す必要があるのではないのでしょうか。

わが笛吹市においても、基幹産業である観光産業も急激に悪化しており、倒産、廃業、将来不安、著しい経営意欲の減退など由々しき事態が生じておりますし、観光産業だけでなく商工業、建設業、製造業等ありとあらゆる業種・多くの方が、自己努力では乗り越えられない崖っぷちに立たされておるのが事実であります。

市長におかれましても、新年度、第1次総合計画を進める上で、大きなマイナス要因が発生したのは事実ではありますが、デフレスパイラルを断ち切るためにも、思い切った財政支出と、皆が納得できるような自治体経営における費用対効果策、そして、人間の経済は心から、気持ちからと言われるとおり、地域の人も、来訪者も思い切ってお金を使いたくなる、笛吹版消費意欲刺激策の今年度の履行を熱望し、質問に入らせていただきます。

まず、1点目ですが、消費者行政について伺いますが、先ほど述べたように、景気・経済の失速による賃金・所得が低下し、それに拍車をかけて昨年来からの原油高騰による石油製品の上昇、小麦等の穀物価格の上昇による広範囲にわたる食料品の値上げなど、家計が苦しい中で余計に消費者心理が冷え込んでおります。

石油関連製品はだいぶ安くなりましたが、便乗値上げ、値下げをしてもよい品物の価格据置等、消費者の不満は日々募っておるのが現状であります。

さらに、消費者行政のあり方について考えさせられる事件が相次ぎました。

中国製冷凍ギョウザの中毒事件をはじめ事故米の不正転売、有害物質メラミンの混入、産地偽装など、偽装詐欺による食の安全・安心を脅かす負の連鎖が止まりません。そして、悪質性が増す振り込め詐欺、おれおれ詐欺、悪質リフォーム業者、多重債務問題等、善良な市民、一般消費者が犯罪の被害者になるケースも頻発しております。

今の消費者行政は何が問題なのでしょう。消費者が被害を受けてその被害回復を求めた場合、日本の制度ではその実現はなかなか難しく、消費者には大きな3つのハードルがあると考えられております。

私たちも、法律や条例に基づきいろいろ判断をする中で、実生活と法律との間の矛盾、これをチェックし、また是正する仕事も負うわけでありませうけれども、通常、消費者被害というもの、事業者の不当な行為や過失によって生ずるもので、消費者自らが与えられた権利を当該事業者に対して主張し、最終的に司法手続きによって十分な救済がなされることが基本であります。消費者の事業者に対する権利を定めた法の整備が不十分であり、司法が消費者にとって権利回復のための手段として不完全である点が、まず1点考えられます。

その上で、消費者自らが権利回復できないとすれば、行政が消費者に代って事業者の違法行為を是正し、被害者の被害救済に一定の役割を果たさなければなりません。実際には監督官庁がはっきりしていない場合や事業者に対する行政処分などの規制権限もその行使には消極的である点が、2点目であると考えられます。

結局、消費者は十分な権利も与えられていないことに加えて、行政も頼りにならないということになると、それでも行政の不作為を消費者が追及し、それを是正されることができればよいのでありますが、現状ではなかなかそういかない、こういった三重のハードルが存在しているのは事実であります。

さらに、消費者を取り巻く環境は、急速な情報化、グローバル化、規制緩和の進展により、事業者との間に著しい情報の質と量および交渉力の格差が生じてまいりました。

今後も一層の高齢化の進展や、都市と地方の所得格差の進行を考えますと、新しい時代に求められる本市の消費者行政も、第1次総合計画の将来像において、3つの大きな理念の1つになっております「快適な生活都市の創造」の実現のためには、一定のビジョンが必要ではないでしょうか。

一方で、国においても消費者行政担当閣僚の新設、消費者庁の設立構想もある反面、消費者相談など消費者行政にかかる自治体の予算は、減少傾向にあるのも事実であります。

内閣府の都道府県等の消費者行政の現況報告書によりますと、都道府県と政令指定都市、その他の市町村の消費者行政関連予算の合計は、2007年度で約108億円、1995年度の199億円に比べると半減しております。

専門的知識を有する職員の配置、行政の原則民事不介入の問題はありますが、専門相談員の配置、消費者行政に対する予算措置など、市民の要請は高まってきております。

全国各地で、住民の苦情に耳を傾け、消費者トラブルの問題解決や分析に生かす相談業務は、消費者行政の中核であり、消費者に最も身近な地方自治体の相談業務が機能しないと、被害者救済には到底結び付きません。

また、相談業務を充実させて監督官庁と連携を取り、悪質業者にルールを徹底させれば、商品やサービスへの信頼が高まり、結果として市場が活性化することになります。

そこで、本市において消費者相談業務の窓口はどこで、予算および人員配置はどのようになされているのかを伺うとともに、消費者生活行政は、市民生活の安定と向上に重要な役割を果たすとともに、「快適な生活都市の創造笛吹」という総合計画の将来像の実現の中で、本市の課題と窓口充実に向けた具体策について、お聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、2問目でありましたが、度重なり発生した大規模山林火災を受けまして、未然に火災を防ぐ具体策、および火災が発生しても被害を最小限に食い止める具体的方策についてお伺いいたします。

去る、12月28日午後3時42分、大蔵経寺山山頂付近から出火、折からの15メートルを越す強風と乾燥注意報を受けて、南北林野部に延焼拡大し、翌29日には甲府市桜井町山林にも広がり、消防本部、消防団の出動、さらには山梨県防災ヘリ、近隣隣接県の防災ヘリ、自衛隊ヘリの出動を受けたものの、収まらない強風・乾燥の中、延焼を続け、55.2ヘクタールを焼失、1月2日には小康状態にはなったものの、火がくすぶり続け、鎮火宣言が発せられたのが13日後の1月9日正午でありました。

家屋類焼、負傷者が発生しなかったことは幸いでありましたが、強風による飛び火によって

家屋密集地であるふもとの石和町松本地内、行政区では松本区、山岸区、山崎区、駅前区にまで延焼が及ぶ最悪の事態も、一時は懸念されました。

そして、その光景はたびたび全国ニュースでも放映され、観光都市笛吹市にとっても大きな宣伝をしてしまったのも事実であります。

また、出動にあたった笛吹市消防団、石和分団をはじめとする各地消防団員、延べ797名、笛吹市消防本部、日赤奉仕団、山林組合、地元行政区、市職員の皆さま、延べ出動人員1,135名の大変なご努力で鎮火に至り、年末年始を返上してのその活動に、改めて感謝申し上げる次第であります。

さらに、昨年2月には、同大蔵経寺山中腹より出火し、12.6ヘクタールを焼失する火災も発生し、同年1月の2件のぼやも合わせると4件発生、原因不明の度重なる大規模火災により、尊い山林を焼失したことは、人的被害や家屋等の財産の焼失を最小限に抑えたとしても、極めて由々しき事態であり、何らかの対策が不可欠であります。

笛吹市も、面積の59%にあたる119.32平方キロメートルが山林であり、山梨百名山も9座を有し、登山道も設けられている点、また、多くのハンターが狩猟時期には入山する点も考慮しますと、早急に火災を未然に防ぐ方策、万が一、出火しても被害を最小限に抑える対策が必要であると考えますが、具体的方策をお聞かせください。

また、山林観光遊歩道の整備とともに、火の始末を徹底する防火看板の設置をはじめ、山林火災の早期消火のための消防機具、消防施設、車両等の整備も必要ですが、具体的取り組みがあればお伺いするとともに、常備消防の広域化に対しまして、2008年5月に山梨県消防広域化推進計画が提示された中で、笛吹市はその計画に若干の難色を示しておりますが、笛吹市の本計画に対する見解と、どこに問題を有しているのかご説明願ひ、演壇での質問とさせていただきます。

以上であります。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

大久保俊雄議員の一般質問、市における消費者行政の現状と今後の課題について、お答えいたします。

最初に、本市における消費者相談業務の窓口については、市民活動支援課の市民生活担当となっておりますが、課内には特定した消費者相談窓口は設置しておりませんで、年間100万円を計上し、総合相談業務を社会福祉協議会へ委託しております。

現況を申し上げますと、市内7カ所において、石和町は毎月、御坂町・一宮町・八代町・境川町・春日居町は隔月、芦川町は年3回開催し、各種相談に応じております。

昨年度、相談実績は166件を数えて、人員配置については、民生委員、弁護士、司法書士、人権擁護委員、行政相談員、消費生活相談員等、延べ158名の方に相談員として対応していただきました。

本年度12月までの実績は115件あり、そのうち消費生活にかかわる相談は把握しているもので2件でありました。

21年度においても、総合相談業務は引き続き社会福祉協議会へ委託する予定であります。

近年、増加傾向にある多重債務者対策については、市内の司法書士の先生にご協力いただき、昨年10月22日に特設無料相談会を開催したところ、相談件数が7件でありました。

多くの方が解決に向かっていると聞いておりますので、必ず解決する方法があることを悩める方々に広報していく必要性を再認識し、平成21年度も引き続き、月1回の無料相談会を開催していきます。

次に、消費者行政の窓口充実のための具体的方策についてお答えいたします。

国レベルでは、消費者の安全・安心を確保するため、これまで各省庁縦割りで収集してきた情報を、一元的に集約するための環境整備が進められております。

県においては、地方消費者行政活性化基金を設置し、市においては、県より2月10日付け、地方消費者行政活性化交付金の運用通知に基づき、基金活用にあたっては、平成23年度までの市町村プログラムの策定が求められています。

現在、地方消費者行政活性化交付金の活用方法について検討しておりますが、対象経費が消費生活センターや窓口設置に要するハード費用が中心となっております。

総合相談での消費生活関係の相談は限られておりますが、消費者行政への市民の需要を把握した上で、相談体制の整備を考える必要があります。

このため、市広報などを通じて、消費者情報や相談窓口情報をお知らせして、市民からの相談に対応するとともに、相談数や相談内容に応じて、窓口の充実および従事者の養成を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、消費者行政の充実が求められているところでありますので、市民ニーズを的確にとらえ、従来どおりの総合相談窓口への案内はもとより、今後は庁内体制の整備も視野に検討してまいりたいと考えております。

また、山梨県おきましては、平成18年4月に、相談への迅速かつ的確な対応と消費者の自立支援を目的とし、山梨県県民生活センターと山梨県消費生活センターが統合され、山梨県県民生活センターに相談窓口が一本化されました。

相談内容によっては、取引関係・業法関係・安全関係等、数多くの法律専門知識が必要になることから、山梨県県民生活センターをはじめ関係機関との連携をとり、対応していきたいと思っております。

また、市民の事故や被害を未然に防ぐためには、消費者教育・啓発が必要でありますので、消費者行政についての広報・周知の強化を図る事業計画を立てたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

大久保俊雄議員の一般質問、度重なる大蔵経寺山山林火災を受けて、山林火災を未然に防ぐ具体策を問う、についてお答えいたします。

2度にわたる大蔵経寺山林野火災では、70ヘクタールを超える貴重な自然環境を焼失させ、その消火活動には本市関係者だけでも延べ3千名に近い皆さんの尊いご協力をいただきました。

林野火災の恐ろしさと、その消火活動には多大なエネルギーを費やさなければならないことを改めて、思い知らされたところであります。

最初のご質問、火の始末を徹底する防火看板の設置等、未然に火災を発生させないための緊

急対策の必要性はとのご質問ですが、ご指摘のとおり、その必要性を強く感じております。

本市には、大蔵経寺山をはじめとしまして多くの山々があり、市の面積の約59%を林野が占めており、山梨百名山も9座あることから、その自然を楽しみに多くのハイカーが入山しております。

市では、この間、関係機関のご協力の中で、16カ所に防火啓発看板を設置するとともに、大蔵経寺山には防火啓発用旗を設置しました。

また、消防車両による広報活動や、青色安全パトロールカーによる林野での防火監視も行っております。

3月の市の広報で山火事防止を呼びかけたところですが、今後につきましても、ハイカーに対する啓発看板を年次計画的に増設したり、冬季の乾燥時期や春季の入山シーズンには、特に防火を呼びかけていきたいと考えております。

次に、早期消火のための消防施設および消火器具、車両等の具体的な計画はとのご質問ですが、林野火災にはヘリコプターによる空からの消火活動が威力を発揮することは言うまでもありませんが、それも地上との連携した消火活動があってこそであります。

市では、この間の経験から、国の2次補正である交付金制度を活用し、背負式水のうを80セット、折りたたみ式スコップ100丁を購入し、消防団員の消火活動の効率化を図ってまいります。

また、消防本部では、消防車両等の進入が困難な林野等でも、背負って運ぶことができる小型高圧軽量可搬式送水ポンプを購入し、林野火災に備えていきたいと考えております。

次に、山梨県消防広域化推進計画に対する市の見解と、今後の具体的な計画についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、県は、平成20年5月に山梨県消防広域化推進計画を策定し、現在10ある消防本部を広域統合し、県下1消防本部にすることが望ましいとしています。

今後、想定される財源不足や大規模災害の発生等に対する対応については、スケールメリットが期待されるところですが、統合に向けて動き出す前に、消防設置者であります県下28の市町村と実際の現場を預かる10の消防本部で、非常備消防も含めた消防体制全体のさらなる調査・分析を十分に行う必要があると考えております。

そして、市民にとって広域化が有効かつ有益であると判断できたときに、笛吹市として次の段階に進みたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

大久保俊雄君。

○16番議員（大久保俊雄君）

今、答弁をいただいたわけですが、何点かお伺いしたいのですが、まず、消費者行政ということで、予算的な部分とか技術的な人員配置というのが、自治体によってまちまちでしょうし、当然、予算は必要だということですが、甲府市あたりは商品の監視やチェック、モニター制度という部分が導入されているわけですが、市民の方の視点としまして、こういった事態が起きた場合に相談とか窓口が社協、支所とか、法律の極めて専門的な高度な知識を有する部分もあつたりするわけで、窓口の一本化といいいますか、窓口を周知徹底する方策が必要ではないか

なという部分を思うわけですけれども、これ1点お伺いしたいということと。

あと、当然、大人から子どもまで消費者としてもトラブルは防止して、自立した消費者になるための消費者教育というのは、随時必要になってくるのではないかと思うわけですが、そちらのほうも1点お伺いしたいと思います。

それから、山林火災ですが、当然、産業観光部としては百名山の立派なパンフレットも作りまして、いろいろ全国的に一人でも多くの方に山へ入っていただいて、笛吹市の良さを知っていただくということで、大勢入山するためのパンフレットを作る中で、今年度ですか、遊歩道の登山者向けの看板も、10路線設置するというようなことも聞いておりますけれども、そういった部分にも「火の用心」とかそれなりの、観光案内だけでなく、そういった部分、文言も入れてほしいなという部分があるわけですが、連携して、山へ入る、部局ごとに連携して、そういったことができないのかなという部分をお伺いするとともに、ちょっとしたいろいろ小型可搬式のジェットシューターというものもいくつか買うようですが、買って消防団員が使い方、最新の車両・機具が入っても使い方が分からないと、いざという時に緊急性をなさないわけで、そこらへんまた、教育面はどのようにされているのかということと、山林火災あたりはそういったもののほかに地域の要望といったものもあるかと思いますが、小型の貯水槽みたいな部分も、小規模のそういうものも山の中にいくつか場合によっては必要になるのかなという部分があるわけですが、次年度予算に向けて、そういった部分が必要になるのかなということをお聞かせいただきたいと思います。

以上、何点かお伺いします。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の消費者行政について、加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

それでは、大久保俊雄議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の相談窓口の一本化でございます。

先ほども答弁させていただきましたように、これまでは社会福祉協議会に委託しております総合相談窓口が主体でやってまいりました。

ここで消費者庁の設置ということもございまして、その考え方が消費者の、生活者の視点に立った行政へ転換するんだという、こういう考え方がございます。

そういった意味を受けて現在、国においても、県においても消費者行政の活性化基金の事業が入ってまいりました。これまでも担当は市民活動支援課の市民生活担当でありましたけれども、この部分について、必ずしも周知が十分ではなかったという面もあるかと思っておりますので、まずは総合相談では、引き続き相談をいただくわけですが、日常的なトラブルについての問い合わせについては、こちらの市民活動支援課の市民生活担当のほうへ問い合わせさせていただくということをまず、お知らせをしていきたいと思っております。

それから、職員につきましても知識の修得が必要でございますが、これにつきましても、今回のこの交付金の活性化基金事業の中で、たぶん県において実務の研修会が予定されているようでありまして。これらに積極的に参加する中で、基本的な知識を習得するようにしていきたいと思っております。

それから、トラブル防止のための教育でございますが、これらについては市に入りました情

報を広報等を通じまして、市民の皆さま方にお知らせをして、事前に防止をしていただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

大久保議員の再質問にお答えさせていただきます。

山林火災の案内看板に防火の文言を入れるかどうかということでございますが、16基既に設置してあるわけですが、先ほども答弁しましたように、今後につきましても看板を設置する場合については、案内看板についても、防火の文言を入れながら防火啓発をしていきたいと思っております。

それから、ジェットシューターの教育の話でございますが、ジェットシューターにつきましては、先ほど第2次補正で80個購入するということで答弁したわけですが、合併前の各分団につきましては、春日居、一宮、御坂の各分団で70個くらいありまして、昨年2月の大蔵経寺山の火災を受けまして、20年度に市で20個購入したわけですが、今回また追加で2次補正で80個ということで、市自体の持ち物については100個支度できるわけですが、その使い方につきましては、収納場所は消防本部を予定しているわけですが、消防団員の訓練等の折にジェットシューターも使いながら、限られた水でございますので有効的に使用できるように、消防団員の消防署での訓練の中でも、含めまして消防団員にこの教育面のほうで対応していきたいと思っております。

それから、小型防火水槽の設置の必要性であります。先ほど言いました、消防本部では小型高圧軽量可搬式ポンプを購入するわけですが、それはある程度細いホースで長く延長するということでございますが、大久保議員の言われる山の中へ小型防火水槽を設置したらどうかということでございますが、一番の問題は水利でございます。あとは長年放置できるかどうかという問題もありますが、設置できるかどうかという、場所についても検討しながら、方向性を検討していきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再々質問ありますか。

大久保俊雄君。

○16番議員（大久保俊雄君）

火災に関しましては、一昨日、不審火により川中島地域で発生しましたし、私どもの地域も不審火で大きな神社を焼いて、その後の復旧の計画もなされていないというようなことで、市民の方も人口密集地の方は特に、火災に対する恐れと申しますか被害が少なく、また起きないようにどうすればいいかなということを日夜考えているわけですが、予防、火を起こさないために市としてどういうことができるのかという部分をもう少し、やはり市民に周知するなり、3月も間もなく火災予防週間ということで、パレード等はあるわけですが、そのへんの火を起こさないための予防の市の施策、例えば、大蔵経寺山にも垂れ幕とかしているわけですが、一番乾燥しているときは、笛吹市も観光客が少ないわけですから、笈形焼きとかもあって、大蔵経寺山にも電飾ではないけれども、そういうことをやって、防犯とともに活性化というこ

とも考えられるわけですが、予防的な観点ということでちょっと1点、市の考えをお伺いしたいわけですが、お願いします。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

火災予防の方法ということでございますが、やはり火災予防は啓発、市民の認識以外はないと思います。

今現在、大久保議員の言われるように消防団も消防車でパトロール、あるいは消防本部でも時期においては、それぞれ啓発活動をしているわけでありますが、市におきましても当然、広報紙あるいはホームページ等を使いまして、火災予防の啓発をする以外にはないと思います。あとは、先ほど言いました看板設置とかできるだけ市民に常時、目に付く、気が付くよう形で啓発活動をより一層していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁といたします。

○議長（上野稔君）

以上で、大久保俊雄君の一般質問を終了いたします。

関連質問を許します。

前島敏彦君。

○23番議員（前島敏彦君）

先ほどの答弁の中で、百名山も数多くあったりという中において16カ所、看板の設置ということでございます。全体で16ということになれば、ずいぶん少ないのかなという感もするわけですが、このへんをもう少し増やしたらどうかという感と、もう1点、今後、火災警報器が義務化されるわけでございますが、一般家庭においても火災の心配ということにおいて、そういう中で火災警報器に対しても、いろんな諸問題もあろうかと思っておりますが、このへんも市としての補助的なものも考えているのか、そのへんの2点をちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

看板設置につきましては年次的に、計画的にやっていきたいという考えでおります。

よろしく申し上げます。

○議長（上野稔君）

火災警報器の件を金井消防長。

○消防長（金井一貴君）

前島議員の、一般住宅の火災警報装置でございますが、平成18年6月1日から、新築される建物については義務化されております。それから、既存の建物につきましては、平成23年6月から施行されるわけでございます。

1軒に対して、住居ならびに廊下の踊場、さらに台所等の3カ所くらい、一般住宅の火災警報器が必要になるかと思っておりますので、皆様のご協力をいただきながら、われわれもPRしながら、住民等に設置していただけることをお願いしております。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

関連質問を終了いたします。

一般質問を続けます。

6番、風間好美君。

○6番議員（風間好美君）

昨年の10月、旧芦川村が合併して初めての選挙で、芦川地域の多くの方々が要望された事項について、通告に従い、1問目として、芦川町の景観条例の制定を早急に、2問目として、芦川町に農産物直売所の完成を、について一般質問を行います。

新鳥坂トンネルを抜けると素晴らしい自然が残る芦川地域が広がり、日々の疲れを癒してくれるような感じになります。

今もなお、日本の田舎風景の面影を色濃く残している芦川地域は、東西15キロメートル、南北4キロメートル、総面積37.15平方キロメートルの純農山村であり、その92%は山林原野で占められております。標高600メートルから1千メートルの溪谷沿いに4つの集落から形成され、平成21年3月1日現在で235世帯、511人が居住しておりますが、時とともに過疎化が進む中、芦川地域の人口に占める65歳以上の高齢化率は53%となっております。

芦川地域は、小規模高齢化集落に分類されていますが、本州随一のスズラン群生地、心につまでも焼き付いて離れない原風景である兜造りの古民家、みごとに連なる造形美を醸し出す芦川の石垣、その石積みが続く段々畑には、ホウレンソウを中心とした野菜が栽培され、豊かな山の恵み、心地よいせせらぎと鳥のさえずり、これら有形・無形の素晴らしい財産が豊富であります。

今後、この芦川地域において、(仮称)若彦トンネルの開通に伴い、人や物の往来が活発になることが予想されます。このため、芦川地域の素晴らしい風景を保全するための景観条例の制定が早急に必要ではないかと思いますが、市当局のお考えをお伺いいたします。

2問目としまして、芦川町に農産物直売所の完成を、についてお伺いします。

芦川町には、農山村の原風景がそのまま残っております。

市長をはじめ執行部の計らいの中で、産業観光部・農林振興課に芦川地域活性化推進担当が配置されました。

これを契機に地域住民に、地域を守っていく意識が芽生え始めていると感じているのは、私だけではないと思います。

芦川地域においては、傾斜地であるなど耕作条件が不利な農地がほとんどであり、農業経営を継続するには非常に厳しい条件であります。

しかし、これからの芦川地域の発展には、農業をはじめとする地域全体の活性化施策が急務であると考えます。

(仮称)若彦トンネルの開通が平成22年3月に迫っております。開通と同時に、芦川地域住民の希望である農産物直売所を開設してほしいとの、地域住民からの強い要望もあります。

市当局からも、直売所の設置についてお聞きしておりますが、直売所に関する現在の状況、開設に向けての今後の事業計画についてお伺いいたします。

笛吹市をはじめ芦川町にとって、夢と希望とロマンのあるご答弁をいただければ幸いと存じ

ます。

以上。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1 問目の答弁を岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

風間好美議員の一般質問、芦川町の景観条例を早急に、についてお答えいたします。

まず、「景観法」について簡単に説明させていただきます。

平成16年6月に制定された景観法は、都市や農山漁村における良好な景観を形成するための、わが国初めての景観についての総合的な法律であります。

現在、景観に対する市民の意識が高まる中で、従来の自主的な条例による景観形成から、景観法を根拠とする景観形成への転換が求められており、全国の多くの自治体で、法に基づく景観計画への取り組みが始まっています。

県内の市町村においても、平成20年12月現在、隣接する甲府市、山梨市、甲州市、富士河口湖町など12の自治体が、景観行政団体として指定され、景観計画の作成に向けた取り組みが進められております。

本市においても、平成20年3月策定された第1次笛吹市総合計画、また、現在策定の最終段階にある笛吹市都市計画マスタープランや、今後、策定予定の緑の基本計画等の上位計画を踏まえた中で、本格的な景観行政の推進を図るため、景観行政団体の指定および景観計画の策定、景観条例の制定等に向けた取り組みを進めてまいります。

具体的には、県において、本年3月公表予定の「美しい県土づくりガイドライン」を踏まえる中で、平成21年度において景観行政団体の指定を受けるとともに、芦川町地域における景観保全対策につきまして、既にいただいております芦川町地域審議会での答申等を踏まえ、景観計画の策定および景観条例の制定等に向け準備を進めていく予定であります。

以上、答弁いたします。

○議長（上野稔君）

2 問目の答弁を保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

風間好美議員の一般質問、芦川町に農産物直売所の完成を、についてお答えいたします。

芦川町においては、高齢化が進み人口も減少してきております。主な産業としては、ハウレンソウを基幹産物としてコンニャク、野菜等を主要産物とした農業経営を行っていますが、地域の農業を取り巻く情勢は厳しく、耕地も狭く急傾斜地であり、多くの問題を抱えております。

しかし、芦川町には、澄んだ空気、清らかな水、緑あふれる山林など恵まれた自然環境や多くの資源があります。

それらを生かしながら、地域自らが知恵を出し、計画し、実践していくことを目的に「美しい自然を残し、笑顔と元気を蓄える」のテーマのもと、ふるさとづくり事業を推進しているところであります。

平成22年3月に開通予定の若彦トンネルにより、笛吹市と富士河口湖町が結ばれます。

それにより笛吹市の玄関口としての役割を担う芦川町に、地域の核となる農産物直売所や県営事業による活性化施設、交流基盤施設を整備し、地域の特色を生かした農業の振興を図り、

芦川地域全体の活性化へつなげていきたいと考えております。

事業の進捗状況ですが、農産物直売所の建設場所につきましては、地元の要望等も踏まえ、今後の総合的な施設としての利活用を十分検討した中で上芦川地区に決定し、地権者の皆さまにご理解をいただき用地取得することができ、ほぼ計画どおり進んでおります。

今後の事業計画につきましては、県営事業との調整や連携を図る中、平成21年度に県営事業で造成工事および活性化施設と交流基盤施設の建設を行います。

市においては、芦川を象徴する兜造りの屋根を基調とした木造建築による農産物直売所の建設を行い、トンネルの開通に併せて「芦川農産物直売所」としてオープンする予定でおります。

また、ハードとともに重要となる施設の運営や活用などの、芦川での受け入れ体制の状況ですが、地域の中に運営委員会などを設置し、研修会や他の直売所の視察研修などを行ってきました。

さらに、商品のメニューづくりに向け、自主的なグループもいくつか発足し、農産物や特産品、加工品の開発など芦川町全体で熱心に取り組んでおります。

今後、農産物直売所を核として、農業・観光の振興を図りながら、芦川の素晴らしい自然環境などを全国に積極的に情報発信し、地域の皆さまと共に活力ある「ふるさとづくり」を目指していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

風間好美君。

○6番議員（風間好美君）

ご答弁ありがとうございました。

何点かお伺いしたいと思います。

まず、景観形成について、トンネル開通に伴う乱開発防止策を具体的で結構ですので、できましたらお願いしたいと思います。

2番目としまして、新井原地区に県道からの眺めで、市道改良工事に伴うブロック積み、およびコンクリートで施工されてありますが、原風景にマッチした野面石積み工法に施工替えが可能かどうか、お伺いしたいと思います。

3点目としまして、127戸ある兜造りの古民家は、今後どのような施策で対応していくのかも、お聞きしたいと思います。

4番目としまして、都市計画マスタープランに、まちづくりの目標および基本方針が示されておりますが、総括してどのような施策であるかお聞きしたいと思います。

次に、農産物直売所についてです。

1番目としまして、施設の土地面積および建物の面積はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

また、加工施設の設置はどこへ造るのかもお聞きしたいと思います。

次に、運営方法はどのような形式で行うのかもお聞きしたいと思います。

4番目としまして、販売におけるお客さまの集客方法は、どのような考えを持っているのかをお聞きしたいと思います。

次に、トンネルの開発に伴いまして、市民環境部長にお聞きしたいと思います。

若彦トンネル開通に伴う不法投棄に対する対応策は、どのような考えを持っているのかをお聞きしたいと思います。

たぶん、時間がありませんので、この答弁をいただいて、私の一般質問を終らせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

最初は、岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

風間議員の再質問の、若彦トンネルの開通後に対する乱開発防止策につきまして、お答えさせていただきます。

22年3月に開通されます若彦トンネルの開通を踏まえまして、乱開発防止対策につきましては、現法令の中の農振法、農地法それから森林法、それから、先ほど答弁を申し上げました景観法および、山梨県屋外広告条例などの関係法令の運用や、良好な景観の誘導を図るため、地域住民の皆さま方が任意に定める景観協定などを活用した、地域ルールづくりを促進するとともに、啓発活動の実施および監視活動の実施などにより、乱開発の防止を図っていきたいと考えております。

それから、2点目の石積み等の関係でございますが、これにつきましては、今の芦川地域を通っている道路につきましては、現在、県道は川沿いを走っておりますが、従来は山付きが県道であったわけです。それから県道のほうがルート移管になりまして、従来の県道が旧芦川村に譲与された。そこで芦川村が村の単独事業としてその道路整備を図ってきた。当時のことですから、やはり経済性を尊重してブロック積み等の施工方法になってきたという経過がございます。

それにつきましては、非常に長いルートでございますが、たくさんの投資でございます。今すぐ、既に構造上・機能上は何ら不都合ない状態になっておりますので、景観上は確におっしゃるとおり、下のほうから眺めますと若干、ブロック積みについては違和感があるのは当然でございます。

これにつきましては、機能的な問題の中から、今早急にそれをお化粧のし直しといたしますが、景観保全のために工夫していくことについては、非常に困難性も考えられるわけですが、今後、有利な補助金等の中で景観等に関する有利な事業等々を模索しながら、可能な時期に景観保全に努めていきたいと考えております。

それから、兜造りの民家群等々石垣の問題も含めまして、山里集落、この優れた文化的景観の保全につきましては、具体的には景観法に基づく景観地区や、文化財保護法等に基づく文化的景観の指定等に向けた検討を今後、図っていきたいと考えております。

よろしくご理解をお願いしたいと思います。

それから、マスタープランにおきましては、芦川町の具体的な方策・方針の中では、市民会議等の中でご意見をいただく中で、本州随一を誇るスズランの群生地、芦川グリーンロッジ、黒岳や新道峠などのハイキングルート等については、環境整備等の魅力づくりを図るとともに、トンネルの整備に併せた新しい地域活性化の拠点となる農産物直売所等の整備を促進しまして、地域の活性化を図っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、芦川地域の皆さま方の地域コミュニティ、これを最重要視いたしまして、条例制定や地区協定など、景観保全に対する施策を今後とも積極的に進めていくことが重要だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

次の答弁を保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

それでは、再質問にお答えいたします。

まず、農産物直売所の施設の面積であります。総敷地面積につきましては、170平方メートルを予定しております。それから、建物につきましては、農産物直売所につきましては、約160.38平方メートル、この中に直売所、飲食スペース、惣菜の加工室あるいは菓子製造加工室、事務室、倉庫あるいは更衣室、トイレを予定しております。

それから、加工施設につきましては、この直売所に加工施設を併設していきたい。この中で年間を通して販売できる商品開発をしていきたい。例えば、特産であります漬物とか味噌、あるいは山菜の真空パック等を加工してみたいと、こんなように思っております。

一番の問題は、運営方法であります。まず、農産物直売所の運営委員会を立ち上げまして、その中に施設運営あるいは出荷体制、加工品、生産等の部会を設けていきたいということで、基本的には地域全体で施設の活用と運営にあたっていただきたいんですけども、指定管理者制度というものも視野に入れながら、今後の運営方法については検討をしていきたいと思っております。

次に、販売とか集客方法ですが、富士五湖を訪れる観光客が多いので、その方々に寄っていただきたいということと、基本的には都市と農村の交流事業の中での大きなプログラムを作成していきたい。

現在、芦川の方々が石和の足湯で朝市を開いていただいておりますので、このへんの、季節限定はありますけれども朝市の開催、それから、去年11月15日に実施しましたけれども、収穫祭を実施しました。今年度は夏と秋に2回の収穫祭を予定しております。

いずれにしましても、市内にこれで4カ所目の直売所になりますので、各直売所との連携も考えながら、今後策定の観光ビジョンの中にしっかりしたプログラムとして設定して、集客に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（上野稔君）

次の答弁を加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

それでは、風間議員の再質問にお答えいたします。

トンネル開通に伴う不法投棄への対策でございますが、現在、市では巡回車2台、青色パトロール2台によります不法投棄のパトロールと、それから、峡東3市によります峡東地域の廃棄物対策協議会によります不法投棄の巡回パトロールを実施しております。

この巡回パトロールで見つかりました、不法投棄物を収集・処分しているところでございますが、今年度これまでに収集した家電・粗大ごみ、それかタイヤでございますが、このうち粗大ごみが2万1千キロほどございます。このうち芦川の粗大ごみが4,450キロと21%、

非常に多くございました。また、不法投棄の看板につきましても、150枚を作成いたしまして、現在138枚を設置しているところでございます。

芦川町の若彦トンネルの開通による、今後の車両増加に伴う不法投棄への対応でございますが、これは道路管理者とも協議をする中で、必要に応じて不法投棄看板の設置、あるいは巡回指導の強化等を要請する中で、対応していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

以上で、風間好美君の一般質問を終了します。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、11時30分といたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時30分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

8番、亀山和子君。

○8番議員（亀山和子君）

通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず、石和町富士見地区の児童館建設について伺います。

ご承知のように石和町富士見地域は、市内でも有数の人口増加地帯であります。それも若い世帯、子ども人口が増えている地域でありまして、例えば、ここ20年ほどで、この地域の小学校児童数はおよそ1.5倍から1.7倍にもなりました。そして、地域の風景も一変しております。国道を中心に県道沿いにもスーパーやホームセンター、金融機関、コンビニ、そして歯科や内科、外科、耳鼻科、小児科などのクリニックが10カ所にもおよび、結婚式場まで建ち並ぶ都市化が進行しております。

そうした都市化の進行に伴いまして、子どもたちの安全な遊び場や安心の居場所も、少しずつ狭められてきました。

富士見地域の児童館建設は、およそ15年来の住民の切実な要求であります。この切実な要求を受けまして、富士見地区児童館建設検討委員会が設けられて検討を重ね、市に中間報告を出したのが2006年11月のことであります。

検討当初から、西小学校、富士見小学校の学区ごとの児童館建設を望む考えが多くありましたが、市の財政上、2カ所の建設は難しいとの市の側の意向も強くありまして、検討委員会では、市長に出した報告は両論併記ということになりました。

1つは、西小、富士見小の学区ごとに児童館を建設する案、中央型の大型児童センター1カ所の建設の案という、両論でまとめたものとなりました。

ただし、この報告を受けて市がどちらを採用するかは、市に委ねるということも検討委員会では確認しておりました。

検討委員会が、市長に報告を出してから、およそ1年後の2007年11月28日に、ようやく市の方針が出されましたけれども、その内容といえますのは、建設の方向とか見通しは示

されず、放課後子どもプランを両校で実施するので、それと併せて検討するというものであります。

両論併記とはなりましたが、およそ半年間にわたって6回の検討を重ねてきた結果は、一体なんだったのでありましようかという感じです。検討委員会の委員のほとんどが、あぜんとしてしまいました。

さて、市がこの結論を出してから1年3カ月が経過しました。改めて富士見地区児童館建設の見通し、方向性について伺います。

住民の長い間の要望に、ぜひとも誠実に答えていただきたいと思います。

放課後子ども教室の兼ね合いであります。このことを実施するからといって、児童館建設は待ってくださいということにはならないのではないのでしょうか。

放課後子ども教室が児童館事業に代り得るものとならないことは、当然のことであります。

児童館は、子どもたちが異年齢の中で育ち合い、地域の中での安全な遊び場、居場所を保障するものとして、ウイークデーの毎日はもちろんのこと、春・夏・冬休みの長期の休みの間も、開館して子どもたちを受け入れております。

ちなみに、20年度の放課後子ども教室の実施状況を見ますと、西小学校は38回、富士見小は39回でありました。そのうち夏休みにあたる8月の実施回数は、西小が1回、富士見小は3回にとどまっております。時間も放課後の3時から4時の1時間です。

NPOの奮闘には敬意を表しますが、市の施策としては到底、児童館の代わりになるようなものではありません。

次に、市内の保育所の来年度の入所状況について伺います。

結婚や出産後も働き続けることが女性のライフワークとして定着し、保育所の入所希望も年々増加しております。

21年度の入所については、既に申し込みが締め切られておりますけれども、その際、いくつかの保育所において、条例や施行規則逸脱の行為があったのではないのでしょうか。

先日、ある若いお母さんから、最近の笛吹市の保育所入所にあたっては、早いもの順に入所する仕組みなんですかと、抗議を受けました。聞けば、入所申し込み初日の午後に入所申込書を保育所にもらいに行ったところ、「もう定員いっぱいになったから」と言われて、申込書さえもらえなかったということでありました。

このようなことが複数の保育所で発生しているとの訴えでありました。

市の保育の実施に関する施行規則によっても、入所の決定は保育の困難度に応じて決定するものであって、早いもの順の現状があるとするならば、許されることではありません。

果たして市は、このような状況をどの程度把握しているのか、早急に調査することを求めるものです。

入所決定にあたっては、施行規則に基づいて公正に進めるよう、十分な配慮を求めたいと思います。

次に、国保について伺います。

国民健康保険法の第1条には、「健全な運営を確保し、社会保障および国民保健の向上に寄与する」と位置付けられております。

国保は互助組織ではなく、社会保障の事業であります。

市長の施政方針には、国保事業に触れた部分がありますけれども、そこにあるのは国保税の

収納対策だけでありました。

国保事業の理念について、改めて聞きたいと思います。

次に、笛吹市では、法で定める国保税の減免制度のほかに独自策として、申請減免制度を設けております。

国保税は前年度の所得に応じて課税される仕組みですが、この申請減免制度は、災害、病気等の原因により収入が減ったときに、当該年度の国保税を申請により減免するという制度であります。

しかし、ハードルが高くてなかなか適用実例がありませんでしたけども、確か一昨年だったと思いますが、八代町で発生した、ひょう害の折りに申請により適用になった事例がありますが、しかし、国保税が払えなくなる、収入が減る理由といたしますのは、災害や病気だけにとどまりません。特に未曾有の不況の下で困難な生活を余儀なくされている市民が多い中で、失業や、やむを得ない転職・離婚など、さまざまな理由での収入減少にも適用すべきではないでしょうか。

制度は、困難を抱えている市民を救済するためにあるべきであります。改善することを求めます。

最後に、18歳未満のすべての子どもに保険証を交付することを求めて、一般質問を終わります。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

亀山和子議員の一般質問、児童福祉についてにお答えいたします。

はじめに、石和町富士見地区児童館建設の見通し、および方向性はとのご質問であります。平成19年9月の議会で、亀山議員の同様なご質問にお答えした経過もございますが、石和富士見地区の児童館建設につきまして、簡単にご説明いたします。

平成18年5月に議会関係、小中学校PTAの代表者、学校長、地域の各種団体の代表者および公募した市民の方など、27名の委員で構成した児童館建設検討委員会を設置して、5回にわたり児童館の必要性や建設方法等について検討を重ねてまいりました。

富士見地区は、人口増加地区であり、同規模の小中学校が2校あることや、いずれも学童保育を学校の空き教室で行っているため、安全面から学校での学童保育の継続を要望する声もあり、一本化された意見集約には至らず、意見として出された2つの案について、両論を併記して18年11月に、市長に中間報告がされたところであります。

1つ目の案は、両学区、富士見小、石和西小の児童を対象として、学童保育室を併設した中央型の児童センターを建設する案であります。

2つ目の案は、学童保育室は従前どおり学校の空き教室等を利用して運営を行い、両学区の児童を対象とした中央型の児童センターを建設する案であります。

この中間報告を踏まえ、今後の方向性を見い出していきたいと考えておりましたが、国から示されました放課後子どもプランに基づき、教育委員会が主導して進める放課後子ども教室の実施と合わせた中で、今後の動向を見ながら検討していくことにしたところであります。

現在でも、その考えに変化はございません。

次に、2007年9月議会での答弁は、放課後子どもプランを合わせて検討とのことだったが、放課後子どもプランは児童館事業に代り得るものと認識しているのか、についてお答えします。

放課後子どもプランは、保育に欠ける児童を対象とした生活の場を提供する放課後児童クラブ、いわゆる学童保育と、交流・体験を通じた教育の場を提供する放課後子ども教室が、連携しながら放課後の児童の居場所づくりを推進していくものであります。

放課後子ども教室につきましては、教育委員会の事業として、平成20年1月から教員OBの方のご協力により、試行的に富士見小と石和西小において実施され、20年度はNPO法人「学びの広場ふえふき」により、復習教室や体験教室が実施されており、本年度、両校合わせて実施回数が90回、参加児童数は4,800人の見込みであります。

したがいまして、放課後子ども教室の実施につきましては、1年目の実績しかございませんので、今後も実施状況の推移を見守っていきたいと考えております。

学童保育につきましては、現在も小学校の施設において行っております。

次に、放課後子どもプランの20年度実施状況は、児童館事業と比較してどうか、についてお答えいたします。

放課後子ども教室の実施状況につきましては、先ほどお答えをしたとおりであります。児童館につきましては、0歳児から18歳までの児童を対象に、遊びや活動をとおして健全な育成を図ることを目的とした施設であり、比較については利用形態が異なることもありますが、今後の放課後子ども教室の事業展開に期待をしていきたいと思っております。

次に、市内の認可保育所の21年度入所申込み状況は、希望者全員に申込書が配布されていたか、入所決定はどのようにされるか、についてお答えします。

まず、21年度の入所申込み状況についてであります。1月に申込みの受け付けを行いました。新規入所につきましては350人の申請がございました。受け付け後に書類の審査を行い、すべての方が入所要件を満たしておりましたので、2月2日に入所決定通知を発送したところでありました。

次に、希望者全員に申込書が配布されていたかについてであります。申込書の配布につきましては、従来から希望する保育所で行い、受け入れ可能児童数に達した時点で他の保育所にまわっていただくよう、調整をしておりました。

21年度の入所申込書の配布は、昨年12月4日から6日まで各保育所で行ったところですが、特に、指定管理者制度を導入している保育所において、予想以上に入所希望者が多く、配布初日の早い時間に受け入れ児童数に達したため、それ以上、申込書を配布することができない状況になりました。

それにつきましては、保護者の皆さまから多くのご意見やご要望をいただきました。

次回には、入所希望者への入所申込書の配布につきましては、これらのことを踏まえ十分な検討をまいります。

次に、入所決定はどのようにされるかについてであります。保育所は就労などにより、家庭において保育できない児童を保護者に代わり保育するところでありました。

したがいまして、申込み書類を審査した上で、保育に欠ける入所要件を満たしていれば、入所決定となります。

以上、答弁いたします。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

亀山和子議員の一般質問、国保についてお答えいたします。

国民健康保険制度は、ご存じのとおり国民皆保険制度の下、市町村住民を対象とし、相互扶助の精神にのっとり、病気やけが等の保険給付を行う社会保障制度であり、加入者の健康を保持・増進し住民生活の安定を図るものであると理解しているところであります。

国民健康保険制度には3つの大きな柱があり、1つは疾病や出産、死亡に際して支払われる医療等の給付であり、本社会保障制度の根幹を成すものであります。

保険給付につきましては、今後も各種の見直し等も予定されているところであり、適切な事務の遂行や施行に対しての準備を行ってまいります。

2つ目の柱は、加入者の皆さまの健康づくりと疾病予防対策を継続して実施することにより、ひいては医療費の削減を目的とする保健事業であり、この2つの柱を安定的に実施することが、加入者の皆さまが安心・安全に暮らせる社会保障制度の確立であるとの考えから、笛吹市国民健康保険事業も、この精神にのっとり運営を行っているところです。

特に、保健事業につきましては本年度からの制度改正により、特定健診・特定保健指導が各医療保険者の責務となりました。

これにより、保健師が国保課に配置される中、内臓脂肪症候群に対する予防対策のため、健診受診率の向上と保健指導による健康づくりを推進しているところです。

今後は、レセプトデータの管理による、重複受診者等の訪問指導や相談事業も積極的に実施してまいりたいと考えております。

3つ目の柱は、国民健康保険制度を安定的に運用するための適切な賦課・徴収であります。

現在法令に則り、被保険者の実態に応じた適切な賦課徴収に努める中、国民健康保険財政の適正運営を図っているところでありますが、依然として、収納率の低下に歯止めがかからない状況であり、収納率との協力体制のもと、国民健康保険課におきましても担当者全員による収納率の向上に向けての対策を講じているところです。

また、12月議会の折、市長よりご提案いたしましたとおり、緊急雇用対策と併せ、2月より臨時徴収員2名を雇用し、徴収強化対策を実施しているところでもあります。

続いて、減免に対してのご質問でございますが、現在、国民健康保険制度におきましては、低所得世帯に対しましては、国民健康保険税条例第23条において、その所得により軽減措置が実施されているほか、第26条により、突発的な事由により著しく生活が困窮した折の減免措置が行えることとなっており、運用は減免要綱により対応しているところです。

現在は、災害等による資産の損害や疾病等による失業、または廃業により著しく所得が低下した世帯に対して、申請により適用しております。

しかしながら、今回の経済破綻によります失業や廃業による著しい所得の低下は、大きな社会問題となっております。

こうした状況に対応するため、納税相談等をお受けする中で、減免要綱を運用してまいりたいと考えております。

最後に、子どもの保険証に関してのご質問でございますが、国におきましては、国保税の長期未納者に対しましては、病院等の窓口において、いったん医療費の全額を負担し、後日、国

保から償還する資格者証の発行が義務付けられているところです。

しかし、笛吹市におきましては、定期的に接触を図るとともに、継続して納付の勧奨を行う意味から、有効期間を1カ月とする短期保険者証を発行し、1年を通しての長期保険者証と一線を画して収納対策に取り組んでまいりました。

こうした中、国におきまして、子どもが心身ともに健やかに育成することを目的とし、本年4月以降、資格者証発行世帯につきましては、15歳以下の児童について、有効期間6カ月の短期証を発行することとなりました。

これを受け、笛吹市におきましても、従来、滞納世帯に発行しておりました1カ月の短期証を、15歳以下の児童については有効期間を6カ月とすることといたしましたので、ご理解いただきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

亀山議員の一般質問は、持ち時間が終了いたしましたので、以上で亀山議員の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

7番、渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

まず、児童福祉の関係でございますが、保育所入所に関しては、笛吹市保育の実施に関する条例施行規則および条例によって、定員等の事情により全部の児童の保育の実施が困難な場合は、保育を要する程度の高いものから順次、保育の実施を行うことというふうに記されているわけでございます。

そうしますと、この施行規則とは異なった方法で行われていたということになると思います。この点についての見解および今後の対応について、まずお伺いします。

もう1点、子どもの保険証の関係では6カ月ということで、ぜひ、私どもは子どもに関しては通年のものをと期待しておりますが、一定の配慮がなされたというふうに受け止めております。

そして、申請減免制度に関してですが、一昨年でしたか、ひょう害に対して適用するとき、非常に困難なのは要綱がないからということで、改めて要綱をつくって対応したという経過がございますが、それでは先ほど申しましたように、納税相談を受けながら、それも適用していくということでありましたが、この件については改めて要綱というものが必要であるのか、そして、それが準備されているのかどうか、この点について伺いたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（上野稔君）

最初の答弁を佐藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤貞雄君）

それでは、渡辺議員の関連質問にお答えいたします。

まず、制度的な問題で異なる定めの中で対応しているのかという質問でございますが、笛吹市の場合、児童福祉法の第24条第1項については、「市町村は保育に欠ける児童の保護者から申し込みがあった場合は、保育所において保育をしなければならない」という第1項がありますが、同条の第3項においては、申込書どおり入所を承諾すると保育所の最低基準を満たさ

なくなる場合、この場合については市町村の権限で選考できる定めとなっておりまして、笛吹市の場合、保護者の希望というものを最重視した中で、保育所のほうに申込書の受け付けを行っているのが現状であります。

なお、今後の対応についてはというご質問ですが、今回、申請書を全員に渡さなかったということは、反省すべき点だとして受け止めております。

したがって、これから22年度の一斉の申し込みにつきましては、検討していきたいと考えておりますが、申込書については全員に渡せるような形で考えております。

これに伴いまして、やはり入所の基準というものを改めて慎重に見直す必要がありますので、これらも含めた中で対応していきたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

それでは、関連質問にお答えいたします。

減免要綱、納税相談等を受ける場合に要綱の改正が必要なのかどうかということですが、ひょう害のお話でしたが、ひょう害については要綱にその規定がなかったということで、要綱に加えたという経過がございます。

今回のこの納税相談等を通じてということですが、これは減免の範囲の第2条に3項がございます、「疾病等によるもの」というのがございます。これにより失業6か月とか3か月、所得が2分の1以下になるとか、その所得額が生活保護以下、120以下とかそういう基準がございます。この部分の適用を含めて考えていきたいということがございます。

したがって、要綱等の改正ということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

再質問ありますか。

渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

要綱について、今、疾病等の中で失業等も含めて解釈して行うという答弁でございまして、その基準が非常に厳しいという点はございますが、一步前進させる考え方ではなかったかと思えます。

また、入所申し込みの先ほどの質問で、申し込み早いもの順ということになっていたわけですが、この点について私、保育の実施に関する条例施行規則の第2条の2項に基づいて質問したわけです。この点についての再答弁をお願いしたいということと、それから、早いもの順ということで、申込書を配布できなかった実態、どの程度、何件、どこの保育所であったのかという調査をして、後ほど報告をしていただくことをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上野稔君）

答弁を求めます。

佐藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤貞雄君）

今回、保育所の申し込みの先着順ということで、特に石和の第二保育所、第三保育所、第四保育所、これらについて実態を確認しております、特に石和第三保育所については、完全に入所可能定員に達してしまったため、それ以降の方についてはお断りして、他の第2希望の保育所に回っていただいた、そういった経過があります。

第二保育所については、一応把握している中で5人ほど申込書を渡せなかったという実情があります。この内容については第四保育所についても4人、申込書を渡せなかった方がいるんですが、第二も第四保育所も、ともに部屋の広さに伴うプラス定員、こういったものに基準が定まっていたために、そういったプラス定員を超えた方の申し込みがあった。特に3歳児保育について、ちょうどその方たちが集中して申し込まれてきたわけですが、部屋の広さ等、そういったものでお断りをした経過があります。

特に、これについては保育士の加配等、そういったもので対応できる問題ではありませんので、当然、建物自体のそういった制約の中で定員を決めた経過がありますので、そういったことで先着順というような形になってしまいましたけれども、また、それらの方については第2希望それから第3希望等の中で、それぞれの保育所のほうに入所できたと把握しております。

そういったことで、笛吹市の場合は今後、特に先着順という、3日間の申し込み期間があるにもかかわらずお渡しできなかったという、そういったものを反省として踏まえまして、22年度からの申し込みについては、改善していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（上野稔君）

以上で、関連質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、1時30分といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時26分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

4番、北嶋恒男君。

○4番議員（北嶋恒男君）

正鶴会の北嶋でございます。

このたび、質問の機会を与えていただきありがとうございます。

私は、議員に就いてからおおよそ4カ月になりますが、私のいままでの人生の間になかった忙しさと貴重な経験や勉強をさせていただき、議員活動として楽しく充実した毎日を送っております。

そしてまた、大変ありがたいことに、日ごろお世話になっております議会事務局員の皆さまには、間違いのないよう自由に気持ちよく議会活動ができるようにと、細かいご配慮のおかげで、意外と早く全体の雰囲気になれることができました。大変感謝しております。

また、先般の平成21年度マニフェストの市政報告会におきましては、市職員の各担当リーダー以上と市内全域から多くの自治会関係者などが、一堂に会する中で、市長や各部長から各主要事業の説明をお聞きして、市役所内の業務へ取り組む姿勢と各部局間の連携に、大いに期待できるものと感じたところであります。

私は、市政各般にわたるこれらの課題に、大いに興味を持ちながらたくさん経験をさせていただき、「人にやさしい福祉のまち 笛吹市」になることに思いを託し、切磋琢磨してまいりたいと思っている今日でございます。

それでは、これから質問に入らせていただきます。

1問目といたしまして、人にやさしい福祉のまちづくり方針を進めるために、公共施設等のバリアフリー化の実情と今後の対応について、お伺いいたします。

先般、各地区で開催されましたタウンミーティングでの説明がありました、笛吹市都市計画マスタープランの中でも、人にやさしい福祉のまちづくり方針のところで、ノーライゼーションの理念が述べられておりました。

高齢者、障害者などすべての人が一緒に暮らす社会、そして、その地域で健常者が普通に当たり前に行っていることは、どなたでも可能になるように、生活環境や生活条件を整える責任は、その地域社会全体にあると思います。

そのような考えの中で、誰もが使いやすい施設のバリアフリー化について、現在、指定管理者に委託している公共施設や地域コミュニティの拠点となっている学校施設、災害時の地域住民の応急的な避難場所としての施設などにおいては、スロープ、障害者用トイレ等の設置は当然必要と考えますが、現在の設備状況についてお伺いいたします。

また、未整備個所についても、今後の対応についてどのようなお考えかお伺いいたします。

次に、介護保険制度についてであります。低所得者がはじき出されない介護保険制度に改善をお願いしたいということでもあります。

21世紀の半ばには、3人に1人が高齢者という時代を迎えようとしている中で、介護を社会全体で支えるとして介護保険制度がつけられました。

平成12年4月から始まった介護保険制度は、保険料収入で5割、税金で5割、国で25%、自治体で25%を負担するという仕組みは、ご存じのとおりでございます。

介護保険料は、世帯所得を基準にしていることから、所得の低い人が所得の高い人より多く支払うという逆転現象も起きております。

例えば、夫婦とも非課税であるA世帯より、夫のみ課税されているB世帯の収入のほうが少なくても、B世帯のほうのランクが高くなってしまいうことが起きております。

また、介護サービスの利用料負担も低所得者にとっては、いわゆる「1万円の壁」といわれるくらいで、それ以上は払えない家庭も多く、受けたいサービスが十分には受けられないという事態が多く出ております。

要介護認定者のうちの5人に1人以上は、介護サービスを利用していないともいわれています。要介護度に応じた利用限度額に対し、使われている在宅サービスの利用の時間数は、平均でも4割程度にとどまっていて、6割は使ってなく、まだまだ家族の介護負担は大きいことが分かります。

家族介護の状況に応じて、創意工夫する中で、必要な方には必要な介護サービスが受けられるよう、減免制度に市独自の方策を検討していただきたいということでございます。

以上で、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1 問目の答弁を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

北嶋恒男議員の一般質問、人にやさしい福祉のまちづくり方針を進めるために、公共施設等のバリアフリー化の実情と今後の対応について、お答えいたします。

平成21年3月策定予定の笛吹市都市計画マスタープランにおける、分野別まちづくり方針の中で、人にやさしい福祉のまちづくり方針について考え方を示しています。

本市の65歳以上の高齢化率は、現在、22.5%となっており、今後、団塊の世代が高齢期を迎え、本格的な高齢化社会が到来すると予想されます。

こうした背景を踏まえ、本市では、平成19年3月に地域福祉計画を策定し、「高齢者・障害者など、すべての人が一緒に暮らす社会こそがノーマルな社会」というノーマライゼーションの理念に基づき、高齢者・障害者や子育て世代など、誰もが安心して暮らしていける、人にやさしい福祉のまちづくりを進めているところです。

ご質問の、施設のバリアフリー化についてでございますが、まず、指定管理施設につきましては、47施設のうち、身障者用駐車場、障害者用トイレ、玄関の車いす用スロープ、エレベーターが、必要に応じすべて整備されているものは15施設、また、その一部の施設整備がなされているものは18施設となっております。

今後も、指定管理者と協議を行い、施設のバリアフリー化についての検討を行ってまいります。

次に、学校施設につきましては、障害の有無にかかわらず、児童・生徒が学習や生活ができるように整備するとともに、地域住民の生涯学習の場、地域コミュニティの拠点などとしての役割を果たすことが求められています。

バリアフリー化の状況としまして、学校敷地内に何らかの設備が整っている学校は17校あります。

内容につきましては、スロープの設置校が14校、障害者用として多目的に利用できるトイレの設置校が10校、エレベーターの設置校が2校、階段手すり等の設置校が9校という状況であります。

大規模耐震改修工事を実施予定の学校等については、計画・設計等合わせて適切な整備を検討しておりますが、既存の学校施設におきましては、障害のある児童生徒が在学する学校を優先いたしまして、学校との修繕課題表をもとに、毎年度、手すりの設置、トイレの改修などを順次計画的に進めてまいります。

次に、災害時の避難所の観点から、ご質問にお答えします。

大災害が発生しますと、住民は、まず、公民館や空地等の集合地、または一時避難場所に集合し、自主防災組織を中心に住民の安否確認が行われます。

その後、自分の家に戻れない住民は、市内35カ所の指定避難所や市内8カ所の福祉避難所などに入ることになります。

ご質問の、応急的な避難場所は多くが行政区の公民館となります、その詳しい実態は市では

把握しておりませんが、その多くの施設はバリアフリー化されておらず、スロープや障害者用トイレも備えてないと考えております。

また、2階以上の公民館施設にもエレベーターはないと考えます。

したがって、車いすの方や災害時要援護者につきましては、速やかに福祉避難所や指定避難所に入らせていただくことになります。

市内8カ所の福祉避難所につきましては、基本的にバリアフリー化されておりますので、これらの方々が安心して移動することができます。

また、市内35カ所の指定避難所は、19カ所が学校、6カ所が行政区公民館、10カ所がその他の公共施設となっております。

これらの指定避難所のバリアフリー化につきましても、仮設対応も含めて、調査・検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を内藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（内藤運富君）

北嶋恒男議員の一般質問、低所得者がはじき出されない介護保険制度に改善をについて、お答えいたします。

平成19年度における介護認定者2,425人のうち、83.8%の2,033人が介護サービスを実際に利用されておりますが、介護の認定を受けてもサービスをまったく受けていない方の割合が、17%となっております。

これは、いざという時のために介護認定だけを受けておきたいという、利用者や家族の思いと推測されます。

また、要支援の方と要介護の方とのサービスの利用状況を比較してみますと、要支援の方の利用率68.7%に対し、要介護の方の利用率は87.8%となっております。

介護保険制度では、1割の自己負担が一定額を超えたときに、負担が軽減される高額介護サービス制度がありますが、最低でも月額1万5千円の自己負担となります。

また、居宅サービスの利用限度額には、要介護度別に利用限度額が定められており、そのサービスの利用状況に応じ1割負担となっております。

低所得者の利用料および保険料については、「笛吹市居宅介護サービス費等の額の特例等ならびに介護保険料の徴収猶予および減免に関する事務取扱要綱」により、災害を受けた場合や、生計維持者の死亡・入院などにより収入が著しく減少した場合、および、生計維持者の収入が事業または業務の休廃止・失業等により著しく減少した場合に減免されますが、この制度につきましては、今のところ要件を満たしている方はおりません。

さらに、社会福祉法人等による介護保険サービスにかかる利用者負担軽減制度もあり、住民税非課税世帯など6つの要件すべてに該当することが必要となりますが、現在のところ43名の方が軽減されております。

加えて、所得段階に応じ、食費および居住費を利用する低所得者に負担限度額の差額を補助する特定入所者サービス給付もあり、現在は454名の方が利用しております。

また、笛吹市独自の制度で保険料の減免制度がございますが、これにつきましても要件に該当することが必要となっており、現在16名の低所得者の方に減免をしております。

今後とも、広報等により市民の皆さんに制度の周知を図りながら、低所得者対策に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

北嶋恒男君。

○4番議員（北嶋恒男君）

バリアフリー化につきまして、1つ再質問させていただきます。

先の臨時議会で、教育施設の石和スコレーのテニスコートでございますが、あれはクレーのコートを今度は全天候型の人工芝のコートにされるということで、委員会、この本会議でも承認されまして、来年度早々には工事にかかれるではないかという状況、お話をお聞きしましたけれども、ちょうどいい機会ですので、ぜひ、今度は下ががっちり固まっておりますので、車いすを使って、車いすのテニスをされる愛好者もだんだん増えております。そんなことで、きたらそういう大会もできるように、障害者もそういう形でできるように、また、観覧できるということで障害者用のトイレを1基、この機会に設置していただければと思いますが、いかがでございますでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（上野稔君）

答弁を早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

北嶋恒男議員の再質問にお答えいたします。

昨年9月に開催されました北京パラリンピック、車いすのテニス男子シングルスで、日本の国枝慎吾選手が見事金メダルを獲得、日本全国に勇気・感動を与えまして、障害者スポーツに対しましての関心が高まったところでございます。

さて、石和中央テニスコートでございますが、この大改修事業につきましては、ご意見のとおり国の2次補正によりまして、地域活性化生活対策臨時交付金事業を取り入れまして、2月の臨時議会でご理解をいただいたところで予算措置ができました。現在、事業執行の事務手続きを進めているところでございます。

この工事は、現在クレー、土のコートを砂入りの人工芝に改修するものでございます。工事完成後は、フラットで水はけがよい人工芝という利点を生かしまして、ソフトテニスおよび硬式テニスの愛好者にも広く利用されることが予想されます。もちろん車いすテニスにも、ご質問のとおり利用されることと考えております。

その際、ご質問の身障者にやさしい施設として、トイレについて考えなくてはなりませんけれども、現在の管理棟のスペースでは手狭な状況でございます。

今後、これらの問題および段差の解消・フラット化、またはバリアフリー化を含めまして、総合的に今後検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再々質問ありませんか。

（ な し ）

以上で、北嶋恒男君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

(な し)

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

15番、新田治江君。

○15番議員（新田治江君）

通告に従いまして、2問質問いたします。

1問目、男女共同参画推進体制づくりについて。

市、男女共同参画推進委員会主催の「輝け男女 笛吹フォーラム2008」が盛況に終わりました。

参加者からは、このような企画をぜひもっと身近な地域でしてほしい、大勢に聞いてほしいという声が多くありました。

現在は、市民活動支援課の担当ですが、支援課の担当内容が多すぎます。

じっくり市民と向き合い施策を総合的・計画的に進める男女共同参画推進担当の設置を希望しますが、市としての対応をお聞きします。

2問目、農業振興について。

遊休農地の拡大傾向に、建設業者など異業種から農業に参入するケースが増えていること。銀行などでも企業や個人の農業分野への参入を総合的に支援するサービスを開始、事業戦略への助言、融資、販路開拓、バックアップ等、最近新聞報道がされております。

桃・ぶどう生産量日本一を誇る笛吹市としても、持続可能な農業への農業振興施策をどのように進めていくのかお聞きします。現況等もお聞かせください。

以上です。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

新田治江議員の一般質問、男女共同参画推進体制づくりについてお答えいたします。

最初に、お礼を申し上げたいと思います。

過日、開催いたしました、「輝け男女 笛吹フォーラム2008」については、150名の方の参加をいただきました。成功裏に終わることができましたのも、フォーラム実行委員会の皆さまをはじめ、関係者の方々のご指導ご協力の賜であります。

お礼を申し上げます。

また、実行委員会の方々には、夜遅くまでの会議や練習を重ねていただき、その成果が十分発揮できたフォーラムであったと、高く評価をいただいております。

3部会および条例検討委員会の発表までに至るご苦勞に、改めまして深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、ご質問の、男女共同参画推進担当の設置についてですが、ご存じのとおり、平成18年3月に策定されました「輝け男女 笛吹プラン」の重点目標に、庁内推進体制の強化を掲げ、その具体的施策の1つに「男女共同参画推進担当を設置する」と定めております。

現在の市民活動支援課は「市民生活」と「市民活動支援」の2つの担当と、「東八代広域行政事務組合事務局」を置く部署として、平成19年度に新設されました。

男女共同参画推進担当は、課内業務が事務分掌化されております、市民活動支援担当の3名のうち1名が配置され、男女共同参画推進委員会事務局として、その活動の全面的サポートと、男女共同参画推進情報の提供および市職員研修の企画等、男女共同参画の推進事業に邁進しておるところであります。

県内各市における男女共同参画業務担当者の配置について、参考に申し上げますと、山梨県企画部県民室男女共同参画課における、平成20年度男女共同参画業務担当者調査では、県内13市のうち男女共同参画課の設置は甲府市のみであり、市民活動推進課内室として富士吉田市の1市、また総務・企画政策部門の担当として都留・山梨・北杜・甲斐ほか3市、本市同様市民活動部門に担当が配置されている市が、大月・南アルプスほか4市であります。

企画政策部門あるいは市民活動部門に設置するかは、各市の判断によるところであると考えますが、かねてより、男女共同参画社会の実現を目指した活動は、地域づくり・人づくりであるといわれております。

みんなが、笛吹市のあるべき姿をイメージして、それを市民も行政も共有し、実現に向けて互いに責任ある参加・参画を進めていくことが、市民と行政の協働の一つではないかと考えます。

プランの取り組み期間は平成22年度までとされ、新たなプランの構想を練るときが間近になり、また男女共同参画推進条例制定の兆しも見えてきたという重要な時期を迎えております。

市といたしましては、現状の体制を維持する中で、担当職員を中心に職員間で相互に協力しながら、推進委員会のサポート体制をより強化し、男女共同参画社会の実現を目指し、事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

新田治江議員の一般質問、農業振興についてにお答えいたします。

笛吹市の基幹産業である農業の振興につきましては、本市の最重要課題の一つとして認識しております。

総合計画の中に、「魅力的で安定性のある農林業づくり」「桃・ぶどう日本一の郷づくり」など施策を掲げ、これを積極的に推進してまいりました。

これまで生産者の高い技術や、農協を核に地域が一体となって日本一の果樹産地を形成してきましたが、昨年からの急激に悪化した経済状況の中、農業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

ご質問の、遊休農地などへの異業種からの企業参入につきましては、土地の所有者と企業との間に市が仲介をする形で、現在1社が参入しておりますが、水田や野菜と違い果樹は永年作物であることや、栽培技術が非常に高度であることから、野菜地域のように企業参入が進んでおりません。

今後とも、企業からの申し出に対し積極的に対応していきたいと考えております。

また、雇用の促進にもつながる農業法人の設立につきましては、市が設立補助や指導など支

援を行ってまいりましたが、現在11社が営農しております。

今後とも、笛吹市農業振興行動計画に基づき、国内はもとより海外への販路の拡大に向け積極的な取り組みを行い、農家の収益の向上につながるような「笛吹ブランド」の確立を図っていきたいと考えております。

そして、バイオマスタウン構想にも掲げてあるような、減農薬の推進、化学肥料から有機肥料への変換など、農業と地域が共存する環境にやさしい地域循環型のまちづくりを進め、持続可能な農業の振興を図っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

新田治江君。

○15番議員（新田治江君）

男女共同参画の必要性を感じてから10年間、議会で言ってきましたが、多くの人は男女共同参画が今はできているよと言いますが、地域を見ても、女性には役員が回ってくると責任あることから逃げ、なかなか受けてもらえない。また、老人クラブの役員のなり手もない。男性は役割分業意識からも抜け出せない。また、給食費の滞納、税金の滞納問題にしても、自分の責任を果たしていない。

私が思う男女共同参画社会とは、やはり責任ある人をつくるということに到達したことです。

小さいころからの育て方から始まり、目には見えませんが協働の社会がうまくいく方策だと思います。少子化・介護の問題、老後の生き方、それにはやはり専門の担当を設置し、きめ細かな活動をすることにより、責任を果たす人をつくる社会に変わると思います。

この答弁は、市長に答えてほしいと思います。

目に見える成果はありませんが、将来に向けての投資だと思います。

また、企業の面では、農業を持続可能なものにしていくためにも、いろんな支援サポートをより強固なものにしていく必要があると思います。

また、トップセールスで笛吹ブランドの販路を台湾・中国と順調に動き出しましたが、世界的不況に見舞われた現在、市とJAはこれからの笛吹ブランドをどう継続していくのか。また、いろいろな話し合いがJAともなされているのかお聞きしたいと思います。

また、団塊世代のUターン、または不況によるUターン組の農業参入が増加していますが、機械の導入等資金面また技術面が必要と思いますが、その支援策はいかがでしょうか。

また、花まつりの会場などでも、桃源郷の景観形成が虫食い状態で変わってきているという話を聞きましたが、生産日本一を誇る市として、担当課としてはこのようなことをどの程度理解しているのかお聞きします。

また、農業の女性の自立ということですが、今朝の新聞にも山梨の取れたて農作物発信、農業の女性らときめきネットショップ立ち上げ、地域と活性と自立を目指すとありましたが、産業観光部のほうでもぜひこのような企画をして、農業を魅力あるものにしてほしいと思います。

また、今、フードマイレージ・輸送距離を短くといわれています。地産地消の面でも、今直売所が本当に活性化して、働いている人が生き生きと喜んでしています。直売所も手狭になっているようなところもありますが、順次、直売所についても改造していく考えがあるか、お聞

きしたいと思います。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1 問目を荻野市長。

○市長（荻野正直君）

男女共同参画につきましては、合併いたしましてから、男女共同参画に対するご意見を市民の皆さまから大変、多方面からいただいております。

今回も、男女共同参画につきましては、過日、輝け笛吹フォーラム2008を開催していただき、大変成果があったというふうに感謝を申し上げます。

こういった活動につきましては、地道に一步一步進めて行くものだと思います。

新田議員のように大変、そのことについて非常に詳しく勉強なさっておりますから、市のやり方については若干、歯がゆい点もあろうかと思いますが、市といたしましても、本当に一步一步前進をさせていただきたいと思っております。

前にも、そんなご質問をいただきましたけれども、例えば、市の職員につきましても、できる限り市の管理職にも女性職員の登用も進めていきたいというふうに思っております。しかし、現実にはなかなか女性のほうが、先ほどのご質問の中にもありましたけれども、例えば、区の役員にしましても、あるいは市の職員の昇級試験につきましても、なかなか消極的であります。

ぜひ、いろいろな方面から、さらにこの活動が前進できますよう、市といたしましても頑張ります。ぜひ、推進委員会におきましても、ご尽力賜りますことをお願い申し上げます。

それから、産業面、特に農業関係であります。過日からご説明申し上げているとおり、この笛吹市の農業、やはり後継者不足あるいは高齢化、こういった問題について非常に大きな課題でございます。

J Aとも常日ごろ情報交換をしながら進めさせていただきたいと思っておりますし、それから、直売につきましても、市として直売所についても市場性が十分あるという面、あるいは、その地域の特色をここなら生かせるというような場所がありますれば、直売所の建設もやぶさかではないと思っております。

特に、今年度、芦川地区におきまして直売所の建設をさせていただきます。

これにつきましても、市ができることと、地域の方ができること、この2つが一緒になってはじめて素晴らしい直売所ができると思っております。

特に、今成功しております境川、八代、春日居がございますけれども、いずれの直売所におきましても、やはり組合をしっかりとつくっていただき、そして、しっかりとした団結の中で市民に良さをPRする。そして、自分の自信の持てる野菜を提供していただく、こういったことがしっかりと結び付いて前進ができているものと思います。

ぜひとも、これからもそういう市民とのパートナーシップをしっかりと取る中で、前進をさせていただきたいと思っておりますし、J Aともさらにこの問題について推し進めてまいりたいと思っておりますし、援農対策につきましては、J Aならびにシルバー人材センターとも、さらに絆を深めて前進をさせていただきたいと、かように思っております。

ご理解いただきたいと思います。

○議長（上野稔君）

再々質問ございますか。

新田治江君。

○15番議員（新田治江君）

私も、税金の滞納対策でもよく話をしますけれども、責任ある人をつくるのが絶対収納に結び付くと、私は男女共同参画をそんなふうにもっていかれたらなど、いろんな面で基礎になることですので、ぜひよろしくをお願いします。

そして、先ほど言いましたネットショップの立ち上げとか、ぜひ、こんな企画をお願いしたいと思います。

そして、あと1点、農地を貸す人・借りたい人が広報に出ていましたが、意外と広報をみんな見ていないようですので、そここのところのPRもまた工夫してほしいと思います。

○議長（上野稔君）

荻野市長。

○市長（荻野正直君）

男女共同参画社会について、今、市の体制をご覧くださいますように、私どもの市民活動支援課の課長は全国的にも、男女共同参画の担当については有名な課長でございます。どこへ出しても恥ずかしくない職員だと自負いたしておりますし、また、今もう1つの農地の問題でございますが、主婦が自発的にネットを使ってやるということでございますが、市といたしましても、そういうご相談がいただきますれば、できる限りの応援をさせていただきたいと思えますし、また、現在、JAにおきましては、援農対策あるいは困っている問題、そういった遊休農地等についてのアンケートを取らせていただいております。

これにつきましても、アンケートがまとまり次第、市のほうでもお話をさせていただいて、その意見を参考にさせていただきながら、次の策を考えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（上野稔君）

以上で、新田治江君の一般質問を終了します。

一般質問を続けます。

5番、中村正彦君。

○5番議員（中村正彦君）

正鵠会の中村でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本日、新人議員として初めての一般質問でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

昨年10月に行われました市議会議員選挙におきまして、市民の皆さまの温かいご支援をいただき、議会に送りだしていただきましたことに対しまして、改めて心よりお礼申し上げます。

早いもので、市議会議員の拝命をいただきまして4カ月余りが経過しようとしております。

荻野市長ならびに市当局の皆さま、そして本市市議会議員の諸先輩の皆さまのご指導・ご鞭撻をいただき、皆さまと共に急所や要点を正しく押さえ核心を突く、まさに正鵠の会派の下に、まい進努力し、「みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニー」を奏でるべく、安心で、安全で、心豊かに人々がふれ合うまちを共につくり上げていくべく所存であります。

荻野市長におかれましては、平成16年10月、笛吹市が誕生し、旧町村による難題等を抱える中で、第1次笛吹市総合計画を基本軸にとらえ、行政改革、財政改革を積極果敢に断行され、まさに清潔・公平・公正に徹し、隠し事のない市政を実行されてきましたことが評価され、日本経済新聞社実施による「行政サービス調査」におきまして、県内トップの評価をいただきましたことは、多くの市民に愛され親しまれる荻野市長の人柄、行動力、努力の賜であり、さらなる行政サービスの向上を目指し、市民ミーティングの開催、パブリックコメント、先進的な入札制度の導入、バイオマスタウン構想による循環型社会の構築、4月からのコンビニ収納の実現等、行政サービスの向上に取り組まれている姿勢に敬意を表します。

しかしながら、急速に冷え込む経済情勢の中、観光客の減少、農家の担い手不足、少子高齢化社会への対応、雇用問題等、山積する問題も多々あり、笛吹市のリーダーとして、さらなるスピードアンドチャージを期待するものであります。

私も、笛吹市合併後、笛吹市消防団副団長として荻野市政に携わってまいりましたことを自信に、ふえふき協奏曲の第2ステージへの実現に向け、共に協奏曲を奏でさせていただけることを喜びとし、生活を営む中で痛みをつぶさを感じ、解決に向け、即行動できる議員として、皆さまから寄せられる多くの声に、笛吹の目、笛吹の耳となり、一層目を向け、耳を傾け、「未来に響け笛吹市」を目指し、市民全体が主体となって取り組むことが大切だと考えております。

それでは、質問に入らせていただきます。

1問目は、デジタル化の対応についての質問でございます。

最近、テレビや新聞でも、デジタル・ワンセグ・ハイビジョンといった、いわゆるテレビ放送に関する横文字を目にしない日はないくらい、日常茶飯事と言っていいほど頻繁に目にする言葉であります。私もどちらかと言うと昔の人間であり、俗に言うアナログ人間ですので、このような横文字を理解するまで時間がかかってしまいました。

さて、本題に移りますが、先日、老人クラブの方とお話しをする機会がありまして、笛吹の耳を傾けたところ、「なんだかあと少しでテレビが見られなくなるちゅうよ」という話が聞かれ、地上デジタル放送について聞いたところ、ほとんどのお年寄りが、2011年にデジタル放送への移行について理解をしていない現状に出くわしました。

地上デジタル放送については、ご存じの方がほとんどだと思いますが、高齢者をはじめ私も地上デジタル放送については、どちらかと言うと無知なほうでしたので調べてみますと、国の方針でテレビのアナログ波が2011年7月には停止となり、それ以降のテレビの視聴は地上デジタル放送、またはBSデジタル放送になるというものです。

デジタル放送では、視聴者もクイズ番組にお茶の間から参加できたり、画像も数段よくなるとのことですが、地上デジタルを視聴するためのテレビも、普及率は2009年1月の総務省の目標58%に及ばず、49%の調査結果も出ております。

また、総務省の試算では、地上デジタル放送を使用できない世帯は、最終的に全国で3%弱という推定です。

しかしながら、笛吹市におきましては、芦川町をはじめ山間部を多く抱えております。甲府CATV、きらめきテレビ等にご加入の世帯については、引き続き視聴可能とは考えますが、日常の情報収集や娯楽の一つとして、テレビは欠かせない情報源である昨今、笛吹市から難視聴地域をなくし、かつスムーズに移行できますよう周知する必要があるかと思われま

障害者をお持ちの世帯などには、NHK放送受信料全額免除世帯に対して、視聴のためのチューナーを無償給付するという話もお聞きしました。

生活保護世帯、低所得者世帯については、どのような対応を講じるのか。また、市としてケーブルテレビ未加入世帯の把握、高齢者世帯への周知、高額な買い替え費用に対する補助等、2011年デジタル化に向け情報難民が生まれぬよう、高齢者世帯、生活保護世帯に対するきめ細かな市の対応策をお伺いいたします。

2つ目のデジタル化への対応ですが、防災無線のデジタル化についてお聞きいたします。

防災無線のデジタル化への対応につきましては、平成23年5月までにデジタルに移行するよう努力するという通達があると聞いております。

笛吹市の現在のアナログ方式については、昭和50年代より整備が行われ、設置してかなりの年月が経過していることから、故障も見受けられると聞きます。そのせいか火災時の緊急放送につきましても、休日・夜間の宿日直による緊急放送がされないことがしばしばあり、災害時の住民の安全確保や行政サービス向上の観点から懸念される面もあり、一層の充実・強化が求められております。

早急なデジタル化への対応を期待するところであります。

しかしながら、景気の低迷などにより、全国の自治体が財政赤字に苦しむ中で多額の費用がかかると予想されます。本市の規模では、概算で12億円、それ以上とも言われており、一長一短な事業でもあります。

防災無線は、人命にかかわる通信を確保するために整備された通信システムであり、一般電話、携帯電話等公衆通信網の途絶等が懸念される中、瞬時警報システムとして固定系、移動系を問わず相互通信が可能なことから、災害時に避難所等の防災関係施設を結び、双方向で通信可能な無線設備として多大なメリットがあります。

また、国から瞬時に住民まで警報を知らせる全国瞬時警報システム・J-ALERTは、津波情報、緊急地震速報、緊急火山情報、弾道ミサイル情報といった、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、衛星通信を用いて情報を送信し、市町村同報系防災無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を伝達するシステムの検討も行われるという記事も拝見いたしました。

このような反面、先に申したように、12億円ともいわれる巨額な費用を投じる事業になることから、財源の確保、また地上デジタル放送同様、山間部への対応、デジタル化による電磁波の影響等につきまして、お尋ねいたします。

2問目に移らせていただきます。

防災コーディネーター、災害ボランティアの育成、防災倉庫の備蓄につきまして、質問させていただきます。

私は、御坂町消防団、笛吹市消防団の幹部を拝命し、笛吹市の安全・安心ため日々尽力してまいりましたが、その中で笛吹の目として見て感じたことに対し、質問させていただきます。

防災コーディネーター、災害ボランティアと聞いて聞き慣れない方も多いかと思いますが、コーディネーターとは字のごとく、物事の調整・まとめ役という意味がありまして、山梨県庁、甲府市役所においては、防災専門官、危機管理対策参与という役職で自衛隊OBの方が、ミサイル、サリン、化学兵器、最近では新型ウイルス対策など、国民保護等の危機管理業務に携わっておると聞いております。

災害ボランティアとは、自ら進んで奉仕活動を行う方を災害ボランティアと呼んでおります。防災コーディネーター、災害ボランティア等呼び名は全国の市町村により多々違いはあるようですが、防災に携わるものと理解しております。

さて、平成7年1月17日に発生しました阪神淡路大震災では、全国各地から多くのボランティアが駆けつけ、被災者のさまざまな支援を行うなど、ボランティア活動の重要性が広く社会に認識されました。

これを契機に、広く国民が災害時におけるボランティア活動および自主的な防災活動について、認識を深めるとともに災害への備えの充実・強化を図ることを目的とし、毎年、阪神淡路大震災が発生した1月17日を「防災ボランティアの日」、15日から21日までを「防災とボランティア週間」とすることが定められました。

ボランティア週間中は、災害時におけるボランティア活動および自主的な防災活動の普及のための講演会、講習会、展示会等の行事が、地方公共団体その他関係団体の緊密な協力を得て、全国的に実施されていると聞きます。

阪神淡路大震災では、多くの方が救助されましたが、その多くは近隣の方の協力によるものであり、このことから学べるように、コミュニティ・地域の大切さ、特に自主防災組織の重要性、住民の連携が大切といわれております。

今後、発生が懸念されます東海地震、首都直下型地震、特に東海地震は地震学者によっても諸説はありますが、100年から150年周期で発生すると考えられており、より切迫性が迫られております。

これらの地域に対応すべく地域の防災力を高めていくには、平素から地域住民、事業所、ボランティア等が連携・協力した防災訓練を実施しておくことの重要性が問われます。

災害ボランティアは、災害救援だけではなく平時の予防や訓練、防災意識の啓発など災害時から復旧時まで、活動は多種多岐にわたる場合があります。

防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図るといいます。

自分たちの地域は自分たちが守るという信念の下、笛吹市2万6千世帯、7万2千人の生命および財産を守るため、防災コーディネーター、災害ボランティアの育成が必要かと感じた次第であります。

笛吹市の防災計画では、市は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、ボランティアグループ等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備など、各般にわたる施策を展開してボランティアの育成に努めると記載されております。

事件は会議室ではなく現場で起こるともいわれており、より実践に近い生きた訓練が、いざという時の備えとして最大の防御であることは間違いなく、住民のボランティア意識の高揚、さらには、市の防災計画書どおりに行動するためにも、自主防災組織、市内事業所、小中高を含む学校、公共機関等から、災害ボランティアを選任し、災害ボランティアリーダーとしての育成が必要かと感じたところでもあります。

なお、災害時にはライフラインの寸断、日用品の流通経路の途絶等が心配されており、一般的に備蓄に必要な食糧は3日分、水は1人1日3リットルともいわれております。

最近では、救援物資もいち早く被災地に届けられる光景を目にいたしますが、最低限の備蓄

は必要かと感じたところであります。

そこで、現在、災害ボランティアに登録しています人数、業種はいかほどか。また、活動内容も多種にわたるため必要人数の見込み。また、年間を通しての活動計画、ある程度の防災知識に長けた防災専門官の任命、防災倉庫、水防倉庫等の備蓄状況および倉庫内の資機材の点検・運用、今後の備蓄計画等につきまして、お伺いしたいと思います。

以上で質問を終らせていただきます。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1 問目、2 問目とも、答弁を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

中村正彦議員の一般質問にお答えいたします。

まず、地上デジタル放送移行への防災無線の対応はについてのうち、テレビのデジタル化への対応についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、平成23年7月24日でテレビのアナログ放送がデジタル放送に切り替わるということは、テレビや新聞等の周知広報活動で広く市民の皆さんに知られるようになってきました。

その具体的な方法につきましても、テレビや新聞等で周知広報活動が始まりましたが、まだまだ十分な理解が得られていないのが現状であります。

このような中で、総務省では、テレビ受信者支援センター、愛称「デジサポ」を今年2月、山梨県に設置しました。

この支援センター「デジサポ」では、要請があれば町内会や老人クラブ等の集会等に、説明員を派遣してデジタル放送の説明会活動を展開し、地上デジタル化への不安を解消していきます。

笛吹市でも、デジタル化への対応としまして必要に応じて説明会を実施してまいります。

新たな難視聴地区になることが想定される芦川町地区においては、昨年12月に区長会で、また今月2月には町内3地区の公民館で、区民を対象としたデジタル放送についての説明会を開催し、直接市民と話すことにより、地上デジタル化への理解と不安解消に努めております。

地上デジタル化は、国策で行われるものですので、国が責任を持って対応すべきと考えております。

国では、NHKの放送受信料全額免除世帯には、簡易チューナーを無償給付するなどの支援策を実施する予定です。

市では、生活保護世帯等の生活弱者への財政措置を充実するように、県下の市町村とともに国や県に強く要請していきます。

アナログ放送終了まで、あと900日を切りました。

国や県そしてNHKやCATVなどの通信事業者と、それぞれの役割分担をしっかりと確認しながら、情報難民が生まれないように努めていきます。

次に、防災無線のデジタル化についてでございます。

本市では、合併以来、それまで旧町村で使用していました7つの周波数を現在も使用していますが、防災行政無線の周波数は、原則として1市町村1波とし、できる限り早い時期にデジタル化に向けて努力することとなっております。

これを受けまして、本市では、平成17年に関東総合通信局にデジタル化を踏まえた防災行政無線局移行計画書を提出し、平成18年度に基本計画、平成19年度に実施計画を策定しましたが、このたび平成21年度から3年間で防災無線のデジタル統合を進めていくこととしました。

デジタル化によりまして、電話のような双方向での通信ができるとともに、画像やデータなどを送信することも可能となります。高齢者や聴覚障害者への対応として、文字表示装置付の個別受信機の設置も可能であります。

このデジタル化につきましては、当初設計では12億円ほどの事業費が見込まれましたが、20年度の他の無線方式との検討の結果、総事業費は約8億1千万円くらいでできると予定しましたので、3年計画の継続事業として実施することとなりました。

その財源としましては、合併特例債を95%充て、残りを一般財源といたします。

平成21年度は、基地局の整備と併せ、現在統合されていない芦川地区の整備を進めるために、春日山に中継局を設置する計画であります。

続きまして、防災対策についてにお答えいたします。

防災コーディネーターや災害ボランティアコーディネーターの育成についてのご質問ですが、これらのコーディネーターは、大規模災害時に、地域住民や全国各地から支援活動に来られるボランティアの調整役となる方々です。

全国的な取り組みとしては、防災士の育成がありますが、山梨県においては、地域防災リーダーを育成しております。

この地域防災リーダー養成講座を受講した本市の関係者は、平成18年から3年間で、約35名となっております。

その大半が行政区役員と消防団員であります。今後でもできる限り多くの方々にこの講座を受講していただき、自主防災組織の中で活躍していただけるようにしていきたいと考えています。

また、災害時には、市社会福祉協議会と協働し、ボランティアセンターを立ち上げ、全国からのボランティアの受け入れと配置を行います。

地域防災リーダーの皆さんには、このボランティアセンターにも協力をしていただけるようにしていく必要もありますので、今後、市社会福祉協議会と協議を重ね、いざという時に備えてまいりたいと思います。

次に、災害物資の備蓄状況についてお答えします。

現在、備蓄食糧は約5万食、備蓄毛布は約2千枚、備蓄トイレの便袋は約6千枚を保有しています。

また、備蓄は避難所単位ではなく、支所ごとに分散配置させており、支所において定期的な点検と運用を行っております。

特に備蓄食糧については、賞味期限内に行政区の防災訓練等に利用していただくなど、活用計画を立てながら必要な備蓄食糧を確保していきます。

今後の計画ですが、食糧については更新しながら現在の5万食を維持し、毛布につきましては1万枚を目標に計画的に増やしていきます。

備蓄につきましては、必要最小限にとどめながら、生活必需物資を民間企業との協定により補っていくことを考えており、現在33業者・団体と締結済みであり、今年度中にさらに4業

者・団体と協定を締結する予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

中村正彦君。

○5番議員（中村正彦君）

ご丁寧な答弁、ありがとうございました。

1つ、水防倉庫についてお尋ねしたいと思います。

今、笛吹市管内に水防倉庫というのは、いくつあるのかお聞かせ願いたいと思います。その中で、質問というわけではありませんが、例えば、金川の旧一宮町市之蔵地内に水防倉庫があるわけですが、その名前が旧一宮町の名前になっております。そういうものを早急に笛吹市というふうに変えていただきたいというお願いと、その水防倉庫の鍵をたぶん支所もしくは市役所のほうで保管しているとは思いますが、地元の行政区のほうにもその鍵を保管していただきたい、そのへんをちょっとお聞かせ願います。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

ただいま、水防倉庫に関するご質問でございますが、笛吹市には現在7町に合計22カ所に水防倉庫を備えてございます。さらに、県の大型備蓄倉庫、それから境川の水防倉庫ということで、県の水防倉庫が2施設ございます。

私ども市のほうで管理しております水防倉庫につきましては、毎年、この秋口から冬にかけて、資材等の在庫量の確認を各支所で行っております。1月に本年度につきましては在庫量の確認を行いまして、不足した使用したものににつきましては随時補充してございます。本年につきましては、既に補充を終えております。

水防倉庫内の備品等の関係でございますが、バリケード、トラロープ、針金、木杭等々の必要備材、それから一番必要となります、どのう袋それから麻袋の空袋でございますが、現在、22の水防倉庫の中で、おおよそ2万枚の在庫を確保してございます。それから、機材の関係でございますが、小型機材といたしまして、スコップ、ツルハシ等々の関係でございますが、おおむね750丁の準備でございます。それから、さらに大型機器といたしましては、発電機、チェーンソー、草刈り機等々を準備しているところでございます。

管理につきましては、石和町に関しましては支所がございませんので、建設部の土木課で3カ所の水防倉庫の管理をしてございます。それから、あと石和町を除きました6町の水防倉庫につきましては、19カ所になりますが、基本的には各支所で管理しています。

それから、支所におきましては、今、議員のご指摘のとおり、水防団あるいは自治会等に合鍵をお渡しして、同時管理をしているというような運用を行っている支所もございます。

それから、実は、昨年の金川の水防活動のときに水防倉庫の位置が、活動いただいた町の水防倉庫と、隣の町の水防倉庫を比較対照しますと、隣の町の水防倉庫のほうははるかに近かったというような実態を踏まえまして、今、水防倉庫の鍵のシステムにつきまして現地確認を行って、結果といたしますと、水防倉庫につきまして、シャッター方式の水防倉庫、それから

俗に言いますドアノブ型、それから観音開き、それから、昔で言います南京錠と、バラエティーに水防倉庫の形態があるということで、可能なものについては、同一タイプのものについては、同一の鍵を付け直して、そして、各支所の水防倉庫の鍵を共有できるようなシステムにつきまして、今調整をしております。

いずれにいたしましても、災害時につきましては、集中的な雨、それから笛吹市全体に降る雨と、いろいろ想定されるわけでございますが、少なくとも气象台あるいは県等々から、一定量の集中豪雨等の情報があった場合につきましては、事前に各支所に連絡して、各支所間において水防資機材等の調達につきましては、相互間協力ができる態勢は常に敷いております。

そんなことで答弁いたします。

○議長（上野稔君）

再々質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、中村正彦君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（ な し ）

関連質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、14時50分。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時50分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

3番、野澤今朝幸君。

○3番議員（野澤今朝幸君）

議長より質問の許可を得ましたので、2つの点について質問させていただきます。

1つ目の質問は、特別職の給与の減額についてです。2つ目の質問は、前回十分質問できなかった芦川中学校の存続の問題について質問させていただきます。

まず、第1の特別職の給与の減額についてであります。もう耳にたこが出るように、100年に1度といわれる世界的な経済恐慌の中に日本も巻き込まれています。

日本は、貿易立国であるだけに、その打撃をまともに受けています。

ちなみに、本日、大久保議員も触れられたように、先日の政府の発表であります、年度末の経済成長指標からの年率への換算のGNP、国内総生産の成長率ですが、12.7%というマイナス成長を公表しました。

これはとんでもない恐ろしい数字だと思います。

だから、政府も88兆円からの21年度予算、これが国会を通過しない先に既に22兆円の補正予算を組むというような話も出ているわけです。

このような中であって、ここ笛吹市においても、多くの市民の生活は雇用の不安定化、あるいは給与・賃金のカットという形で、今後日増しに厳しくなるのは間違いないことだと思いま

す。

昨日の代表質問の中でも、雇用等の質疑において、執行部よりその一端が明らかにされたところであります。

また、市民の出費のほうについて見ていきますと、昨年来の諸物価の高騰、また、本市においては、水道料金、介護保険料の値上げというように常時の出費が今後増大していく、このようなことが余儀なくされます。

「入るものは減って出るものは増える」

このままだと市民生活は、ますますやせ衰えるということでもあります。

また、市民生活から市内の事業者のほうに目を移しますと、輸出関連の事業所はもちろんのこと、本市で多くの事業所を占めています観光関連の事業所、とりわけ観光関係の事業所は、景気の影響を増幅して影響を受けるということですから、きわめて厳しい状況にあると思います。さらに、日常生活関連の事業所も、今後ますます厳しい状況におかれることは間違いないと思います。

他方、市の財政面に視点を移しましても、自主財源の中心であります、市民・事業所から納めていただいている市税は、今後かなりの幅で減収となっていく、これも確実だと思います。

市長の給料、そして私たち議員の報酬も、全部ではないにしても、この市税を財源にして支払われていることは、言うまでもないことです。

さて、このような中であって、市民を代表する、つまり選挙によって市民から選ばれた、そういう意味で市民から市政を預かっている市長と市議会議員は、市民や事業所とその痛みを分かち合う、この覚悟を示さなければ、これからの市政運営に心から市民の協力は得がたいと、私は思います。

心からの協力を得られなかった例を引きますと、小泉改革であります。

小泉改革の失敗の原因はいろいろあると思いますが、1つは、改革は痛みを伴うと国民に我慢を強いながら、国会議員自らは何一つ痛みを伴わなかった、この点にあるのではなかったでしょうか。

笛吹市にあっても、このような轍を踏んではいけないと私は考えています。

そこで、市長にお伺いします。

以上のような私の見解を聞いていただく中で、市長と議員の給与の減額について、その任にあたる特別職報酬等審議会にこの問題を諮る考えがあるかどうか、まずこの点について伺いたしたいと思います。

続いて、2番目の質問ですが、今、芦川町にとって最も近々な問題となっている芦川中学校の存続の問題について、質問させていただきます。

こちらの問題については、単刀直入に質問させていただきます。

まず、第1に、芦川中学校を廃校とし他の中学校に統合する、その目的はどこにあるか。この最も重要で基本的な問題について、明確な答弁をいただきたいと思います。

そして、その統廃合から得られること、つまりメリット、そして、そこで失われること、つまりデメリットについてどのように考えているか、この点も併せてお伺いします。

第2に、芦川中学校の存続について、平成19年度中に精査して方向を決めるとしてきましたが、改めて、その精査がどのような形で行われ、そこからどのような結果が出てきたか、その概要を説明していただきたいと思います。

第3に、教育委員会では次回の6月定例会に、芦川中学校の存続問題について最終方針を固めて、議会の審議に諮ろうとしているようですが、その最終方針は既に固まっているのかどうか、固まっているとしたら、固める前に当事者である中学生・保護者・芦川町の町民の意見をどのような形で聞いているのか、また、これから固めるとしたら、どのような形で当事者の意見を聞こうとしているのか、その点も伺いたいと思います。

以上、特別職の給与の減額、そして、芦川中学校の存続の問題について、2つの質問を終わりたいと思います。

時間が限られていますので、できるだけ簡潔で明瞭な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

野澤今朝幸議員の一般質問、特別職の給与減額についてにお答えいたします。

ご指摘のとおり、世界の経済情勢は昨年秋から急激に悪化しており、本市においても基幹産業である観光や農業をはじめ、市民生活への影響が危惧されるところであります。

さて、現在の特別職報酬額につきましては、合併前に旧6町村の合併協議会において、「現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する」という方向性が示され、合併後の市議会において決定されたものであり、その後、額の見直しは行われておりません。

給与減額措置について報酬審議会への諮問の用意があるかのご質問ではありますが、類似市と比較しましても決して高いという状況ではありませんので、現時点では諮問することは予定しておりません。

今後につきましては、無駄をなくし効率的な自治体経営のために、行財政改革をさらに推し進めることを基本に、社会経済情勢や市の財政状況等を勘案しながら、必要に応じて総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を山田教育長。

○教育長（山田武人君）

野澤今朝幸議員の、芦川中学校の存続問題についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の芦川中学校の存続につきましては、先の12月定例議会におきましても、同じご質問をいただきましたので、再度の繰り返しの答えになりますがご理解いただきたいと思います。

当時、芦川村が笛吹市と合併する際に、市長と当時の芦川村村長との間では、学校存続にかかわる希望や協議は直接はなされなかったと聞いております。

学校をどうするかについては、合併協に委ねられましたが、結論が出ず、芦川村教育委員会、笛吹市教育委員会にさらに引き継がれましたけれども、両教育委員会の話し合いの中でも結論が出ないまま合併の日を迎え、この問題は笛吹市教育委員会に委ねられました。

この際、両教育委員会の意見の主なもの、次のようなことでございます。

まず、芦川村の教育委員会が主張いたしましたことは、何年かは生徒を増やすための努力期間としてほしい。芦川の小規模の良さを生かすために芦川の学校に他から通わせるようにした

らどうか。芦川には学校以外に教育機関がない、学校がなくなるということは若者に村から出て行けと言っているようなものだ。学校は地域の拠点であると、学校がなくなれば地域のまとまりがなくなってしまう。不登校の子どもたちの抱える問題解決の糸口になる。学校は地域の防災拠点として重要な施設である。個性を生かす特徴ある学校があってもよいのではないかと。

このようなことが芦川村の教育委員会のほうから出されたというふうを受け継いでおりません。

笛吹市の教育委員会といたしましては、芦川小中学校の児童生徒1人当たりの教育費というのは、県平均を大きく上回っています。市内の学校との平準化ということを考えたい。また、児童生徒の将来を見たときに、やはり中学校は多人数の中で学ばせたいという、そういうことを考えたときに、やはり統廃合をすることが必要ではないかというようなご意見。

義務教育の目的が満たされているのかどうか疑問である。これはやはり中学校の教育目標というのは、社会性を身に付けるという大きなねらいがあります。一定の規模の生活基盤がなければ、中学校の教育のねらいである社会性が身に付かないというふうなことを今まとめて言ったことだと思います。また、学校の施設の検討、耐震化も必要である。

このようなことから、当時の教育委員会では、中学校は19年度中に方針を固め、その結果で20年度から新しい方針によるが、廃校の場合も20年度までとする。小学校は20年度までに方針を固め、廃校の場合でも21年度までとするというふうを考えておりました。

この両教育委員会は、一致した結論を見ることができず、両教育長が存続に対する方針を併記して、文書で合併協に提出をいたしました。その月の7月25日の合併協で、この問題は合併後の笛吹市教育委員会に委ねられました。

市教育委員会では、笛吹市誕生後の学校経営の方針として、市内の小中学校の生徒一人ひとりが、平等な教育を受けられることを教育の第一義として、いわゆる先ほど言いました教育の平準化を指針として、旧町村が引きずってきていたいろいろな問題、課題に対処してまいりました。

笛吹市教育委員会におきましても、芦川小中の運営につきましても、同様の扱いを基本とするとともに、合併によって大きく広がりました笛吹市の、さまざまな個性あふれた大勢の同年代の仲間と共に学び、交流することは、少人数の子どもに負けないくらい大きな魅力であると。さらに大きく伸びる機会が得られると同時に、将来の社会人として生きていく上での、知恵と力を身に付ける最高のチャンスであるというふうにも考える中で、19年度中に状況を精査して方針を決め、20年度から市の新たな方針の下に教育を行うという決定がなされました。

このことにつきましては、前芦原教育長が議会の中で答弁をしております。

私は、19年7月、教育長に就任させていただきました。すぐに芦川小中学校への教育委員会の学校訪問を行いまして、芦川小中学校の先生方から現場の声を聞きました。

当時の校長先生は、1年生、今の2年生ですけども、中学校がなくなるということは何も知らずに入学してきていると、少なくとも1年生が卒業するまで存続させていただきたいというふうなご意見を、そのとき伺いました。

また、保護者の皆さんと教育委員長、教育長との話し合いの会も持たせていただきました。

これに先立ちまして、平成19年2月に、芦川小中学校に関する意見書が教育長あてに提出されておりましたので、教育委員会としても検討させていただきました。

そういう中で、芦川の皆さん方の学校に対する思いの深さについては、しっかりと受け止め

させていただいたつもりです。

また、市長からも、今在籍している子どもたちのことを第一に考え、方針を出すようにというご指示も受けました。

以上のことかながみまして、教育委員会としてさまざまな検討を重ねた結果、全員一致で結論に至りました。

その内容と言いますのは、小学校につきましては、地区住民の小学生が学級を構成する上で、人数的にもまだ十分あると判断し、当分の間、いままでどおり存続するとし、中学校については、1年生、今の2年生が卒業するまでは存続、その後については、旧住民などの転入により芦川在住の生徒の増加が認められれば、その時点でさらに考慮するというものでした。

学校がなくなるということは、地域の拠点がなくなるということだというご意見にも配慮した方針と、私は思っております。

8月25日、これは19年ですが、教育厚生常任委員会、さらに、その後の議員全員協議会で当時の教育委員長からお話をさせていただき、ご了解をいただきました。

また、市長からも小学校は当面存続、中学校は2年間存続という市教委の方針を尊重するというご理解をいただいております。

以上、これまでの経過を含めて、芦川中学校の存続問題につきましての答弁とさせていただきますが、教育委員会としては、今の状態ですと、平成22年度は1年生2名、2年生2名、3年生2名の計6名という数になりますので、改めて6月議会において、既定方針どおりの提案をさせていただく所存であります。

繰り返しになりますが、芦川中学校は笛吹市立の普通の中学校で、芦川町に定住する子どもたちの学校であると教育委員会では考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

なお、時間が残り少ないので手短にお願いいたします。

野澤今朝幸君

○3番議員（野澤今朝幸君）

第1問目の、特別職の給与の減額については、他の市と比べてということではなく、この厳しい経済状況の中で、笛吹市はどうするかということで、本当に市長のほうから答弁をほしかったわけです。

2番目については、私が質問したことについては、前回と同じということで、ほとんど答えていないと思います。統廃合の本当の目的は何かとか、そういう点についてほとんど、確かに質問のテーマ・題名は同じです。しかし、こちらで質問したことに対して誠実に答えたというふうには、私は思っておりません。

以上で終わります。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を荻野市長。

○市長（荻野正直君）

芦川中学校、学校の統廃合につきましては、合併協議のときに、それだけの強い主張がなぜ聞けなかったのかということ私には腹立たしく思います。どう考えたらいいんですか。

この問題につきましては、私はかなり芦川との合併については、笛吹市の議員の方たちにも心を開いて、芦川の人たちを迎えようじゃないかと、かなり大きい風呂敷を広げてお迎えをしたはずであります。

そして、申しあげましたね。一番大切なことは何ですかという話を私はさせていただいてるはずで。そのときに、ふれあいプラザをなんとか、これだけはなんとかしてほしいという形で、あのとき数千万円掛けて工事をしたではないですか。学校問題について、そんなにあなたが今ここで言うように力強く、これだけはなんとかしてほしいという話は、なかったじゃないですか。だから教育委員会に一任をしたというようなことでご理解をいただきたい。

○議長（上野稔君）

以上で、野澤今朝幸君の一般質問を終了します。

一般質問を続けます。

19番、中川秀哉君。

○19番議員（中川秀哉君）

議長のお許しをいただきまして、公明党会派を代表いたしまして一般質問をさせていただきます、19番、中川秀哉でございます。

はじめに、一昨年12月に公明党会派といたしまして、金融高騰に対する要望書を出させていただき、昨年3月に私は代表質問で福祉灯油の件について話をさせていただきました。

そして、この12月から先月2月まで約3カ月にわたって市内の約2,500世帯に、生活困窮者の皆さま、高齢者に皆さまに対して市の助成をしていただきました。

まずもって、市当局の皆さまに御礼を申し上げたいと思います。

そして、さらに先月、私たちは政府の75兆円の緊急対策に対します、いわゆる第1次補正、第2次補正そして21年度予算としての三段ロケットとして、われわれは生活者支援、また雇用対策、中小企業支援、地域活性化の観点から、市の政策に対していろいろご意見を申し上げさせていただき、また、市の活性につなげさせていただきたく、今回、その中の雇用対策について質問させていただくものでございます。

はじめに、雇用対策の主要施策の取り組みについてでございます。

国は、第2次補正また関連法案において雇用保険のセーフティーネット、いわゆる安全網や、また再就職支援の機能を強化するため、合計4千億円規模の2つの基金を設立しまして、必要な施策を実施することになりました。

まず、1つ目は、地域ブランドの商品開発など地域で雇用機会を創出する。いわゆる、ふるさと雇用再生特別交付金でございます。これによりまして、地場産商品の開発や高齢者宅への配食サービスなど、自治体が行う民間企業などの雇用機会の創出を支援することができます。

また、失業されました非正規労働者や中高年齢者の皆さまに、一時的な雇用機会を創出する緊急雇用創出事業も新たに実施されることとなります。

自治体やシルバー人材センターなどの取り組みを後押しすることとなり、また、一方で自治体が離職者などを臨時的に雇用する場合に特別交付税で、その取り組みを支援することができます。

さて、笛吹市におきまして、この主要施策への取り組みについてお伺いいたします。

1つ目は、このふるさと雇用再生特別交付金の活用につきまして、民間活力の活用による事業展開が求められますが、その対応についてお伺いいたします。

2つ目に、緊急雇用創出事業の取り組みにつきまして、市町村が行う直接雇用事業に対する支援の具体的な事業計画、また、採用人数などをお伺いいたします。

3つ目は、市独自の雇用対策といたしまして、第1次補正で行われました中小企業への資金繰り緊急保障制度、これに申し込みがどのくらいあったのか、また、その融資の総額はいくらだったのか。また、第2次補正として追加の融資額が約20兆円に増大されましたけれども、今年度3月、年度末となります。これによりまして想定の数と、また想定との融資総額はどのくらいになるのかお伺いいたします。

続きまして、2番目に小規模公園の防災拠点整備の推進についてでございます。

国土交通省は、都市公園の防災機能の向上等を図るために、緊急に行う必要がある安全・安心対策を一括として総合的に支援する、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を創設し、公園の安全、地震災害時の避難場所となる防災公園の整備を進めていくことになりました。

具体的には、平成21年度から小規模な公園、約2ヘクタール未満のすべての公園を防災拠点として整備する、自治体への補助制度を新設し、財政面で支援してまいります。これが5カ年計画となっております。

本市では、市内の観光スポットや、また市民の憩いの場である小規模公園を防災公園として整備、また、新たな助成制度を活用することによりまして、どのような計画をされるか当局にお伺いして、壇上の質問に代えさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

中川秀哉議員の一般質問、雇用対策の主要施策への取り組みについて、お答えいたします。

サブプライムローン問題などに端を発したアメリカ発の金融危機は、世界に大きな影響を及ぼし、世界恐慌が危惧される中で、日本経済も景気が後退し、雇用状況も急速に悪化しています。

その雇用失業情勢にかんがみ、国では第2次補正で雇用対策として、ふるさと雇用再生特別基金事業および緊急雇用創出事業を創設いたしました。

両事業とも、国から都道府県に交付金を交付し、都道府県により基金を造成いたしまして、平成23年度末までの期間、就業機会の創出を図るものであります。

最初に、ふるさと雇用再生特別交付金の活用についてでございますが、この事業は、地域内でニーズがあり、かつ今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、雇用継続が見込まれる事業において、地域求職者等を雇い入れて安定的な雇用機会を創出する委託事業に対し、県の基金より100%補助が受けられるものです。

この事業につきまして、平成21年度、約7千万円の内々示をいただいておりますが、大変有利ではありますが、民間企業等に対する委託事業の中で、委託費に残額が生じたときや、委託費により発生した収入があるときは、その差額を返還するなど多くの制約もあります。

このため、庁内で部局を超えての横断的な協議を重ね、6月を目途に事業選定の検討を行ってまいります。

次に、緊急雇用創出事業の取り組みについてでございますが、この事業は、離職を余儀なく

された非正規労働者および中高年齢者等に対して、緊急的・一時的なつなぎ就労の機会を提供するもので、シルバー人材センターも含めた委託事業や市の直接雇用に対し、やはり県の基金より100%補助が受けられるものです。

この事業につきましては、約3千万円の内々示をいただいております。

21年度につきましては、市の直接雇用として、水道メータ交換事業や手話通訳者配置事業、市費負担教職員の増員など10名を募集する予定です。

また、委託事業といたしましては、公共施設クリーンアップ事業などの事業を計画しております。

次に、市独自の雇用対策についてのご質問でございます。

市民の雇用・安心・安全を守るため、平成21年1月13日、笛吹市緊急雇用・経済対策会議を設置し、雇用労働相談窓口を市内8カ所に開設いたしました。

また、市内ものづくり企業との意見交換会を初めて開催する中で、市と企業との連携、企業相互の連携強化を図ったところであります。

さらに、市内中小企業に対し、厳しい状況下での舵取りを支援するため、中小企業診断士による「無料なんでも相談会」を3回にわたり実施いたしました。

ご質問の市内の緊急保障制度の利用状況についてですが、平成21年2月19日現在の認定件数は169件です。

また、山梨県信用保証協会調べでは、平成21年1月末現在、1次補正・2次補正を合わせて、市内の融資件数108件、融資総額は22億7,100万円であります。

さらに、市では経営の安定が雇用の安定につながるものと考え、緊急に事業資金の融資を受けた場合の支援として、中小企業者緊急経済対策資金利子補給制度を創設いたしました。

平成20年11月から平成21年1月の実績件数から250件を想定し、平成20年から平成24年までの利子補給総額2,132万1千円の債務負担行為を設定する中で、予算措置いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

中川秀哉議員の一般質問、小規模公園に防災拠点整備の推進についてにお答えいたします。

都市の防災機能の向上を図るため、広い面積の公園を広域避難場所等に活用する目的から、いくつもの防災事業がありましたが、これらの事業は最低2ヘクタール以上の面積が必要であり、本市の公園には適用できない事業でありました。

ご質問の、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業ですが、市街地の防災性や公園施設の安全を確保するため、地域防災計画などに位置付けのある都市公園に災害応急対策施設を整備したり、公園遊具等を改善したりするための事業であります。

本市の都市公園は、石和町と八代町内の5カ所で、そのうち市街地に位置する都市公園は石和温泉駅前公園、近津ふれあい公園および石和小林公園の3つであり、近隣行政区民の一時避難地または帰宅困難者の一時的な避難場所となっております。

市では、ご質問の補助事業より補助率の高い消防防災施設整備補助事業等を活用し、40トンから60トンの耐震性貯水槽の整備を進めてきました。

特に、本年度は春日居町国府3区のちびっこ広場に、60トンの耐震性貯水槽を整備するとともに、県道石和停車場線沿いのポケットパークに、40トンの耐震性貯水槽を整備するなど、市民の憩いの場である公園の防災機能を高めるよう努めてまいりました。

今後、ご質問の補助事業も視野に入れる中で、より補助率が高く、市民の負担が少ない事業を展開し、災害応急対策施設を整備していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

中川秀哉君。

○19番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。

この緊急対策事業の中の雇用対策につきましては、全国各地でこのような同じような状況で取り組まれているものと推察します。

その中でも、市といたしましても、喫緊の対策として有用に取り組まれていることを確認できたことは、素晴らしいことだと思います。

さらに、付け加えて要望としてお願いしたいのは、各種、いわゆる支援対策として、これから可能かどうかはまだ定かではない部分もありまして、いろいろな部分で変更点もあると思いますが、今、門戸が開かれているのは福祉介護関係への取り組みだというふうでありまして、最近の市民相談の中でも、各資格を取るにしても、これまでは訪問介護員なんかでは3級以上であれば、仕事としてもよかったんですが、最近になると2級以上でないと、なかなか仕事ができないというような状況もございます。

これまで、市というよりも市内の社協での単独事業として、18年度に訪問介護員2級の制度、行われていたようでございますが、実績があるようですが、残念ながら対象人数が下回ったために、19年、20年は休止中というふうにも伺っております。

この雇用対策がなるということは、大変難しいところというふうには十分承知しておりますし、また、社協の単独事業でもございますけれども、今後、できるならばこういう支援対策も検討いただければと思っております。

また、これについては県・国との連携等も必要と思っておりますので、要望にさせていただきます。

2つ目は、この小規模公園の防災拠点につきまして、今、お話を伺う中で市内5カ所ということでございました。幸いにも私どもの地元にもなりますが、私も小さいころから通っておりました小林公園におきましては、ずいぶん老朽化した遊具施設でもございます。先ほどの答弁にもありますとおり、その遊具の改善についても変更が可能という新しい措置でもございます。

新聞紙上におきましては、全国の都市公園遊具の中では、設置20年以上のものが約4割あったというふうにも聞いております。

ぜひとも、こういった新しい制度を使っただきながら、市民の安心・安全対策に役立てていただきたいと思いますと思いますが、この点についてお答えをいただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

先ほどの防災公園に対する考え方でございますが、私どもが事務的に今度の制度のほうを、いままで周知しておりましたのが、今回のこの事業に対しましては、採択面積が2ヘクタール以上なければならないと。さらに備考条件に、その場合にさらに採択地域の公園については、D I D区域でなければいけないという条件が1点と、それから、津波被害が想定される区域であることと、さらにもう1点につきましては、災害時に帰宅困難者が1万人以上発生する地域、あるいはそれに隣接地域という条件設定がされておったということで、先ほどの総務部長の答弁のとおり、私ども笛吹市の公園には、この事業の採択は困難であろうというような見通しを持っております。

その後、一部条件の緩和と申しますか、いうふうな形の中で、平成21年度、条件の緩和等の中で2ヘクタール以下の施設についても、採択が認められるというような流れも出ておるようでございます。

詳細につきましては、現時点で今確認しておりませんので、制度が25年度までであるということで、十分間に合いますので、これから制度の中身等を十分確認いたしまして、有利な条件、有利な補助金等につきましては、議員のおっしゃるように、誰もが安心して使える都市公園の整備に向けて、さらに検討していきたいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上野稔君）

再々質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、中川秀哉君の一般質問を終了いたします。

関連質問を許します。

（ な し ）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

2番、志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

笛政クラブの志村直毅でございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

はじめに、本市の農業振興策についてお伺いいたします。

豊かな自然と交流がはぐくむ「桃・ぶどう日本一の郷 笛吹」、この将来像を掲げる本市において、農業は基幹産業の一つであり、これを振興していくことは、農業者のみならず市民にとっても県民にとっても、大変関心の高い重要な施策であると考えます。

経済状況の悪化によって消費も冷え込み、農産物の販売にも大きな影響が懸念されますが、担い手の確保、新規就農者の獲得は農業振興の要であり、もはや農業後継者に限らず、市外、県外からの農業に従事しようという意欲のある人材を積極的に呼び込んでいくことも、大いに考えていく必要があると思います。

一方で、定年帰農や元気な高齢者の農業分野での働きも進めていく必要があり、本市としても関係機関との連携により、担い手の育成・確保にご尽力されていることと思います。

このような中で、農林漁業で5千人の雇用を創出しようという方針を政府が掲げ、今次の国の平成20年度第2次補正で行う農の雇用事業について、援農支援制度および法人化支援制度

の確立を図るためのモデル支援事業のツールとしても、有効な手段と考えられるこの事業の活用を促進するお考えはあるか、お伺いいたします。

次に、耕作放棄地対策等について伺います。

過日、農業委員会の報告として、本市の耕作放棄地が約200ヘクタール、現在認定作業を行っている最中であるとお聞きいたしました。

農地の保全・利活用は、本市の農業にとっても課題であり、耕作放棄地の解消と併せて新年度の取り組み方針をお伺いいたします。

次に、農業と他分野との連携についてお聞きします。

農業者の経営力を育成するため、農業振興行動計画に基づいて諸施策が講じられていると理解しておりますが、昨今、農商工連携といった取り組みも、法律もできて各地で行われておりますし、本市としては観光との連携をはじめ、農業体験、桃木オーナー制度等、他の業態との連携や、地域資源としての活用も進んできております。

これと併せて、市内の農業関係団体および峡東地域や、県単位で活動する農業者団体ならびに農業関係職員、相互の連携強化も重要であると考えます。

情報の交換・共有のみならず、農業も、作れば売れた時代から、生産から販売までをしっかりと視野に入れた経営力が求められる時代であり、早期の経営体力の強化を図る必要があると考えます。このため、農業者も農業関係の職員も市レベルにとどまらず、県レベルでもさらなる連携が不可欠です。

こうした多様な連携に積極的に取り組んでいくお考えはありますか、お伺いいたします。

次に、市では新年度に地産地消推進計画の策定を進めておりますが、農業振興のみならず地域の農産物を食し、果物や野菜についての理解や関心を深める観点からも、笛吹の食文化を確立することが望まれると考えます。

地産地消や食育とともに笛吹の食文化という視点を取り入れていくお考えがあるのか、お伺いいたします。

続いて、本市の都市計画・まちづくりについてお尋ねします。

現在、笛吹市都市計画マスタープランの策定が進んでおり、既に完成間近と思われませんが、今後20年という長期的な視点でのまちづくりであり、総合計画に掲げた将来像の実現に向けて、重要な計画でもありますので、いくつか具体的な取り組みについてお伺いします。

まず、中央自動車道の八代バス停付近へのスマートインターチェンジの設置が、計画・策定段階でも市民要望として出され、この実現が求められておりますが、市でも設置に向けた要望活動等も行ったと伺っております。

交通アクセスの向上のみならず、観光振興といった観点からも早期の設置が望まれる、このスマートインターチェンジについて、現在の状況と今後の方針をお聞かせください。

次に、新年度の（仮称）笛吹市観光振興計画の策定とともに、郷の魅力を生かした観光プロジェクトを具体化していくものと思いますが、地域のイベントや地域資源を連携させていくことによって、多層・複線の魅力を創出するための新しい取り組み、これは都市計画の視点から見れば、逆に、そうした連携が可能なまちづくりを行っていくということであり、総合計画の将来像を実現していくことにつながっていくものと思われま。

こうした取り組みを検討されておりますでしょうか、お伺いいたします。

次に、新年度、水と緑のまちづくりにおける緑の基本計画の策定が予定されておりますが、

ぜひとも、本市を流れる笛吹川という自然と資源を有効に活用するための施策を望むものでございます。

これは、もちろん笛吹川に限るものではなく、金川や平等川、日川、芦川、そのほか市内にはいくつもの河川がありますし、この自然環境を生かし自然に触れる機会を大切にする。また、サイクリングロードも整備されておりますから、こうしたものも活用する、そういう意味で、環境や教育という視点からも、水辺ゾーンの整備や、その活用を促進していただきたいと考えますが、この点についてお伺いいたします。

最後に、新年度、都市計画税の課税経過措置が終了する年度となります。この経過措置が終了した後の都市計画税の課税についての方針をお伺いして、壇上からの質問といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1 問目の答弁を保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

志村直毅議員の一般質問、笛吹市の農業振興策についてお答えいたします。

笛吹市の基幹産業である農業の振興につきましては、本市の最重要課題の一つとして認識しております。

総合計画の中に「魅力的で安定性のある農林業づくり」「桃・ぶどう日本一の郷づくり」など施策を掲げ、これを積極的に推進してまいりました。

ご質問の、農業の雇用についてですが、農家の高齢化に伴い援農についての要望は非常に強いものがあります。

市では、県や農協と連携を図る中、農家の状況を把握するためのアンケートを実施しているところでございます。

また、援農をする方への農業技術の向上のための講習会を、いままで以上に開催するよう計画するとともに、農家、農協、シルバー人材センターなどと、なお一層連携を図り、援農システムの構築を図っていきたいと考えております。

さらに、多くの雇用につながる農業法人の設立につきましては、市も積極的な支援を行っており、現在11社が営農いたしております。

次に、農地の保全、利活用、耕作放棄地対策ですが、農家の高齢化、新規就農者の減少などの状況の中、これらの対策は重要な課題だと考えております。

具体的な対策として、昨年、農業委員の皆さまにもご協力をいただき、耕作放棄地の状況調査を行ってまいりました。

新年度においても、遊休農地解消活用事業や遊休荒廃農地復元整備補助事業を推進する中で、比較的栽培が楽な農作物への転換など複合的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、多様な連携に取り組む考えはあるかについてですが、「日本一の果樹の郷」を維持発展させるために、市が中心となり県や農協、生産者、消費者、流通業者などあらゆる団体や機関と連携を図り、農業振興を行っていく必要があると考えております。

次に、地産地消推進計画についてですが、中国のギョウザ事件や食品の偽装事件など、全国的に食の安全に対する関心が高まっております。

市でも、地域農業の活性化と新たな販売ルートの確保のため、地元で収穫された安全で安心

な農産物を地元の消費者に提供することを目的に、市内に農産物直売所を3カ所、加工センターを2カ所設置して、食の地産地消を推進してきました。

21年度には、生産者、消費者、事業者、学校および市が一体となった地産地消を推進し、地元農産物を利用した食育の推進による健全な食生活の実現等、食文化の大切さと健康で豊かな市民生活の形成に資するため、地産地消推進計画の策定に取り組みます。

特に、21年度中には市内4カ所目となる芦川の農産物直売所もオープンする予定です。

これらの施設を核に笛吹市の食文化を取り入れる中で、なお一層地産地消と地域の活性化が図られるよう、事業の推進を図っていきたくと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

志村直毅議員の一般質問、笛吹市の都市計画・まちづくりについてお答えいたします。

最初に、スマートインターチェンジ設置に向けた現在の状況と今後の方針について、お答えいたします。

この検討個所は、平成22年に供用開始される県道富士河口湖芦川線、通称若彦路でございますが、通ずる県道甲府笛吹線で、甲府盆地と富士北麓を最短で結ぶルートであり、近距離に新山梨環状道路東側区間のランプが計画されています。

スマートインターチェンジ設置によって、中央自動車道から県内へのアクセス向上、交通の分散が図られ、県内観光地へスムーズな誘導が可能となり、産業振興、経済効果も大きく期待されているところでございます。

平成19年11月20日、八代町地域審議会および区長会および南区の要望を受け、平成19年11月28日、山梨県知事に笛吹市長、笛吹市議会議長が設置要望書を提出し、事業推進に向けた協力要請を行っています。

なお、昨年12月策定された「山梨のみちづくりビジョン」でも、スマートインターチェンジ整備検討個所として取り上げられています。

県内では、甲斐市の双葉サービスエリアを利用したスマートインターチェンジの供用が開始され、その他に富士吉田市、上野原市で設置に向けた検討がされています。

また、平成19年11月28日、スマートインターチェンジ関東連絡会に笛吹市も登録し、関東連絡会議や国土交通省関東地方整備局主催の相談会に参加いたしていただいております。

本年1月30日に行われた関東連絡会議において、今後サービスエリア・パーキングエリア接続型制度から、本線直結型を見据えた高速道路利便増進事業制度に移行される案が、国土交通省から提示されました。

この制度は、高速道路会社が今後10年間に3千億円の範囲内で、全国に200カ所以上の整備を目指すものです。

サービスエリア・パーキングエリア接続型で行っていた社会実験が廃止され、国・県・高速道路会社において広域的検討が行われる中で、採算性の高い個所が順次事業化されることとなりました。

今年度は、県との事前協議基礎資料に向けての基本計画図を作成し、来年度は、事業採択に

向けて国・県・高速道路株式会社・連結道路管理者で構成する地区協議会を設置し、社会便益・安全性・採算性・構造および整備方法等の検討を行いたいと考えております。

次に、(仮称) 笛吹市観光振興計画の策定とともに、郷の魅力を生かした観光プロジェクトを具体化していく中で、地域のイベントや資源を連携させていくことによって、多層・複線の魅力を創出するための取り組みはあるかにお答えいたします。

平成21年3月策定予定の笛吹市都市計画マスタープランにおける、分野別まちづくり方針の中で、観光まちづくり方針について考え方を示しています。

本市は、県下最大の温泉観光地、全国的な桃とブドウの産地を誇る観光都市として発展してきました。

しかしながら、近年の観光ニーズや観光スタイルが変化し、観光地間の競争も激化する中で、こうした変化に対応した新しい観光への取り組みが求められています。

観光は、本市の基幹的な産業であり、その振興を図ることは、都市づくりの重要な課題となっています。

このため、マスタープランの中では、本市の豊かな観光資源を最大限に活用しながら、まち・郷全体が個性と魅力を発揮する地域ぐるみの観光まちづくりの推進を図る予定であります。

市内には、大規模な公園、温泉施設、登山やハイキングコース、博物館、ワイナリーなどの観光レクリエーション施設が数多く分布しています。

また、貴重な植物群落、古代の遺跡群や社寺、旧鎌倉往還や若彦路等の古道、文学碑、古民家や特徴のある農村景観、甲府盆地を一望する優れた眺望など、潜在的な観光資源が数多く分布しています。

こうした資源の掘り起こしと価値を再認識し、観光や地域活性化に最大限に生かしながら、郷そのものが観光資源となるような魅力を備えた郷づくりをめざします。

具体的には、豊かな森林資源と森林の持つ多面的な機能に着目し、金川の森などでの森林セラピーの推進や森林環境学習の場や機能の整備・充実、果樹剪定くずの堆肥化等の木質バイオマス等を活用した新しい地域産業の創造など、積極的な観光利用の促進を図る予定であります。

また、策定を予定しております観光振興ビジョンにおきましても、このような考えを盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、水と緑のまちづくりにおける緑の基本計画策定が予定されているが、本市を流れる笛吹川という自然と資源を有効に活用するための施策を望むものであり、環境や教育という視点からも水辺ゾーンの整備とその活用を促進する考えはあるか、にお答えいたします。

分野別まちづくり方針の中で、水と緑のまちづくり方針について考え方を示しています。

自然の緑を守り、水と緑の拠点づくりや緑豊かな潤いあるまちづくりの推進を図るためには、市民や事業者の理解と協力が不可欠であります。

市内では、市民や小学生等による、花いっぱい運動やホテルの再生活動などの自主的な緑化活動が行われています。

まだ、小さな活動ですが、今後はこうした市民活動の芽を伸ばし、市民による自主的な緑地の保全や緑化活動の輪を広げていくことを目指しています。

また、笛吹建設安全協議会、沿線自治会や水防団等200名を超えるボランティアにより、冬期に雑木除去作業を既に3カ年にわたり実施し、支障木は国土交通省によりチップ化し、農業用堆肥や公園の下草押さえ材として有効利用する活動も定着しております。

このため、緑に関する総合的な指針となる緑の基本計画の策定により、緑の保全・育成に関する仕組みに関する検討を図るとともに、市民参加による緑の保全・緑化活動の促進、緑に関する普及・啓発活動の推進を図る予定であります。

本市は、豊かな自然に恵まれており、まちや郷の活性化を図る上でも、市民や観光客が自然に親しみ、憩い・ふれあう場の充実が求められていることから、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な水辺空間の整備・利活用を図ることを目的として、中心市街地と近津用水、笛吹川水辺ゾーンやサイクリングロードを結ぶ、水と緑のネットワークづくりの推進を図る予定であります。

また、緑に対する意識の向上を図るため、環境教育の推進、緑化イベントの開催、緑のPR活動の推進などの普及・啓発活動を推進していくこととしております。

最後の質問でございます。

都市計画税の課税経過措置が終了する年度を迎えるが、終了後の課税についての方針についてのご質問にお答えします。

都市計画税は、地方税法の規定により、都市計画区域内の都市計画に定められた都市計画道路、都市公園、公共下水道などを整備する都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てられる目的税として、市町村が条例で課税することができるものと定められています。

税金には、税収の使い道を特定せず、一般の行政経費に充てるために課税される普通税と、最初から特定の経費に充てる目的で課税される目的税があります。

都市計画税を課税するか否か、あるいは、その税率水準をどの程度にするかについては、地域における都市計画事業の実態に応じ、市町村の自主的判断に委ねられている税金であります。

合併前の旧石和町では、昭和47年から公共下水道事業、土地区画整理事業などの目的税として賦課するとともに、都市計画区域内全域の宅地、家屋および農振除外地を課税対象とし、税率は条例において0.2%に定められておりました。

新市に移行する際の合併協定においては、「都市計画税については目的税であるため、新市施行後において都市計画法・土地利用計画に基づいて検討していくこととする。」とされておりますが、合併後の都市計画税賦課状況の中で、課税対象となる区域とそうでない区域で不公平が生じないか、など疑問の声もいただいております。

ご質問のとおり、都市計画税の課税経過措置が平成22年3月をもって終了することになります。

市では、昨年から平成21年度末をもって不均一課税が終了することを視野に入れて、関係課によるプロジェクトチームを設置し、今後の都市計画税のあり方などの方向性について、検討を重ねているところでございます。

いずれにいたしましても、課税エリアや税率などの課題がありますので、方針の決定にあたっては、市民の皆さまのご意見を十分取り入れ、市議会の皆さまにご相談申し上げながら進めてまいりたいと思っておりますので、なにとぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

2番、志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

ご答弁いただきまして、非常によく分かりました。

まず、笛吹市の農業振興に取り組んでおられる点については、私も一農業者としても、これからも一緒になって汗を流していきたいと思っております。

私のほうで投げかけをさせていただきました、農の雇用事業、これにつきましては、農業法人や農業者などが求職者を雇用し、実践的な研修を実施するというもので、農業経営者と農業分野で働きたいという求職者のマッチングを図ることを目的に、研修経費という名目で月額9万7千円を上限に、最長12カ月にわたって農業法人等に千人規模で助成を行うというもので、また、県でもこれとは別な助成をやっておりますが、これは国のほうの2次補正で出されたもので、窓口は都道府県の農業会議所というふうになっております。

農業分野の補助事業と言いますと、基盤整備や施設整備といったメニューが多かったわけですが、この農の雇用事業は、いわば直接雇用対策として手当を行うということで、農業経営者にとっても厳しい経営環境の手助けになる事業であると考えます。

また、今後、農業経営が大規模化、法人化という流れが強まっていく中で、意欲ある農業者の経営力を醸成することにもつながると、このように考えております。

この事業は求職者と雇用契約を結ぶ必要があることから、雇用保険に加入する必要があり、例えば、社会保険労務士等の指導をいただきながら、事業応募に際しての計画作成をする必要があるというものです。

これは今国会が混迷しているので、タイミング的に忙しいわけですが、2月27日現在の募集要領の内容では、募集期間が3月6日から19日ということで、もうすぐというような状況です。

しかしながら、農林水産省の事業説明を聞いたところでは、新年度以降も、この農の雇用事業というのは実施していきたいということでございますので、こうした事業の活用を促進していただきながら、本市農業の農業経営者の安定経営に対する一つの支援メニューとして、広く周知、また必要な支援をお願いしたいと思います。

耕作放棄地の対策については、今後も農業委員会の皆さんのお力をお借りして、ぜひとも鋭意取り組んでいただきたいと思います。

農の雇用事業の点について、1点お聞かせいただければと思います。

それから、多様な連携もぜひ積極的に進めていただきたいと思いますわけですが、もう1点、この笛吹の食文化という点では、やはり桃・ぶどう日本一、それからいろいろな果物また野菜もたくさん生産されている地域ですから、ぜひとも今後の地産地消あるいは食育の中で、笛吹市の食事バランスガイドというようなものも設定されておるところでございますから、進めていただきたいと思います、このように考えます。

それから、都市計画のほうで何点かお伺いしたいと思いますが、まず、スマートインターチェンジ、これはぜひ力強く進めていただきたいと思います。

また、こうしたことで交通アクセスも向上して観光客も大勢、このスマートインターを活用していただくということは、将来的に沿線の蛍見橋、あるいはその下流の砂原橋、こうしたものの改修にもつながっていくのかな、視野に入っていくのかなと思います。

ぜひ、進めていただけたらと思います。

また、着地型観光については、昨日の龍澤議員の代表質問でもお伺いしましたとおり、さま

ざまなメニューをいろいろな連携の中で進めていっていただきたいと思います。

そして、緑の基本計画の策定ということでお聞きしたいわけですが、水辺空間の整備・活用、こういう中で笛吹川に限らずという中で、長年にわたりまして地域住民あるいは利用者の要望の中から、平等川に架かる新恵比寿橋について歩道橋をお願いしたいという悲願が、ようやく形になって今般の当初予算でも予算を付けていただいていると、かように理解しておりますが、この点について、甲府市と甲府市ごみ処理施設建設検討委員会による焼却施設の使用期限、これにかかる確認書の中で、その第4項に、これは濁川のほうに架かる新油川橋それから新恵比寿橋の改修については、関係団体との協議の中で、安全を考慮した必要な整備を行うことというふうに位置付けられておりまして、笛吹市としましても、この新恵比寿橋の歩道橋を架ける工事に今着手をしていただけているということで、ぜひ、甲府市のほうにも協力をよく求めています。できるだけ早い段階で両市の歩道橋設置が進みますように配慮を求めたいと思います。

もし、ご所見をいただければと思います。

最後に、都市計画税についてですが、地方分権が叫ばれて、政府も力を入れているさまざま権限を地方に移譲するというような状況の中で、真の地方分権を達成していくためには、税の公平性をしっかり保ちながら、経済情勢が厳しい困難な状況ではありますが、自主財源の確保ということをしっかり、これは市民の皆さまにもお願いをしていく中で、よく説明をして、税率の件も含めてよく理解を得られるような努力をしながら、課税の方法を考えていっていただきたいと、お願いしたいと思います。

そこで、1点、収税滞納整理等のデリケートな、困難な業務を一生懸命に行っていたいでいるわけですが、担当職員も気苦労を重ねておられるだろうと推察するわけでございます。そういう意味では、担当課がオーバーワークになってしまうような状況も好ましくないことですし、一方で、時効というような問題もございますから、これについては、例えば、数年の期間を定めてでも収税強化を図る等、職員を増員する等そういうような、あるいは行財政改革、集中改革といった形で、また検討をお願いしたいと思いますので、このへんのご所見も、これは総務部長のほうがよくないかもしれませんが、いただけたらと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（上野稔君）

まず、最初に保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

志村議員の再質問、農業振興についての、農の雇用事業についての再質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、国の雇用対策あるいは県の雇用対策、県の場合には農業法人または農業協同組合に、研修生1人当たり上限で20万円、2カ月間、これはなかなか難しい条件がありますが、国・県の制度はそれぞれといたしまして、今、お答えしましたとおり、市としての援農体制をどうつくっていくかということが基本でありまして、この援農体制と国・県の制度がどうマッチングしていくかというのが基本であります。

お答えしていますとおり、専業農家の企業的な経営を目指す農家あるいは労働力不足が深刻な高齢・兼業農家等が、だんだん二極分化が進むであろうと。この中で何をそれぞれメニューとして求められているかということで、現在、アンケート調査もしております。

このアンケートを基にJA、農業委員会、担い手育成協議会等々ともいろいろな協議を持ちながら、笛吹市の援農支援体制あるいは法人化の支援制度というものを見つめながら、農業振興に努めていきたいと思っておりますけれども、基本的には農業後継者それぞれの立場の中で、各種団体と意見交換をしながら、今何が必要か、すぐできるものは何か、これからの長期的な展望に立っての施策は何かということをじっくり、早急に見つめていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（上野稔君）

次に、岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

志村議員のスマートインター設置に関するご質問でございますが、ご質問の中で出ました砂原・蛍見橋の改修等の絡みの中からでございますが、蛍見橋につきましては、峡東建設事務所のほうから既に改修工事が発注になっておりまして、蛍見橋につきましては、今、石和町側の橋詰は右折レーンのために一部ちょっと広がっておりますが、あの部分を除きまして八代町側へ向かいまして今回の工事によりまして、蛍見橋はすべてセンターラインの入った二車線の橋梁に、21年度を1年間かけて改修が行われるということで、工事が発注になっておりますので、そんなことでご理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほどもお話がございました、郷の魅力を生かした観光プロジェクトを具体化していく上での方策の関係でございますが、これは昨日の議会それから今日の議会の中でも出ましたとおり、マスタープランの中でも述べておりますとおり、笛吹市のあらゆる機構、あらゆる部門が相互に協議をして、新しい笛吹市のまちづくりとしての総合的なプロジェクトとして、それぞれの事業を進めていくということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、緑の基本計画の関係でございますが、緑の基本計画につきましては、具体的に申し上げますと、これからの手順といたしまして、策定委員会それからワーキンググループ、庁内作業部会、それから市民会議、ワーキンググループの設置等の中から、当然、住民の皆さん方に対するアンケート、シンポジウム等々の開催の中から、より多くの市民の皆さま方のご意見を諮って、その中で2年間をかけて策定していきたいと考えております。

スケジュール的に言いますと、作業手順につきましては、おおむね都市計画マスタープランに沿ったような形で進めていきたい。

都市計画マスタープランにつきましては、3カ年を要した計画でございましたが、緑の基本計画につきましては、1年縮めまして2カ年で策定を終えていきたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（上野稔君）

収税関係を梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

税の収納関係でございますが、マニフェストの発表会でも説明しましたとおり、収税につきましては、18年に収税課をつくりまして、19年度決算で合併して初めて収税率については2.1%アップしたということであります。18年につくって19年度決算で初めて結果が出たわけですが、20年度につきましても、収税課の職員がそれぞれ頑張っていただきまして、19年度決算とほぼ同じくらいのペースでの収納状況のような見込みであります。

都市計画税につきましても、平均的の、現年分の収納率につきましては、19年度決算で94.18%であります。そのうち都市計画税については92.09%ということで、若干収納率が低いわけですが、税の都市計画税とか市民税あるいは国保税を別に、収税課のほうは収税一本で徴収していますので、来年度は20年度から始まりました。山梨県の滞納整理推進機構が県で各市町村、職員を派遣して滞納整理にあたっているわけですが、指導をいただきながら笛吹市でも職員を1名派遣しているわけですが、来年度については2名派遣をいたしまして、また滞納の部分、収納の部分になるべく収納率が上がるように努力していきたいと思いません。

よろしくお願いたします。

○議長（上野稔君）

再々質問ありますか。

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

ありがとうございました。

時間も限りがあると思いますから、農の雇用事業については、そういうものも支援のメニューとしてひとつ、ぜひ利用をまた呼びかけていっていただく、こういうことも視野に入れていただくということで、喚起していただけたらと思います。

それから、緑の基本計画策定、それから、それにかかる歩道橋の具体的な件も申し上げましたが、これは自然に親しむとか、環境とか、こういったキーワードが出てくる中で、やはりああいうものを活用して、また新しい健康づくりのイベントあるいは環境学習、そういったルートも新たにできるわけですから、また新しい発想も出てくるのかなと考えています。

ぜひ、こうした点にまたお力をいただけたらというふうに思います。

再々質問ということではなく、要望として最後に申し添えまして終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

以上で、志村直毅君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

大久保俊雄君。

○16番議員（大久保俊雄君）

ちょっと1点だけ、総合計画、一番最上位の計画も出まして、これに準ずる都市計画マスタープランというのが、これは素案ですが、今月中ですか出まして、この中に、例えば観光まちづくり方針という部分がありまして、これはよく吟味しますと非常によくまとまっています、地域とか文化・歴史、あとの景観と環境も入れれば、逆に、これからは笛吹市がつくるであろう、昨日から頻繁に出ていますけれども、笛吹市観光振興ビジョンというものをつくるということになるわけですが、まったく同じでは膨大な予算も時間もかけるわけですから、今後、これを受けた笛吹市観光振興ビジョンを策定するにあたって、一番ポイントをどこに置かれるかということをお伺いします。

○議長（上野稔君）

保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

大久保議員の質問にお答えします。

要するに、石和・春日居温泉郷を含んだ本市の観光の将来像はどこに置くかという、まずこれを大前提に置きまして、その中でいろんな二次交通、インバウンド対策等々の施策を盛り込みながら、ある程度の数値目標をしっかりと入れながら、これを目指してビジョンを策定して、各団体関係機関と一致団結して、この厳しい経済状況の中を本市の基幹産業である観光の目玉として、振興ビジョンの策定に努めていきたいと思っています。

○議長（上野稔君）

以上で、一般質問を終わります。

本日の議事は、すべて終了いたしました。

お諮りします。

明日4日から6日および9日は、議案調査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、明日4日から6日および9日は、休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は、10日午後1時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時15分

平成 2 1 年

笛吹市議会第 1 回定例会

3 月 1 0 日

平成21年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第4号)

平成21年3月10日
午後1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 議案第 3号 笛吹市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第 4号 笛吹市地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の出納その他の会計事務の一部に係る権限を会計管理者に行わせる条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5号 笛吹市情報公開条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 6号 笛吹市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 7号 笛吹市水道事業給水条例及び笛吹市簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 8号 笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 9号 笛吹市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第10号 笛吹市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第11号 笛吹市介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第12号 笛吹市中心身障害者小規模作業所条例の廃止について
- 日程第11 議案第13号 笛吹市中小企業勤労者生活安定資金融資条例の廃止について
- 日程第12 議案第14号 平成20年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第13 議案第15号 平成20年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第14 議案第16号 平成20年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第15 議案第17号 平成20年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第16 議案第18号 平成20年度笛吹市公共下水道特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第17 議案第19号 平成20年度笛吹市簡易水道特別会計補正予算(第4号)について

- 日程第18 議案第20号 平成20年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会
特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第21号 平成20年度笛吹市水道事業会計補正予算（第4号）につい
て
- 日程第20 議案第42号 市道廃止について
- 日程第21 議案第43号 市道認定について
- 日程第22 議案第44号 平成20年度笛吹市老人保健特別会計補正予算（第2号）に
ついて
- 日程第23 議案第45号 笛吹市職員給与条例の一部改正について
- 日程第24 議案第46号 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について

2. 出席議員は次のとおりである。（24名）

1番	網 倉 正 治	2番	志 村 直 毅
3番	野 澤 今 朝 幸	4番	北 嶋 恒 男
5番	中 村 正 彦	6番	風 間 好 美
7番	渡 辺 正 秀	8番	亀 山 和 子
9番	降 矢 好 文	10番	堀 内 文 藏
11番	中 村 善 次	12番	龍 澤 敦
13番	野 沢 勝 利	14番	寶 修
15番	新 田 治 江	16番	大 久 保 俊 雄
17番	小 林 始	18番	内 藤 武 寛
19番	中 川 秀 哉	20番	渡 邊 清 美
21番	川 村 惠 子	22番	松 澤 隆 一
23番	前 島 敏 彦	24番	上 野 稔

3. 欠席議員

（ な し ）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市長	荻野正直	副市長	望月健二
総務部長	梶原清	経営政策部長	池田聖仁
会計管理者	中川啓次	市民環境部長	加藤寿一
保健福祉部長	内藤運富	福祉事務所長	佐藤貞雄
産業観光部長	保坂利定	建設部長	岩澤重信
公営企業部長	竹越富男	教育次長	早川哲夫
総務課長	山下真弥	財政課長	堀井一美
消防長	金井一貴	代表監査委員	飯田三郎
農業委員会長	荻野勇夫		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	橘田益貴
議会書記	飯島重人
議会書記	金井久

○議長（上野稔君）

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また、騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

報告事項を申し上げます。

田中教育委員長、ならびに山田教育長より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（上野稔君）

日程第1 議案第3号から、日程第2 2 発議第44号までを一括議題といたします。

本案については、今定例会初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長、降矢好文君。

○総務常任委員長（降矢好文君）

それでは、ただいま議長より委員会審査報告を求められましたので、総務常任委員会の報告をいたします。

去る、2月27日の本会議において、本委員会に付託されました議案のうち、補正予算ならびに条例改正等の審査を、3月5日、6日、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、何点か質問・意見等ありましたので報告いたします。

まず、総務部所管においては、行政バスの利用状況についての質問があり、老朽化に伴い、今年度、2台廃車をし、現在3台のバスを所有している。使用団体に支障がないよう割り振りをして運行している。バスの大型化については、買い換えも含め検討が必要であるとの説明がありました。

また、消防団各分団運営交付金の算定方法についての質問があり、団員数、区域内人口、面積、活動実績などのデータをもとに、客観的かつ公平に算定しているとの説明がありました。

経営政策部所管においては、石和温泉駅周辺整備事業業務委託料が減額補正されているが、当初計画から変更があるのか、また、進捗状況についての質問があり、国交省とJRとの協議に時間を要しているため、その結果待ちの状況である。今後は、まちづくり整備課を中心として、当初計画をもとに具体的な事業内容を検討・協議していきたいとの説明がありました。

消防本部所管においては、管内初の硫化水素事件の発生に伴い、毒物・劇薬事故などに対応できる装備についての質問があり、サリン・硫化水素などの毒ガスに対応できる防護服が5着あり、考えられる事故には対応できると思うが、耐用年数があるため、そのつど更新が必要となる。耐用年数が過ぎたものは、訓練で使用しているとの説明がありました。

市民環境部所管においては、自動交付機1台あたりの保守委託料と利用数を比較すると、コストが高いと感じるが、利用率の低いところは撤去も考えるべきではとの質問があり、ランニングコストと市民サービスのどちらを優先させるか、といったら市民サービスと考える。

今後も、努力し周知に努め、利便性を図り、結果に結び付けたいとの説明がありました。

以上、本委員会に付託を受けました案件にかかわる、主な質疑等の報告を終わります。

それでは、審査結果については次のとおりです。

議案第5号 「笛吹市情報公開条例の一部改正について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号 「笛吹市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号 「平成20年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）」のうち、総務常任委員会担当項目について、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（上野稔君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑を終結します。

これより、討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

日程第12 議案第14号 「平成20年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、三常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

それでは、議案第5号および議案第6号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案件についての委員長報告は可決です。

本2案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号および議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、教育厚生常任委員会に付託しております案件について、教育厚生常任委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、前島敏彦君。

○教育委員会委員長（前島敏彦君）

それでは、議長より報告を求められましたので、委員長報告をさせていただきます。

去る、2月27日の本会議において、本委員会に付託されました、一般会計・特別会計補正予算ならびに、条例制定・改正等についての議案審査を、3月5日および6日の2日間にわたりまして、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し、審査いたしました。

審査の過程において出ました主な質疑等について、報告いたします。

保健福祉部所管では、介護保険条例の一部改正の中で、保険料が上がっているがアップ率はその質問に、前期に比べて17.8%、685円上がっており、低所得者対策として軽減制度の趣旨をさらにPRしていきたいとの説明がありました。

次に、健康診査事業費が受診者増により増えているが、受診者の傾向はその質問に、今年度から特定健診制度がスタートし、検診希望調査により社会保険の方についても、がん検診が単独で受診できるようになったため、がん検診の増加が受診者数の増加につながっているとの説明がありました。

市民環境部所管では、環境施設事業費の負担金が減額になっているが、事業内容について質問があり、オオタカの営巣が確認されたため、区域決定の遅れなどにより、当初計画していた用地測量、水源調査などが事業執行できなかつたため、ごみ処理組合の事業費が減ったことにより、市の負担金が減額になったとの説明がありました。

教育委員会所管では、一宮町学校給食共同調理場建設の概要について質問があり、一宮中学校の給食室を含む管理棟の建て替えが必要になり、その中で共同調理場を造る話が出た。今はまだPTA役員・区長など地域関係者の意見を聞いている状況との説明がありました。

次に、芦川町の古民家調査の内容について質問があり、今年度・来年度の2カ年計画で、今年度30棟、来年度5棟の調査をし、また石垣・神社仏閣などの伝統的建造物も併せて調査をして、報告書をまとめるとの説明がありました。

以上、教育厚生常任委員会で審議されました、主な内容についての報告を終わります。

それでは、審査結果については、次のとおりです。

議案第3号 「笛吹市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第8号 「笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第9号 「笛吹市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第10号 「笛吹市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第11号 「笛吹市介護保険条例の一部改正について」、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第12号 「笛吹市心身障害者小規模作業所条例の廃止について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第14号 「平成20年度笛吹市一般会計補正予算(第6号)」のうち、教育厚生常任委員会担当項目について、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第15号 「平成20年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第16号 「平成20年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第4号)について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第17号 「平成20年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第44号 「平成20年度笛吹市老人保健特別会計補正予算(第2号)について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

以上をもちまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長(上野稔君)

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑を終結します。

これより、討論および採決を行います。議案第14号につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、三常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

それでは、議案第3号、議案第8号から議案第10号および議案第12号を一括議題といたします。

お諮りします。

本5案件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本5案件についての委員長報告は可決です。

本5案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号、議案第8号から議案第10号および議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

8番、亀山和子君。

○8番議員(亀山和子君)

議案第11号 「笛吹市介護保険条例の一部改正について」、この議案に反対する立場で討論を行います。

今回の改正は、3年に1度の制度見直しに伴いまして、激変緩和策が講じられておりますが、

介護保険料の値上げを定めたものであります。

今回の値上げにあたっては、事業所に支払う介護報酬の3%引き上げにあたる分まで、保険料に上乗せされております。

2000年に介護保険制度が始まってから、この4月で10年目を迎えます。この間、笛吹市でも介護サービスの総量、大変増えました。少しでも介護保険の制度、充実したものになったでしょうか。

確か3年前だと思いますが、制度改悪で介護ベッドや電動車いすなどの介護用具貸し剥がしに象徴されるように、介護取り上げが進み、基盤整備も十分とはいえ、特別養護老人ホーム入所は、相変わらず数年待ちという状況は改善されておられません。

また、1年間に14万人の人が家族の介護のために仕事を辞めていくという調査もありまして、介護の社会化どころか、家族介護の負担は相変わらずであります。

介護の現場で働く人たちの労働条件も非常に劣悪なものでありまして、生活できる賃金、誇りとやりがいの持てる労働環境を整備することは、大変重要なことと考えております。

就職しても、なかなか定着しない人手不足の介護の現場に、外国から介護労働者を連れてきたり、派遣切りなどで仕事を失った人の就労の場として、介護職場がにわかに注目されておりますけれども、労働条件の改善なしに十分な介護労働者を確保できるものではないと考えております。

今回の介護報酬の引き上げは、当然のことではありますが、しかし、直ちに低所得者まで含めて保険料が連動して値上げされてしまう矛盾であるとか、3年ごとの制度見直しのたびに、利用が増えるごとに保険料が上がってしまう矛盾、このことを容認することはできないものと考えております。

政府自身も、今回の保険料値上げを抑えるために、これまで自治体に厳しく禁じてきた介護保険会計への一般財源の繰入を決めたところですが。

そのこと自体、介護保険制度が危機に直面し、制度が破綻していることの表れではないでしょうか。

今回の値上げで、制度発足当初の保険料と比較して見ますと、この10年間で、たとえば、旧境川町ではおよそ2.4倍もの値上がりになりますし、他の旧町村でも1.5倍以上もの値上げになる試算であります。

このような大幅な負担増、特に低所得者にとっては大変深刻であります。

介護保険制度で、これほど市民の負担が重くなる最大の原因と言いますのは、制度が始まったときに、それまでは介護費用の50%だった国庫負担の割合が25%になり、その後も三位一体の改革の下で、22.8%にまで引き下げられてしまったことによるものであります。

全国市長会でも、これを直ちにあと5%引き上げるよう要求していることは、承知のとおりであります。

今回の介護報酬3%引き上げや利用料が増えたことによる財源を、低所得者まで含めた保険料の値上げに求めることはやめて、国が負担すること、そして、将来的には元の国庫負担割合の50%に戻すことを主張しまして、反対討論とします。

○議長（上野稔君）

続いて、賛成討論を許します。

2番、志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

私は、議案第11号「笛吹市介護保険条例の一部改正について」、賛成の立場から討論いたします。

介護保険は、老後の最大の不安要因である介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設されたものであり、高齢者の自立を支援し、利用者の選択により保険医療や福祉サービスを総合的に受けられる、また給付と負担の関係が明確な社会保険方式の制度であります。

こうした中、市では昨年7月から平成21年度以降、3年間の第4期介護保険事業計画に取り組み、策定委員会を立ち上げ、専門部会も設けて多くの市民の意見を聞く中で、計画の策定を進めてきております。

去る、2月16日には、市介護保険運営協議会が市長に答申を行いました。

第4期の保険料額については、国からは介護報酬の引き上げや、1号被保険者の負担割合の増加が示されるとともに、平成20年度第2次補正予算による、介護従事者の処遇改善に伴う財政措置として交付金を交付し、急激な介護保険料の上昇を抑制することとしております。

本市においても、高齢者人口は増えつづけており、介護サービス利用者の増加に伴い給付費も増大しております。

市では、これらの対応策として、6段階としていた現行の所得段階を8段階とするほか、保険料の減免措置を講じるなど保険料の算定に十分配慮しながら、負担をお願いするものであり、各種の介護予防の事業展開や給付の適正化などにも、積極的な取り組みが示されております。

笛吹市の高齢者が健康で自立した生活が送れ、例え要介護になっても最後まで生き方に選択肢を持ち、人とのつながりを持って生きていかれるよう今後の福祉施策を展開し、また、介護に従事し、介護にかかわる方々は誇りとやりがいを持って働くことができる環境を整えるとともに、円滑な介護保険事業の運営を図るための財源の確保が、介護保険制度の趣旨からも必要な措置であることから、本条例改正に賛成いたします。

○議長（上野稔君）

ほかに討論ありませんか。

（なし）

討論を終結します。

議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、議案第16号および議案第44号を一括議題といたします。

お諮りします。

本3案件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案件についての委員長報告は可決です。

本3案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号、議案第16号および議案第44号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号を議題とし、討論を行います。

(なし)

討論を終結します。

議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続いて、建設経済常任委員会に付託しております案件について、建設経済常任委員長から審査の結果について、報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、大久保俊雄君。

○建設経済常任委員長(大久保俊雄君)

それでは、ただいま議長より報告を求められましたので、委員長報告をさせていただきます。

去る、2月27日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査を3月5日、6日に全委員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し、審査いたしました。

審査にあたり、いくつか質問・意見がありましたので報告いたします。

まず、産業観光部所管では、原油高騰対策に伴う、農業施設生産活動維持緊急対策事業として430万円が増額されるが、事業の全体の規模はどの質問に対し、事業の総額は2億840万円であり、そのうちの20%、4,166万円が市からの補助金であること、20の農業者団体が対象となるとのことでした。

また、遊休農地活用対策における追加事業分の質問に対しては、遊休化している農地1ヘクタール余りの解消を図るとの説明がありました。

建設部所管では、リニア実験線工事の安全性に関する質問では、土砂運搬道路について、御坂町大野寺から八代町米倉の間の広域農道約1,800メートルにおいて、鉄道・運輸機構にも負担をいただく中で、蓋付きの側溝の整備を図り、歩道の安全を確保するとの説明がありました。

なお、道路橋梁費における工事請負費の減額については、道路の新設・改良において、一部事業の見直しと、入札差金となったものの減額であるとのことでもあります。

公営企業部においては、料金値上げに伴う条例改正も踏まえ水道料金の未納への対応について、厳しい対応を求める意見があり、給水停止の効果は出ているが、今後は給水停止の回数を増やすことを検討していきたいとのことでありました。また、2月から臨時職員2名を雇用し、未納者への個別訪問を実施しており、これまでに100万円余りが納付されたとのことでもあります。

また、下水道事業においては、加入率が県の平均より低い状況にあることから、個別訪問の

実施などにより加入促進、加入率アップを図っていくとのことであります。

以上、本委員会に付託を受けました案件にかかる主な意見等の報告を終わります。

それでは、審査結果については次のとおりです。

議案第4号 「笛吹市地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の出納その他の会計事務の一部に係る権限を会計管理者に行わせる条例の制定について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第7号 「笛吹市水道事業給水条例及び笛吹市簡易水道事業給水条例の一部改正について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号 「笛吹市中小企業勤労者生活安定資金融資条例の廃止について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号 「平成20年度笛吹市一般会計補正予算（第6号）」のうち、建設経済常任委員会担当項目について、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号 「平成20年度笛吹市公共下水道特別会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号 「平成20年度笛吹市簡易水道特別会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号 「平成20年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号 「平成20年度笛吹市水道事業会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第42号 「市道廃止について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第43号 「市道認定について」、賛成全員で、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長（上野稔君）

建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

これより、討論および採決を行います。議案第14号につきましては、先般申し上げたとおりです。

それでは、議案第4号および議案第13号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案件は、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案件についての委員長報告は可決です。

本2案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号および議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

7番、渡辺正秀君。

○7番議員(渡辺正秀君)

議案第7号 「笛吹市水道事業給水条例及び笛吹市簡易水道事業給水条例の一部改正について」、反対の討論を行いたいと思います。

この改正案は、要は水道料金の統一と大幅値上げを行おうというものです。値上げ幅は21年11月以降、御坂の3.2%から八代30.2%、芦川38.7%までという大幅なものであります。さらに、境川町については、22年5月1日より44.6%、翌23年5月1日からは倍以上の100.4%の値上げでございます。

さて、経常的な水道簡水の赤字、すなわち経常的な部分での一般会計からの繰入額を見ますと、年度によって違いはございますが、2億円弱ということでございます。

そして、この赤字幅は水道事業の統合によって、人件費、さらにさまざまな効率化等によって経費の節減が行われ、縮小されることが期待されております。

一方、琴川ダムの受水が昨年より始まりましたが、その量は笛吹市の水の必要量の5分の1を満たすにすぎません。その受水費が年間3億350万円に上り、それが新たな赤字の原因になっております。琴川ダムの水、受水費が赤字の大半、3分の2を占めているのであります。

ところが、地域の説明会では、このことの説明がほとんどございませでした。

笛吹畑かん余剰水の活用で琴川ダム事業への参加を止めれば、こんな高い買い物をしなくて済んだのであります。

何度かこの点については触れておりますが、執行側よりこの件に関する反省、総括、こういう言葉はございません。

反省なくして改善なし、この政策的選択の誤りを明らかにしない態度は、再び安易な事業展開がなされることを危惧させるものであります。

また、市民の生活は今大変厳しい。職を奪われた人はもちろん、そうでない人も所得が減る一方、租税・公共料金の相次ぐ引き上げ、そしてガソリンは下がったものの食料、生活必需品の値段の高止まりで大変な暮らしの状況です。

このようなときに、生活の一番の基礎である水道料金を引き上げることは、何としてでも避けるべきではないでしょうか。

私たちも、未来永劫、水道料金の統一を行うべきではないと、そうは言っておりません。旧町村それぞれの歴史をもって現状の水道事業がございます。10年、15年かけて十分な市民の理解を得て、計画的に統一することが必要ではないでしょうか。特に、境川町のように、わずか1年半遅れで料金を倍化するなど、到底納得することはできません。これがまた市民の率直な意見ではないかと、私は確信いたします。

以上で、反対討論を終わりたいと思います。

○議長（上野稔君）

続いて、賛成討論を許します。

1 番、網倉正治君。

○1 番議員（網倉正治君）

議長の許可をいただきましたので、議案第7号 「笛吹市水道事業給水条例及び笛吹市簡易水道事業給水条例の一部改正について」、私は賛成の立場から討論を行います。

笛吹市も合併してから5年目に入りましたが、いまだ水道料金は統一されておらず、市民の間でも不公平との声も多く聞かれますが、重点課題の一つでありました。

今回の料金改定は、公営企業としての独立採算の原則に沿った改定であり、昨今の社会情勢、経済情勢等を配慮しての段階的な改定であります。また、境川町においては、改定額との差額が一番大きいことから、激変緩和措置を取るなど市民に十分配慮した内容であります。

現在の財政状況を改善するためには、経費の削減などの経営努力を行うことはもちろんですが、それだけでは限界があり、水道料金の改定はやむを得ないと判断せざるを得ません。

水道は、市民生活にとりまして欠く事のできないライフラインとして重要なものであり、安全・安定給水のためには、健全な財政基盤を確保することが必要不可欠でございます。

公平な負担、公平なサービスの提供ができ、住民の期待に応えられるよう、今後も常に経済性に重点を置きながらも、公共福祉の増進にも寄与する経営をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（上野稔君）

ほかに討論ありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号から議案第21号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本4案件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案件についての委員長報告は可決です。

本4案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号および議案第43号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案件についての委員長報告は可決です。

本2案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第42号および議案第43号は、原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより、各常任委員会に分割付託いたしました議案第14号を議題といたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、三常任委員会とも可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、2時30分といたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時30分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

ただいま、市長より条例案件2件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり、日程を追加いたします。

○議長（上野稔君）

これより、日程第23 議案第45号および日程第24 議案第46号を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

ご苦労さまでございます。

本日、提出させていただきました案件につきまして、概略をご説明申し上げます。

はじめに、「笛吹市職員給与条例の一部改正について」であります。

市の組織変更および業務の効率的遂行に向けて、主幹保健師および主幹保育士の職掌を加えるため、所要の改正を行うものであります。

次に、「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

国民健康保険施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、介護納付金賦課額の限度額を改正する必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

以上、概略を説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

説明が終わりました。

この際、申し上げます。

ただいま、市長より要旨の説明がありました案件につきましては、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、大綱的な質疑にとどめたいと思います。

それでは、ただいまから大綱質疑の発言を許します。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

ただいま、議題になっております議案第45号および議案第46号の2案件については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

お諮りします。

明日11日から13日、16日および17日は議案調査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、11日から13日、16日および17日は休会とすることに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、18日午後2時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時33分

平成 2 1 年

笛吹市議会第 1 回定例会

3 月 1 8 日

平成21年笛吹市議会第1回定例会

1. 議事日程(第5号)

平成21年3月18日
午後3時05分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第22号 | 平成21年度笛吹市一般会計予算について |
| 日程第 2 | 議案第23号 | 平成21年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第24号 | 平成21年度笛吹市老人保健特別会計予算について |
| 日程第 4 | 議案第25号 | 平成21年度笛吹市介護保険特別会計予算について |
| 日程第 5 | 議案第26号 | 平成21年度笛吹市介護サービス特別会計予算について |
| 日程第 6 | 議案第27号 | 平成21年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 7 | 議案第28号 | 平成21年度笛吹市公共下水道特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第29号 | 平成21年度笛吹市農業集落排水特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議案第30号 | 平成21年度笛吹市簡易水道特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第31号 | 平成21年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第11 | 議案第32号 | 平成21年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第12 | 議案第33号 | 平成21年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第13 | 議案第34号 | 平成21年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第14 | 議案第35号 | 平成21年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第15 | 議案第36号 | 平成21年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第16 | 議案第37号 | 平成21年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第17 | 議案第38号 | 平成21年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第18 | 議案第39号 | 平成21年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第19 | 議案第40号 | 平成21年度笛吹市水道事業会計予算について |

- 日程第20 議案第41号 平成21年度笛吹市春日居地区温泉給湯事業会計予算について
- 日程第21 議案第45号 笛吹市職員給与条例の一部改正について
- 日程第22 議案第46号 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第23 発議第1号 笛吹市議会会議規則の一部改正について
- 日程第24 神峰山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
- 日程第25 議案第47号 動産の取得について
- 日程第26 議案第48号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第27 同意第1号 副市長の選任について
- 日程第28 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。(24名)

1番	網倉正治	2番	志村直毅
3番	野澤今朝幸	4番	北嶋恒男
5番	中村正彦	6番	風間好美
7番	渡辺正秀	8番	亀山和子
9番	降矢好文	10番	堀内文藏
11番	中村善次	12番	龍澤敦
13番	野沢勝利	14番	寶修
15番	新田治江	16番	大久保俊雄
17番	小林始	18番	内藤武寛
19番	中川秀哉	20番	渡邊清美
21番	川村恵子	22番	松澤隆一
23番	前島敏彦	24番	上野稔

3. 欠席議員

(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	荻野正直	副市長	望月健二
教育長	山田武人	総務部長	梶原清
経営政策部長	池田聖仁	会計管理者	中川啓次
市民環境部長	加藤寿一	保健福祉部長	内藤運富
福祉事務所長	佐藤貞雄	産業観光部長	保坂利定
建設部長	岩澤重信	公営企業部長	竹越富男
教育次長	早川哲夫	総務課長	山下真弥
財政課長	堀井一美	消防長	金井一貴
代表監査委員	飯田三郎	教育委員長	田中昭子
農業委員会長	荻野勇夫		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	橘田益貴
議会書記	飯島重人
議会書記	金井久

○議長（上野稔君）

ただいまの出席議員は24名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（上野稔君）

日程第1 議案第22号から、日程第22 議案第46号までを一括議題とします。

本案については、今定例会初日の2月27日および3月10日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長、降矢好文君。

○総務常任委員長（降矢好文君）

それでは、ただいま議長より委員会審査報告を求められましたので、総務常任委員会の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案のうち、平成21年度一般会計当初予算ならびに条例改正案の審査を、3月12日、13日および16日に委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり何点か質問・意見等ありましたので報告いたします。

まず、総務部所管では、入湯税滞納繰越分の歳入予算見積額の積算根拠についての質問があり、現在のところ滞納金額が約2千万円ほどあり、19年度収納実績をもとに算出した。最終的な金額はまだ確定できないが、徴収が見込まれるであろう金額を予算計上したとの説明がありました。

また、公用車購入予算についての質問では、合併後約50台の公用車を廃車し、今回、初めての購入で6台を予定している。あわせて市長車も購入予定であるとの説明がありました。

職員接遇研修について、今年度も予算計上されているが、市民サービス、業務にどのように生かされていくのか、また、職員の感想はどうかとの質問には、民間での研修は、直接現場に出てお客さまと接する機会が多く、接遇やクレーム対応など役立っていると思う。研修参加した職員にはレポートを提出してもらっており、担当者が研修現場視察も行っている。民間派遣研修は必要性が高いと感じているとの説明がありました。

経営政策部所管では、ほかの部署にも言えることだが、委託料関係予算について、専門分野は外注するという考え方を改め、内部でできるものは見直してはどうか、住基カードや自動交付機など便利なのは理解するが、保守料など経費がかさむがどうかとの意見があり、「民間で出来るものは民間に」というアウトソーシングの流れもあり、職員人件費などを考えると、委託したほうがコスト面でよい場合もある。

また、国が進めている電子自治体構築・電子行政の流れの中で費用対効果も考え実現を目指していくので、理解を求めたいとの説明がありました。

市営バス実証運行の休止に伴い、今後どのような交通システムを構築するのか、早く示してほしいと望むがとの質問に対しては、実証運行路線沿線での追跡調査や検証など、研究・検討

期間に1年くらいは必要と考える。地域公共交通総合連携計画策定とあわせ、デマンドバス・デマンドタクシーなど、本市に合ったものを、コンサルタントに分析委託したいとの説明がありました。

市民環境部所管では、男女共同参画推進について、もっと市民に浸透する体制づくりの努力をしてほしいとの要望が、多文化共生事業補助金についても、国際交流につながるような使い道の検討もお願いしたいとの要望が出され、経営企画課を中心に関係各課と連携しながら、庁内ワーキンググループをつくり、国際交流指針づくりを進めているとの説明がありました。

また、今回は各支所費についての審査を行ったわけですが、内容説明や提出資料について、ばらつきが感じられる。支所長会議などを通じて、本庁と支所間の連携をもっと図り、説明方法など意思統一してもらいたいとの要望がありましたので、併せて報告いたします。

それでは、審査結果については次のとおりです。

議案第22号 「平成21年度笛吹市一般会計予算」のうち、総務常任委員会担当項目について、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第45号 「笛吹市職員給与条例の一部改正について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長（上野稔君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑を終結します。

この際、申し上げます。

日程第1 議案第22号 「平成21年度笛吹市一般会計予算」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、三常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

それでは、議案第45号を議題といたします。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件についての委員長報告は可決です。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、教育厚生常任委員会に付託しております案件について、教育厚生常任委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員長、前島敏彦君。

○教育厚生常任委員長（前島敏彦君）

それでは、議長より委員会報告を求められましたので、委員長報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました、平成21年度一般会計・特別会計当初予算ならびに条例改正についての議案審査を、3月12日、13日および16日の3日間にわたりまして、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し、審査いたしました。

審査の過程において出ました主な質疑等について、報告いたします。

保健福祉部所管では、新規事業の父子家庭児童育成手当支給事業について、今後拡大を望むとの質問があり、今回対象者数は20世帯と見込んでおり、月1万円で240万円計上したが、条例については児童扶養手当を参考に所得基準等を調査・研究し、6月議会に提出予定であり、執行はそれ以降となるが、4月にさかのぼって適用する考えであるとの説明がありました。

次に、高齢者のインフルエンザ予防接種について、医療機関によって料金が違うがとの質問に、予防注射は保険診療でない自由診療のため、医療機関によって薬の購入費や経費が違うため料金に違いがあり、また統一もできないとの説明がありました。

次に、特別養護老人ホームへの待機者数などの質問に、10月1日現在、全県で5,866人、笛吹市では428人の待機者がおり、200人が在宅で145人が介護老人保健施設で介護を受けているが、待機者の中には介護度が低い人や複数の施設に申し込みをしている人もいるとの説明がありました。

なお、介護保険特別会計予算については、反対討論がありました。

教育委員会所管では、一宮学校給食共同調理施設設置事業の概要説明に対して質問があり、概算建設費は県内の他の施設の建設費を基に算出し、事業費に対する国の補助は基準額の約2分の1で、また敷地面積は、建設予定地の一宮スポーツ広場6千平方メートルのうち、概ね2千平方メートルを予定している。今後は、各学校等に事業内容の説明を順次実施していく予定でありますとの説明がありました。

次に、不登校児童・生徒の割合が多いが、どんな取組みをしているのかとの質問に、県のコスモス教室と連携をしながら、市のひまわり教育相談室において、不登校を含めた問題を抱えた児童・生徒の相談・学習指導を行っており、またきめ細かな指導ができるように市負担学習支援講師をつけ、今年度は昨年度に比べて不登校児童・生徒の数が半減したとの説明がありました。

次に、図書館の利用者数について質問があり、今年度は市全体で貸し出しが68万件見込まれ全国でもトップクラスで、また入館者数は昨年度実績で約13万人あり13%が市外の利用者との説明がありました。

市民環境部所管では、市民の石和温泉駅への通勤、また観光等でホテル・旅館に宿泊していただいたお客さまがチェックアウトのおり、メイン通りにごみ如山積みになっている状況について質問があり、極力、主要道路および石和温泉郷地内については、クリーンなイメージを持たせるように、委託業者にスムーズな収集ができるようお願いをしながら協議を重ねていくとの説明がありました。

次に、滞納により保険証のない世帯の状況等について質問があり、滞納世帯は前年度約4千件あり短期証を交付しているが、対応に苦慮している。新制度の中、4月以降は15歳以下の児童について、6カ月の有効期限の保険証を先週発送した。低所得世帯については相談を受けながら適切な処置をとるが、悪質滞納者については、今後は資格証の発行も考えるとの説明が

ありました。

なお、国民健康保険特別会計予算については、反対討論がありました。

また、一般会計予算について、反対討論がありました。

以上、教育厚生常任委員会で審議されました主な内容についての報告を終わります。

それでは、審査結果については次のとおりです。

議案第22号 「平成21年度笛吹市一般会計予算」のうち、教育厚生常任委員会担当項目について、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第23号 「平成21年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について」、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第24号 「平成21年度笛吹市老人保健特別会計予算について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第25号 「平成21年度笛吹市介護保険特別会計予算について」、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第26号 「平成21年度笛吹市介護サービス特別会計予算について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第27号 「平成21年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について」、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第46号 「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長（上野稔君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

これより、討論および採決を行います。議案第22号につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、三常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

それでは、議案第23号を議題とし、討論を行います。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号を議題といたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号を議題とし、討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

討論を終結します。

議案第25号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号を議題とし、討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

討論を終結します。

議案第26号の採決を行います。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号を議題とし、討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

討論を終結します。

議案第27号の採決を行います。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号を議題といたします。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本件についての委員長報告は可決です。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

続いて、建設経済常任委員会に付託しております案件について、建設経済常任委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、大久保俊雄君。

○建設経済常任委員長（大久保俊雄君）

それでは、ただいま議長より報告を求められましたので、委員長報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました、平成21年度一般会計ならびに特別会計・企業会計の議案審査を、3月12日、13日および16日の3日間にわたり、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査を行いました。

審査にあたり、いくつか質問・意見等がありましたので報告いたします。

産業観光部所管では、バイオマスの郷づくり事業において、大型生ごみ処理機3台の購入費が計上され、石和西小学校、富士見小学校、石和中学校へ設置することとあります。また、地産地消推進事業においては、新たに推進協議会を設立し、地産地消推進計画の策定に取り組んでいくとの説明がありました。

なお、芦川地域活性化推進事業における農産物直売所の建設については、この直売所を起点として、多くの方を笛吹市へ招き入れることができるよう、若彦トンネルの開通とあわせて、笛吹市観光の起爆剤にすることが重要であるとの意見がありました。

八代ホテルの里づくり事業における四ツ沢川左岸へのホテル水路の設置については、補助事業が平成21年度までとなっていることから、河川管理者である県との協議を進めながら、慎重に取り組んでいくとの説明がありました。

労働費においては、臨時職員の賃金が計上されているため、その職務の内容について質問がありました。企業訪問や相談・認定業務など、商工労働担当の事務量が増加していることから、その補助員として雇用するものであるとのこととあります。また、中小企業緊急経済対策資金の利子補助の対象数の質問に対しては、248件を想定しているとの回答がされました。

建設部所管では、河川費の浸水対策基本計画の内容について質問がありました。境川町大坪地内に大坪尻川があり工業団地が広がっている。普通河川として管理をしているが、河川整備をするため、浸水に対しての調査や専門家による検討をし、国・県の指導を仰ぎ対策を進めるため、基本計画を策定したいとの回答がありました。都市計画総務費委託料の石和温泉駅周辺整備事業2千万円の前算内容について質問があり、都市再生整備計画策定事業、駅広場道路等

概略設計委託事業、駅舎南北通路基本設計委託事業であるとの回答がありました。

また、担当部局が、経営政策部から建設部に変更になることから、石和温泉駅周辺整備事業の経過について、委員会への出席要求を望月副市長、池田経営政策部長に出し、説明を求めました。

その中で、JRとの協議が不透明な中、予算が多いのではないかと、もう少し先でもいいのではとの意見がありましたが、国とJRとの協議が整い、国からのルールが示されるという見通しがあり、他市における駅舎建設事業に係る費用も検討する一方、まちづくり交付金および合併特例債等の期限内有効活用の方法、有利な財政措置の方策等のかんがみの中で、すぐ行動に移すために、今回予算に計上したものであるとの回答がありました。

また、経過報告をより密にすべきではなかったか、現在の市としての駅舎についての考えはあるのかとの質問に対して、今のところ相談すべき内容のものがなく、今後、このような大規模なプロジェクトについては、議員とのコミュニケーションをとりながら、いろいろな場で説明していきたい。駅舎については、具体的なものはなく今後この調査および市民の意見を集約する検討委員会等を開催する中で、集約されたものをベースにして考えていきたいとの回答がありました。

なお、建設経済常任委員会としては、今後大型プロジェクトについては、委員会にその進捗過程を逐次説明すること、事業の所管部局が移った場合、申し送り、事務引き継ぎ、調整を確実に履行し、事業推進が遅延することのないよう、部局間の連携を整えることについて要請をしたいと思います。

公営企業部所管においては、水道工事の消火栓設置において、蓋の形が現在は丸型になったが既存の角型とは工具が違っている。緊急の場合に開けられないことも考えられるので、工具の統一について関係部局と協議をお願いしたい。また、一般会計からの繰出金や起債償還も財政を圧迫させている一要因であるため、収税課とも連携を取る中で、確実な徴収および加入率向上も急務であるとの意見がありました。

以上、本委員会に付託を受けました案件にかかわる主な質疑等の報告を終わります。

それでは、審査結果については次のとおりです。

議案第22号 「平成21年度笛吹市一般会計予算」のうち、建設経済常任委員会担当項目について、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号 「平成21年度笛吹市公共下水道特別会計予算について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号 「平成21年度笛吹市農業集落排水特別会計予算について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号 「平成21年度笛吹市簡易水道特別会計予算について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号 「平成21年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号 「平成21年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号 「平成21年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第34号 「平成21年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第35号 「平成21年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第36号 平成21年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第37号 「平成21年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第38号 「平成21年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第39号 「平成21年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第40号 「平成21年度笛吹市水道事業会計予算について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第41号 「平成21年度笛吹市春日居地区温泉給湯事業会計予算について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長（上野稔君）

建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結します。

これより、討論および採決を行います。議案第22号につきましては、先般、申し上げたとおりです。

それでは、議案第28号、議案第29号、議案第31号から議案第39号および議案第41号を一括議題といたします。

お諮りします。

本12案件については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本12案件についての委員長報告は可決です。

本12案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第28号、議案第29号、議案第31号から議案第39号および議案第41号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号を議題とし、討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論を終結します。

議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号を議題とし、討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論を終結します。

議案第40号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより、各常任委員会に分割付託いたしました議案第22号を議題といたします。

議案第22号に対する討論を行います。

反対討論を許します。

7番、渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

日本共産党の笛吹市議団を代表して、21年度一般会計予算について、反対討論を行います。

平成21年度笛吹市施政方針では、「明確な時代認識を持ち、市民のために何をすべきかといった使命と責任感を追求することが必要です」と言っております。

私もこの点、同感です。

この考えに基づいて、平成21年度予算を検討してまいりたいと思います。

明確な時代認識、どなたも言うとおりの格差と貧困、金融バブル崩壊と100年に1度とも言うべき大不況、そして大失業の危機、こうした事態は市場原理主義、儲ければいいという思想と、新自由主義的政策によってもたらされました。

今、市場原理主義にからめ取られてきた多くの人々も、市場原理主義の罪悪に気付き、別の道、ルールある経済社会の転換、また、儲け本位の社会から、人々の幸せを追求する経済社会への転換を求める動きが、急速に高まっております。

市政の使命と責任感の追求、まず、緊迫した現在の状況の下、最優先の使命は、市民が生きられるようにすること。そして、暮らしと営業を守る施策の先に明日の豊かな暮らしを展望することだと思っております。

今議会は、既に水道料の第1次大幅値上げの条例を可決してしまいました。20%近く介護

保険料を値上げする介護保険条例の改正を可決してしまいました。これら市民の暮らしを省みない暴挙だといわざるを得ません。

一方、一般会計から下水道特別会計への繰出金は、すぐには減りませんが、下水道事業の抜本的な見直しの方向がほぼ固まり、将来の負担減少へと前進いたしました。

さて、一般会計予算はどうでしょう。20年度比、約12億円増、275億5千万円という大型予算です。

12億円の増の中には、子育て支援環境を中心に乳幼児医療費助成制度の拡大、私立幼稚園就園奨励補助金の拡大、父子家庭児童育成手当の新設、妊婦健診の回数拡大など1億数千万円の増額となっております。

これは、市民の強い願い、そして私たちの行政を一定程度反映したものであると受け止めております。

しかし、増額のほとんどは前々から決まっていたもの、制度改正に伴う負担金補助等であります。

かすがい東保育所建設費約3億6千万円、後期高齢者医療など特別会計への法定繰出金の増、境川浄水場建設のための出資費約3億6千万円、駅前土地区画整理事業費約5億1千万円の増、リニア関連工事費等であります。

確かに大型予算ではありますが、この大不況時代、緊急事態にあたって市民を路頭に迷わせない、生活破綻に陥らせないための緊急対策、こういうものではございません。こういう対策はほとんど見当たりません。

さて、この緊急事態に対して「選択と集中」、これまで以上に予算の精査が必要ではないでしょうか。

まず、市長公用車購入費500万円、私には現在使用中の公用車、十分立派に見えます。市民生活の厳しい今日、緊急に必要でしょうか。

住民票、印鑑証明書の自動交付機、市内7カ所の年間保守委託料は1,155万2千円、1台当たり165万円にあたります。さらに、住基カード促進事業として臨時職員賃金113万8千円を計上しております。2月までの交付枚数が8,095枚、1枚当たりの保守点検料だけで、平均1,300円程度かかる見込みです。本庁を除く6カ所合計で、発行枚数は1,397枚、ここでは1枚当たり6,500円の住民票になります。また、県内どこでも住民票などが取れるようになるという、導入してまいりましたが、共用できる自動交付機の導入は甲州市の1台だけ、こういう事態であります。

私たちは、自動交付機の導入はセキュリティーが完全に確保され、全県で普及の見通しが立ち、低コストになってから導入すればよいと主張してまいりました。

今からでも見直しが必要でないでしょうか。

私たちは、一宮中学校や石和中学校など劣悪な給食施設の改修や建て替えを再三、申し入れてまいりました。しかし、今回の一宮学校給食共同調理施設設置事業については、議会に対しても一度もその構想さえも示さず、今回、2,520万円の実施設設計委託費が計上されたものであります。

構想では、建設費概算6億5千万円から7億円くらいを見込んでおります。この構想については、センター方式か自校方式か、あるいは過剰設計につながる要素はないかなど、検討課題が数多くあります。

議会対応や市民合意を得る点で、極めて不十分だったと言わざるを得ません。

また、石和温泉駅周辺整備事業では、駅舎改築等基本設計委託費など約2千万円を計上しております。これも、基本構想も合意されたものはないままの見切り発車でございます。

しかし、この件については、先ほどやっと経過説明がございました。補足しておきます。

ホテルの里事業については、20年度予算審査の折、20年度で一区切りとして、あとはホテルの発生状況など様子を見ながら検討すると言いながら、21年度予算においても9千万円を超える事業費を計上いたしました。

委員会の答弁を反故にする暴挙だと言わざるを得ません。

林道鶯宿中芦川線の建設は、目的も効果もあいまいなまま、今年も9千万円を超える巨費が計上されました。

さて、市民生活が緊迫の度を深める中で何が必要でしょうか。

抜本的には、国政レベルで解雇の規制、セーフティネットの確立、内需拡充の経済対策が必要です。

しかし、市レベルでも市民生活を守る緊急対策と市民生活向上へつながる精査された施策が必要です。

まず、子育て世代支援、子どもの健やかな成長を支える施策の抜本的強化でございます。

格差と貧困が拡大した今日、子どもの生きる権利、教育、医療に差別があってはなりません。20年度市民の最大の願いと運動は、中学生までの医療費助成制度の拡大でございました。これは半歩前進とはいえ、市民の願いからはほど遠い対策しか打ち出されておられません。

県内、7割の子どもの医療費助成制度小学生までの市町村に住んでおります。いつときも早く拡大を図るべきではないでしょうか。生活困窮者が広がっております。食事・住居・医療・教育、あらゆる分野で基本的人権が守られる対策が必要です。

困窮者は複合的な困難を抱えている場合がほとんどです。市に気軽に相談できる生活相談総合窓口をつくること。また、市内の医療機関や福祉機関に生活相談事業の委託を行うなど、困窮者が適切な支援にアクセスできるようにすることが、まず必要ではないでしょうか。

今日の食事にありつけない市民を生み出さない対策、保険料や医療費が払えないために医療をあきらめる人を出さない対策、悪質貸金業者に追われ深みにはまる市民を出さない対策、不当解雇によって職を失う市民が出ない対策、貧困のために保育・教育をあきらめる子どもを出さない対策、ホームレスの市民が生まれない対策等が最優先に取られるべきではないでしょうか。

次に、市民が安定した仕事に就き、このことによって笛吹市の産業にも寄与する対策が必要でございます。

私は、農業後継者の育成支援の提案を繰り返し行ってまいりました。就農支援資金の給付、研修、援農制度の確立などです。

新規就農者がこのまま推移すれば、笛吹市農業は数年後には大変なことになります。緊急に思い切った対策を取ることが必要ではないでしょうか。

地域活性化について、支所の予算は光熱水費、需用費など管理費だけです。これでは支所を軸に地域独自の事業展開は不可能であり、地域活力向上の障害になると言わざるを得ません。

私は、平成21年度一般会計について、個々の項目と同時に今日の時代に必要な緊急対策が、ほとんど取られていないことを思って、反対とさせていただきます。

これで反対討論を終らせていただきます。

どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

賛成討論を許します。

21番、川村恵子君。

○21番議員（川村恵子君）

議長の許可をいただきましたので、議案第22号「平成21年度笛吹市一般会計予算」につきまして、これを原案のとおり賛成する立場から討論を行います。

サブプライムローン問題を背景に、アメリカの住宅バブル崩壊に端を発した金融危機は、世界的な金融危機に発展。

わが国経済も、世界的な景気の後退が続く中で内需、外需ともに厳しい状態が続いております。

政府は、国民生活と日本経済を守る観点から、当面は景気対策、中期的に財政再建、中長期的には改革による経済成長という三段階で経済財政政策を進めることとし、安心実現のために緊急総合対策、生活対策に引き続き政策対策の実現や生活防衛のための緊急対策を着実に実施するとともに、内需主導の持続的成長が可能となるよう経済の体質を転換し、日本経済の底力を発揮させることとしております。

このような状況の中で、本市におきましても、歳入の根幹であります市税を始め各種の交付金も大幅な増加は期待できず、市にとりましても大変厳しい状況といえるのではないかと考えております。

そうした中であって、平成21年度の一般会計予算を見ますと、総額275億5千万円となっており、前年度と比較し4.7%、12億3,900万円の大幅な増額となっております。

このことは、不況下における景気対策の一環として、公共事業を前倒しで行うとともに、乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭小中学校入学祝金支給事業、幼稚園児就園奨励費補助事業拡大など、子育て支援対策に重点を置いた積極的な予算であります。

さらに、本市においては昨年3月、「みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニー」を将来像とする第1次笛吹市総合計画「ふえふき協奏曲第1番」を策定し、10年後の将来像実現に向けて最初の一步を踏み出しました。

総合計画元年に続き、笛吹市発展の基礎づくりを継承しながら、笛吹市らしさを追求し定着させ、さらに発展させるための大切な予算であると理解しているところでもあります。

予算編成にあたっては、各部局のマネジメント機能を十分発揮しながら、事務事業の見直しや再構築について、市民の目に見える形で実施し、効率的、効果的な事業展開を図るため、職員一人ひとりが財政状況を改めて認識し、限られた経営資源の最大の事業効果が発揮できるよう心がけ、部局ごとの配分の中で創意工夫を重ね編成したものと伺っております。

しかしながら、平成17年度以降、毎年度財政調整基金からの繰入を常態とした予算編成を行っており、21年度予算におきましても約13億円の取り崩しを見込んでおります。

市の財政状況も一層厳しくなることが予想される中、基金取り崩しによる予算編成については、今後、見直しをしていく必要があるのではないかと考えております。

笛吹市のさらなる発展を目指し、子どもから大人まですべての市民が、安心して生き生きと過ごせるまちづくりの実現に向け、荻野市長を先頭とし、職員一丸となって予算執行にあたら

れることを期待し、「平成21年度笛吹市一般名会計予算」につきましては、原案に賛成するものであります。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

反対討論を許します。

3番、野澤今朝幸君。

○3番議員（野澤今朝幸君）

議長より許可をいただきましたので、「平成21年度笛吹市一般会計予算」に関する反対討論を行います。

ここで反対討論をしようとするのは、笛吹市政の民主主義の根本に関わる問題であります。

反対討論の内容は、選挙費に関わるものであります。

具体的には、予算書50ページ、2款総務費、4項選挙費、3目指定選挙費であります。

予算額は3,948万5千円、財源はすべて県支出金になっています。具体的には、衆議員選挙に向けた選挙費であります。

この選挙費に関しては、平成21年度のマニフェスト、総務部の5つの柱の1つの事業となっています。その内容は、投票所を40カ所から30カ所に減らす、開票時間の短縮、その結果として経費の節減です。これがマニフェストには460万円ほど節減できると載っております。

投票所が減ることによるポスターの掲示関係80万円、そして投票所の経費そのものが300万円、そして投票短縮によるものが80万円、これは投票所が減るだけの80万円ではないと思いますけれど、いくらか投票所が減ることによって開票時間も減るということで含まれていると思います。いずれにしても460万円ということで、これが経費節減、そして結果がいち早く公表が市民にできるということでサービス向上になると、マニフェストでは述べられています。

私は、投票所を40カ所から30カ所まで大幅に減らして、つまり有権者に不便を強いることまでして経費節減を図る必要が、本当にあるかと。ないと思います。そういう意味から反対しています。

反対理由をいくつか述べますと、言うまでもなく日本国憲法の下にあるわれわれは主権在民、そして、その中心は参政権、参政権の中心は投票する権利であります。

こういうものが、再編によって著しく阻害される、そういう人が出てくるだろうと思います。

そして、昨今では国・県・市、どこの選挙でも投票率が落ちているということが、低くなっていることが問題になっています。それをさらに促進しかねない、そのような再編であろうかと思えます。そういう意味では、時代に逆行しているのではないかと。

さらに、もっと具体的に見ますと、笛吹市のみならず高齢化が進んでいます。そういう中で、この40カ所から30カ所への再編、縮小的再編、これも時代に逆行する、そのようなものであろうというふうに、この観点からも言えると思えます。

そして、2月20日でしたか、21年度のマニフェストが説明された折、やはり市民の中からそのような危惧が意見として出されたときに、総務部長だったと思いますが、期日前投票等の呼びかけをいままで以上に強くするというような、確か返答であったと思いますが、これは問題が違うというふうに私は思っています。

さらに、このような大切な、私からすれば国民の権利がマニフェストを見る限り、それへの危惧がまったく述べられていない、その不便を強いることに対する、どういうふうな対応をするかということが、マニフェストにはまったくその対応が述べられていないということで、われわれ国民、県民、市民の権利に対する認識が非常に薄いのではないかと思います。

そして、財政上からもやむを得ないとするならば、この再編に対するしっかりした全体像を示し、そして、再編の基準等を示す中でしっかり取り組んでいくべきであると思います。

私から見れば、なし崩し的にこれが行われているとしか思えません。

言うまでもなく、わが国の政治は民主主義の下にあります。民主主義によって成り立っています。民主主義は合意形成のシステムと考えていいと思います。合意形成には、これはやむを得ず時間と経費がかかります。この時間と経費を惜しむならば、民主主義の根本が失われると考えます。

「角を矯めて牛を殺す」ということわざがあります。

今回のこの投票所の再編は、まさにそれを地で行くような取り組みであろうと思います。

笛吹市の民主主義の根本に関わる問題というふうに私は認識し、「平成21年度笛吹市一般会計予算」への反対を表明いたします。

以上です。

○議長（上野稔君）

ほかに討論ありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

議案第22号の採決を行います。

本案に対する三常任委員長の報告は可決です。

本案は、各常任委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時10分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

日程第23 発議第1号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

降矢好文君。

○9番議員（降矢好文君）

発議第1号

平成21年3月18日 提出

笛吹市議会議長 殿

提出者 笛吹市議会議員 降矢好文
賛同者 " 前島敏彦
 " 大久保俊雄

笛吹市議会会議規則の一部改正について

笛吹市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

提案理由

議会放映編集委員会委員の構成員の変更に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本案を提出するものである。

改正内容については、お手元にお配りしました資料のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

お諮りします。

本案については、質疑・討論、および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（上野稔君）

次に、日程第24 神峰山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

神峰山恩賜県有財産保護組合議会議員に、岡満男君、松澤茂樹君、関一彦君、日野原勝人君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を神峰山恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

ただいま、指名しました方が神峰山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

暫時休憩いたします。

再開は4時30分といたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時26分

○議長(上野稔君)

再開いたします。

ただいま、市長より契約案件1件および人事案件2件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長(上野稔君)

これより、日程第25 議案第47号から日程第27 同意第1号までを一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長(荻野正直君)

本日、提出させていただきました案件につきまして、概要をご説明申し上げます。

はじめに、「動産の取得について」であります。

笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議決を求めるものであります。

取得する動産は高規格救急自動車、取得金額は2,887万5千円、取得の相手方は甲斐日産自動車株式会社であります。

次に、「人権擁護委員の候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員の候補者として、北澤三津子氏を再任・推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所は石和町八田490番地13、生年月日は昭和17年1月19日生、満67歳であります。

次に、「副市長の選任について」であります。

現副市長、望月健二氏を再任いたしたく、地方自治法第169条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

住所は南アルプス市小笠原461番地6、生年月日は昭和23年1月30日、満61歳であります。

任期は、平成21年4月1日から平成25年3月31日までであります。

以上、概略説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決・ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上野稔君）

それでは、日程第25 議案第47号を議題とし、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第47号は、会議規則第36条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第47号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

議案第47号の討論を行います。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

議案第47号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26 議案第48号を議題とし、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

お諮りします。

議案第48号は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第48号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

議案第48号の討論を行います。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

議案第48号の採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第27 同意第1号を議題といたします。

ここで、副市長、望月健二君の退場を求めます。

(望月健二君・退場)

同意第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結します。

同意第1号は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

同意第1号の討論を行います。

討論ありませんか。

(な し)

討論を終結します。

同意第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決しました。

望月健二君の入場を求めます。

(望月健二君・入場)

ただいま、同意されました件について、望月副市長から議場での発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

望月副市長の発言を許します。

望月健二君。

○副市長 (望月健二君)

ただいまは、副市長の選任にご同意賜り誠にありがとうございます。

もとより微力ではございますが、市政推進のため誠心誠意努力してまいりますので、引き続きご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上野稔君）

日程第28 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長およびニア対策特別委員長より、閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

本件については、お手元に配布のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件については、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査と決しました。

以上で、今定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

市長より、閉会に際し、あいさつの申し出がありますので、これを許します。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

平成21年第1回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本市議会は、2月27日から本日まで20日間に及ぶ日程で開催されました。

本会議に上程いたしました提出案件のすべてにつきまして、原案のとおりご議決・ご承認を賜り、本日ここに総額275億5千万円の平成21年度一般会計予算が成立いたしました。

正副議長さまをはじめ議員各位におかれましては、本会議ならびに各委員会を通じ、慎重かつ熱心な審議に努めていただき、誠にありがとうございます。

ご議決いただきました新年度予算の執行につきましては、最少の経費で最大の効果を挙げるという財政経営の基本原則を守りながらも、昨年比4.7%、12億3千万円増額の積極性が十分発揮できるよう、特に子育て環境の充実をキーワードに事業展開を図ってまいりたいと思います。

また、市役所の組織体制につきましても、現在の児童課から保育所担当を独立させ保育課を設置いたします。

現在、策定中の保育所ビジョンの具現化に向け、合併後、旧町村間でばらつきのあった公立保育所の管理や人事などの業務を統一化し、保育所環境や保育士の資質の向上を図るとともに、私立保育園や小学校との情報の共有化など連携を図ることで、笛吹市の将来を担う子どもを市全体で育てる環境を整えてまいります。

次に、定額給付金の現状についてご報告を申し上げます。

給付申請につきましては、若干、システムのトラブルもございましたが、3月6日から郵送を開始いたしました。

市役所本庁・支所の窓口において、9日から受け付けを始めるとともに、郵送での受け付けも開始し、昨日、17日現在で全体の約55%、約1万5千件の申請がきております。

申請書の確認、連絡、パソコンへの入力、金融機関への通知、決定通知書の打ち出しと郵送など、一連の作業を8名の臨時職員と、各部局から12名の応援職員、計20名体制で取り組んでおります。

明日、19日には、第1回の振り込みを予定しており、振込件数は1,963件、振込金額

はおよそ8,600万円となっております。

会計処理や金融機関の支払システム制限があり、支給までに日にちを要することから、今後におきましては週1回の振り込みを基本に、応援体制も充実した中で、迅速かつ確実に振込作業を進めてまいります。

さて、笛吹市は、これから1年で最も美しい季節を迎えます。市内一面、やわらかく、あたたか味のあるピンク一色に染まり上がる中、4月1日から19日までの日程で、笛吹市桃の花まつりが開催されます。

桃の花びらが舞う中を4千人のランナーがかけぬける「いちのみや桃の里マラソン」、全国から200チームが花鳥の里スポーツ広場に集う「全国ゲートボール大会」、戦国時代さながらに再現される「川中島合戦絵巻」、そのほか各地域の会場で趣向を凝らした桃の花イベントが開催されます。

なお、今年も石和温泉駅を起点に市内の花まつり会場を巡る「桃の花バス」を運行いたします。花まつり期間中の4月4日、5日、11日、12日の4日間、3コースを巡回いたします。

また、昨年を引き続き、JR東日本が山梨県を重点販売地域に指定したことにより、88本の臨時列車が運行されるなど、昨年にも増して、県内外から大勢のお客さまがお見えになると予想されております。

おもてなしの心を第一に、笑顔でお迎えしたいと思います。

なお、4月17日から20日までの日程で、ドイツのバート・メルгентハイム市のヨハンフランスバック副市長を団長に、7名の友好使節団がお見えになります。

滞在中は、ドイツ、イタリア、フランス、そして笛吹市の子どもたちが、同じ物語を題材に描いた絵を展示する、国際交流プロジェクト「虹のもう一方の端」の開催や、川中島合戦への参加を予定いたしております。

歓迎レセプションも計画しておりますので、議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

合併して5年目に入り、行政経営土台づくりから徐々に成長へのステージに移ってまいります。「みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニー、オンリーワン都市」の形成に向け、これからも渾身の力を傾注し、まい進してまいりますので、議員各位の絶大なご協力をお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

以上をもちまして、平成21年笛吹市議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時43分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	橘 田 益 貴
議 会 書 記	飯 島 重 人
議 会 書 記	金 井 久